

合計									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第二十號様式

備考
 (一) 「會員別滞納額調」中各年度ノ合計ハ「農會經費滞納額調」中各年度ノ「認可申請滞納額」ト符合スルモノトス
 (二) 過怠金ノ場合モ本表ニ準シ作成ノコト

事務引繼書

一 引繼 年 月 日
 何年 何月 何日

二 引繼 場 所
 何々

三 立會人職氏名
 何々 何某

四 引繼 事 項
 (一) 財 産
 1 資 産
 (1) 土 地
 何郡(市)何町(村)大字何字何何番地
 山林(田)(畑)何町何段何畝歩

(2) 建 物
 貨賃價格 何 圓
 何郡(市)何町(村)大字何字何何番地
 何造何葺二階建(平家建)何棟
 建 坪 何 坪

(3) 有 價 證 券

種 目	番 號	額 面	金 額	備 考

品 目	(4) 預 金	年 度 別	收 入	高 支 出	差 引	現 金	備 考
	(5) 現 金						
(6) 備 品	計						
目 員							
數 單							
價 價							
額							
備							

農會技術員資格試驗規程

秋田縣告示第五百六十六號(昭和十二年十一月五日)

農會技術員資格試驗規程左ノ通定ム

農會技術員資格試驗規程

第一條 農林省令第二十八號郡市町村農會技術員設置助成規則ニ基テ農會技術員ノ資格試驗ハ本規程ニ依リ之ヲ行フ

第二條 試驗ヲ受ケントスル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル年齢滿二十三歲以上ノ男子ニシテ秋田縣農會長ノ推薦アリタルモノタルコトヲ要ス

一 舊乙種農業學校卒業程度以上ノ學力アル者及青年學校又ハ高等小學校卒業者ニシテ農事試驗場又ハ修練農場等ニ於テ一年以上ノ訓練ヲ受ケ且農會技術員ノ經驗三年以上ノモノ

二 農會技術員ノ經驗五年以上ノモノ

第三條 試驗ハ身體檢查、學術試驗、人物考査ニ分チ之ヲ行フ

第四條 學術試驗ハ身體檢查ニ合格シタル者ニ對シ左ノ科目ノ中ニ就キ之ヲ行フ

(一) 學科目(畜甲種農業學校卒業程度)

- 一 土壤、肥料
- 二 病理、昆蟲
- 三 作物
- 四 園藝
- 五 養蠶、栽桑
- 六 畜産

七 農産製造
八 農業經濟、農會法大意

九 作文

(二) 實地科目

一 肥料、種子、農業藥劑ノ鑑定

二 其ノ他必要ト認ムル事項

第五條 人物考査ハ學術試驗ニ合格シタル者ニ對シ之ヲ行フ

第六條 試驗ノ期日、場所、試驗科目並願書提出期限ハ縣報ヲ以テ之ヲ公示ス

第七條 試驗ハ試驗委員之ヲ行フ

試驗委員ハ縣職員、農業學校職員及縣農會職員中ヨリ知事之ヲ任命又ハ囑託ス

第八條 受験志願者ハ様式第一號ノ願書ニ様式第二號ノ履歷書及戶籍抄本並秋田縣農會長ノ推薦狀ヲ添附シ知事ニ之ヲ提出スベシ

第九條 試驗ニ合格シタル者ハ縣報ヲ以テ之ヲ告示シ且様式第三號ノ合格證書ヲ授與ス

第十條 不正ノ方法ニ依リ試驗ニ合格シタル者ニ對シテハ其ノ合格ヲ無効トス

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年六月秋田縣告示第二百四十三號町村農業技術員試驗規程ハ之ヲ廢止ス

訂(秋田令二三五號)

訂(秋田令二三五號)

(様式第一號) 農會技術員資格試驗願書

現住所 職業 氏名 生年月日

私農會技術員資格試驗規程ニ依リ試驗相受度候ニ付別紙履歷書、戶籍抄本及秋田縣農會長ノ推薦狀相添ヘ此段相願候也

年 月 日 氏名 生年月日

(様式第二號) 履歷書

本籍 現住所 族 籍 氏名 生年月日

畢業 一年 月 日 何學校入學

一年 月 日 同校卒業

一年 月 日 何々ニ就職給料何圓

一年 月 日 何々ニ就職給料何圓

賞罰

第十三類 產業 第三章 普通農事

第四章 蠶絲業、製絲業

蠶絲業法施行手續

昭和七年七月臨時令第四號改正

昭和七年七月臨時令第四號改正

蠶絲業法施行手續左ノ通改正ス

蠶絲業法施行手續

- 第一條 蠶絲業法施行規則第一條ノ規定ニ依ル蠶種製造ノ免許願書ハ様式第一號ニ依リ業務開始二箇月前迄ニ知事ニ之ヲ提出スヘシ
- 前項ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ
 - 一、履歴書及蠶絲業法施行規則第二條第一項第四號ノ規定ニ該當セザル旨ノ市町村長ノ證明書
 - 二、蠶種製造ノ管理者ヲ置ク場合ニ於テハ管理者ニ付前號ノ書類
 - 三、蠶種製造又ハ蠶兒飼育ノ用ニ供スル建物ノ積尺百分ノ一ノ平面圖
 - 四、出願者法人ナルトキハ其ノ定款
 - 五、蠶種製造又ハ蠶兒飼育ノ用ニ供スル建物出願者ノ所有ニ非サル場合ハ其ノ建物所有者ノ承諾書
- 蠶種製造ノ免許ヲ爲シタルトキハ様式第二號ニ依ル蠶種製造免許證ヲ交付ス
- 第二條 蠶種製造者死亡シ業務ヲ廢止シ又ハ免許ヲ取消サレタルトキハ遲滞ナク蠶種製造免許證ヲ返納スヘシ但シ死亡ノ場合ニ於テハ其ノ相続人、戸主又ハ家族ヨリ之ヲ返納スヘシ
- 第三條 蠶絲業法施行規則第五條ノ規定ニ依ル蠶種製造届ハ毎年三月末

日迄ニ様式第三號ニ依リ知事ニ之ヲ提出スヘシ

前項ノ期日以後ニ於テ蠶種製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク前項ノ願書ヲ提出スヘシ

第四條 蠶絲業法施行規則第六條ノ規程ニ依ル生繭取扱届ハ毎年五月末日迄ニ様式第四號ニ依リ知事ニ之ヲ提出スヘシ但シ生繭取扱場所ヲ變定スルコトヲ得サル者ニ在リテハ生繭取扱開始ノ日ヨリ少クモ十日前迄ニ之ヲ提出スヘシ

第五條 蠶絲業法施行規則第十二條及第十三條ノ規定ハ毎年八月一日以後ニ之ヲ適用セス

第六條 蠶絲業法施行規則第八條ノ規定ニ依ル業務承継ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ家督相續又ハ遺産相續ノ別ヲ記載シタル申請書ニ戸籍謄本並第一條第二項第一號及第二號ノ書類ヲ添付シ知事ニ之ヲ提出スヘシ

第七條 蠶絲業法施行規則第十五條ノ規定ニ依ル蠶室及蠶具ノ消毒ハ蠶兒ノ飼育又ハ蠶種ノ製造ヲ爲ス毎ニ其ノ前ニ於テ之ヲ行フヘシ

第八條 蠶絲業法施行規則第十六條ノ規定ニ依リ蠶種製造用蠶兒ノ掃立後遲滞ナク様式第五號ニ依リ知事ニ之ヲ提出スヘシ

第九條 蠶絲業法施行規則第十八條第二項ノ規定ニ依リ掃立口ヲ合併シ又ハ分割シタルトキハ其ノ旨ヲ蠶種製造者ニ通知ス

第十條 蠶絲業法施行規則第二十條ノ規定ニ依ル蠶兒讓渡届ハ様式第六號ニ依リ知事ニ之ヲ提出スヘシ

第十一條 蠶絲業法施行規則第二十一條ノ前檢査請求書ハ様式第七號ニ

訂(秋田令一七八號)

訂(秋田令一七四號)

依リ知事ニ之ヲ提出スヘシ

第十二條 蠶絲業法施行規則第二十二條第二項但書ノ許可ヲ受ケ蠶種製造用繭ヲ蠶兒飼育場所以外ニ搬出セムトスル者ハ掃立届ト同時ニ様式第八號ニ依リ申請書ヲ知事ニ提出スヘシ

第十三條 蠶絲業法施行規則第二十四條第一項又ハ第三項ノ規程ニ依リ前檢査合格證又ハ種繭證明書ノ裏書ヲ申請セムトスル者ハ様式第九號ニ依リ申請書ヲ、同條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ種繭證明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第十號ニ依リ申請書ヲ所轄蠶業取締所ニ提出スヘシ

第十四條 蠶絲業法施行規則第二十五條第一項ノ規定ニ依ル蠶種製造廢止届ハ様式第十一號ニ依リ知事ニ之ヲ提出スヘシ

蠶絲業法施行規則第二十三條ノ前檢査合格證又ハ同則第二十四條ノ種繭證明書アル種繭ニ依リ蠶種ノ製造ヲ廢止シタルトキハ全部ノ廢止ニ在リテハ其ノ前檢査合格證又ハ種繭證明書ヲ返納シ、一部ノ廢止ニ在リテハ様式第九號ニ依リ裏書申請書ヲ知事ニ提出スヘシ

第十五條 蠶絲業法施行規則第二十七條ノ符號ハ數字ヲ用ヒ、同則第三十條第一項第一號ノ記號ハ平假名ヲ用フヘシ

第十六條 蠶絲業法施行規則第三十條ニ依リ蠶種ノ臺紙ニ記載スヘキ文字ハ褪色又ハ浸潤セサルヲ要シ臺紙又ハ容器ニ記載スヘキ卵量ハ壹、貳、參、拾ノ文字ヲ用フヘシ

第十七條 蠶絲業法施行規則第三十條第一項ノ規定ニ依リ蠶種ノ臺紙又ハ容器ニ記載スヘキ品種名ハ交雜ニ依リ製造シタル蠶種ニ在リテハ雌蛾ヲ右ニ雄蛾ヲ左ニ記載スヘシ

第十八條 蠶種ノ臺紙又ハ容器ニハ蠶絲業法施行規則第三十條、第四十

第十三類 産業 第四章 蠶業

七十六ノ九

蠶絲業法施行規則第三十條、第四十

第十三類 産業 第四章 蠶業

七十六ノ九

蠶絲業法施行規則第三十條、第四十

第十三類 産業 第四章 蠶業

七十六ノ九

十四號ニ依リ知事ニ之ヲ提出スヘシ
 前項ノ請求書ニハ繭検査合格證又ハ繭繭證明書ヲ添付スヘシ
 第二十三條 蠶絲業法施行規則第三十五條ノ普通蠶種歩合検査請求書ハ
 様式第十五號ニ依リ知事ニ之ヲ提出スヘシ
 前項ノ請求書ニハ繭検査合格證又ハ繭繭證明書ヲ添付スヘシ
 第二十四條 蠶絲業法施行規則第三十四條又ハ第三十五條ニ依リ提出ス
 ヘキ母蛾及蠶種ノ提出場所及期日ハ之ヲ指定スルコトアルヘシ
 第二十五條 蠶絲業法施行規則第三十六條第一項ノ普通蠶種再検査請求
 書ハ歩合検査ニ不合格トナリタル旨ノ通知ヲ受ケタル後七日以内ニ様
 式第十六號ニ依リ知事ニ之ヲ提出スヘシ但シ歩合検査請求ノ際豫メ再
 検査ノ請求ヲ爲サントスルトキハ第十五號様式ノ相當欄ニ其ノ旨附記
 スヘシ
 第二十六條 蠶絲業法施行規則第五十條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行フ繭ノ
 検査ニ合格シタル繭種ヲ用ヒテ製造シタル蠶種ニ付同則第三十七條但
 書ノ許可ヲ受ケ同則第三十四條乃至第三十六條ノ規定ニ依リ蠶種ノ檢
 査ヲ請求セムトスル者ハ様式第十七號ニ依リ申請書ヲ知事ニ提出スヘ
 シ
 第二十七條 蠶絲業法施行規則第三十八條ノ移入又ハ輸入蠶種検査請求
 書ハ様式第十八號ニ依リ知事ニ之ヲ提出スヘシ
 第二十八條 蠶絲業法施行規則第四十七條第一項ノ規定ニ依リ蠶種ノ容
 器ニ検査合格證印ノ押捺、封緘證印ノ押捺又ハ封緘證紙ノ貼附ヲ受ケ
 ムトスル者ハ様式第十九號ニ依リ請求書及其ノ容器ヲ蠶業取締所ニ提
 出スヘシ
 前項ノ請求書ニハ舊容器及已ムテ得サル事由ヲ證スルニ足ル書類又ハ
 裏紙ヲ添付スヘシ

訂(秋田令一七四號)

前項ノ申請書ニハ譲受人連署スヘシ
 第三十六條 蠶絲業法施行規則第八十五條ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ様
 式第二十五號ニ依リ願書ヲ知事ニ提出スヘシ
 前項ノ願書ニハ履歴書及寫眞並蠶絲業法施行規則第八十六條第一項第
 二號ニ該當セサル旨ノ市町村長ノ證明書ヲ添付スヘシ、寫眞ハ名刺形
 トシ出願前六箇月以内ニ帽ヲ著ケ半身ニテ撮影シ裏紙ニ貼附セサル
 モノニシテ裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ記載シタルモノタルヘシ
 免許ノ期間ハ免許證交付ノ年ヨリ起算シ三年目ノ十二月末日迄トス
 第三十七條 蠶絲業法施行規則第八十五條ノ免許ヲ受ケタル者死亡シ、
 業務ヲ廢止シ若ハ免許ヲ取消サレタルトキ又ハ免許ノ期間満了シタル
 トキハ遅滞ナク免許證ヲ返納スヘシ但シ死亡ノ場合ニ於テハ其ノ相續
 人戸主、家族又ハ雇主ヨリ之ヲ返納スヘシ
 第三十八條 蠶絲業法施行規則第八十五條第三項ノ規定ニ依リ免許期間
 ノ更新ヲ申請セムトスル者ハ様式第二十六號ニ依リ申請書ヲ知事ニ提
 出スヘシ
 前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第三十六條第二項ニ依リ寫
 眞ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ
 第三十九條 蠶絲業法施行規則第八十七條ノ蠶札ノ交付ヲ受ケムトスル
 者ハ様式第二十七號ニ依リ申請書ヲ知事ニ提出スヘシ
 蠶札ノ有効期間ハ交付ノ年ヨリ起算シ三年目ノ十二月末日迄トス但シ
 其ノ期間ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得
 前項但書ノ申請ヲ爲サントスル者ハ様式第二十六號ニ依リ申請書ヲ知
 事ニ提出スヘシ

第二十九條 蠶絲業法施行規則第三十九條第二項ノ規定ニ依リ蠶種ノ檢
 査ヲ拒ミタルトキ又ハ同則第四十七條第三項ノ規定ニ依リ検査合格證
 印ノ押捺、封緘證印ノ押捺若ハ封緘證紙ノ貼附ヲ拒ミタルトキハ其ノ
 旨ヲ蠶種製造者ニ通知ス
 第三十條 蠶絲業法施行規則第五十一條ノ許可ヲ受ケムトスル者同則第
 五十六條ノ規定ニ依リ検査ニ關スル方法ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ
 左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ知事ニ提出スヘシ
 一、標本調製ノ方法
 二、顯微鏡検査ノ方法
 三、合格又ハ不合格ノ決定方法
 第三十一條 蠶絲業法施行規則第五十九條第二項ノ規定ニ依リ原蠶種檢
 査届ハ検査開始ノ日ヨリ少クトモ十日前迄ニ様式第二十號ニ依リ知事
 ニ之ヲ提出スヘシ
 第三十二條 蠶絲業法施行規則第六十八條第二項ノ規定ニ依リ原蠶種檢
 査成績報告ハ検査終了後三十日以内ニ様式第二十一號ニ依リ知事ニ之
 ヲ提出スヘシ
 第三十三條 蠶絲業法施行規則第六十九條ノ規定ニ依リ繭検査済届ハ繭
 ノ検査終了後遅滞ナク様式第二十二號ニ依リ知事ニ之ヲ提出スヘシ
 第三十四條 蠶絲業法施行規則第八十二條ノ規定ニ依リ桑苗生産届ハ毎
 年三月末日迄ニ様式第二十三號ニ依リ知事ニ之ヲ提出スヘシ
 第三十四條ノ二 蠶絲業法施行規則第八十二條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シ
 タル者ハ桑苗届取終了後遅滞ナク様式第二十三號ノ二ニ依リ桑苗生産
 成績届ヲ知事ニ提出スヘシ
 第三十五條 蠶絲業法施行規則第八十四條但書ノ許可ヲ受ケ桑苗ヲ讓渡
 サムトスル者ハ様式第二十四號ニ依リ申請書ヲ知事ニ提出スヘシ

訂(秋田令一四九號)

第四十條 第三十七條ノ規定ハ蠶絲業法施行規則第八十七條ノ蠶札ノ交
 付ヲ受ケタル者死亡シ若ハ業務ヲ廢止シ又ハ蠶札ノ有効期間満了シタ
 ル場合ニ付之ヲ準用ス
 第四十一條 蠶種製造免許證、蠶絲業法施行規則第八十五條ノ免許證又
 ハ同則第八十七條ノ蠶札ヲ失シ若ハ毀損シ又ハ記載事項ニ變更ヲ生
 シタルトキハ遅滞ナク再交付又ハ書換ヲ知事ニ申請スヘシ
 第四十二條 第二條、第十四條第二項、第十八條、第三十七條若ハ第四十
 條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第十九條若ハ第二十一條ノ申請書ニ虛偽
 ノ記載ヲ爲シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 第四十三條 蠶種製造場所又ハ蠶兒飼育場所ニ於テ検査ヲ受クル場合ハ
 蠶種製造者若ハ其ノ管理者又ハ適當ナル代理人之ニ立會フヘシ
 第四十四條 蠶絲業法施行規則又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ
 蠶業取締所ヲ經由スヘシ但シ其ノ出張所開設中ハ所轄出張所ヲ經由ス
 ヘシ
 第四十五條 蠶絲業法施行規則又ハ本令ニ依リ蠶業取締所ニ差出スヘキ
 書類ハ所轄出張所ヲ經由スヘシ
 第四十六條 蠶業取締所ノ名稱、位置及管轄區域左ノ通定ム

名	稱	位	置	管轄區域	開設期間
秋田縣蠶業取締所	雄勝郡湯澤町	秋田縣一圓	常		

出張所ヲ設ケタルトキハ其ノ名稱、位置、管轄區域及開閉期日ハ之ヲ
 告示ス
 附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式
第一號

蠶種製造免許願

住所

氏

蠶種製造場所	管理者ノ氏名及住所	蠶種製造ノ用ニ供スル建物ノ棟數	蠶室	蠶種製造額概定數	蠶兒飼育場所擔當者ノ氏名	蠶兒飼育ノ用ニ供スル建物ノ棟數	蠶室數	面積	面積	面積
	住所	棟數	面積							
				計			計	平方米	平方米	平方米

第三號

蠶種製造屆

原蠶種製造額豫定數	越	年	不	越	年	計	期	越	年	不	越	年	計	期
	蠶		蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶

掃立蠶量概定數

計	夏	秋	蠶	瓦	瓦	瓦
---	---	---	---	---	---	---

右免許相成度此段相願候也

第二號

知事宛

氏

名(名稱)印

第 號
蠶種製造免許證
住所
氏
名(名稱)
蠶種製造法第五條ニ依リ蠶種製造者タルコトヲ免許ス
年 月 日
道府縣國

縦 一八釐
横 二四釐

訂(秋田令一四九號)

訂(秋田令一四九號)

普通蠶種製造額豫定數	計	蠶種製造場所	蠶兒飼育場所

右及屆出候也

年 月 日

住所

氏

名(名稱)印

第四號

生簡取扱屆

取扱場所	取扱開始月日	取扱終了月日	取扱豫定數量	管理者ノ氏名住所

右及屆出候也

年 月 日

住所

第十三類 産業 第四章 蠶業

養種氏

名(名稱)印

第五號

備考 養種ハ「生絲製造業」、「繭賣買業」、「繭乾燥業」等ト記載スヘシ

蠶兒掃立届

掃立口ノ記號	蠶兒飼育場所並擔當者氏名	化性	品種名	系統	原蠶種ノ記號	原蠶種製造者ノ氏名(名稱)	掃立月日	掃立蟻數(卵)	掃立蟻量(瓦)

右及届出候也

年 月 日

知事宛

住所

氏

名(名稱)印

第六號

蠶兒讓渡届

掃立口ノ記號	讓渡前ノ蠶兒飼育場所並擔當者氏名	化性	品種名	系統	原蠶種製造者ノ氏名(名稱)

訂(秋田令一四九號)

訂(秋田令一四九號)

掃立月日	掃立蟻量	讓渡數	讓渡後ノ蠶兒飼育場所並擔當者氏名	讓受人ノ氏名(名稱)及住所	讓渡月日

右及届出候也

年 月 日

知事宛

住所

氏

名(名稱)印

第七號

繭検査請求書

掃立口ノ記號	蠶兒飼育場所並擔當者氏名	化性	品種名	系統	上簇期ノ始期	上簇期ノ終期	收繭確定月日	摘要

右及請求候也

年 月 日

知事宛

住所

氏

名(名稱)印

備考 讓受ケタル蠶兒ニ付繭検査請求ノ場合ハ其ノ旨ヲ摘要欄ニ記載スヘシ

第十三類 産業 第四章 蠶業

第八號 第十三類 產業 第四章 蠶業

繭搬出許可申請書

繭立口ノ記號	蠶兒飼育場所 並擔當者氏名	化性	品種名	系統	收購豫 定月日	收購豫 定數量	搬出豫 定月日	搬出豫 定數量	搬出 先場所

右何ノ事由ニ因リ許可相成度此段及申請候也

年 月 日

知事宛

住所

氏

名(名稱)印

第九號

繭検査合格證(種繭證明書)裏書申請書

繭立口ノ記號	化性	品種名	系統	種繭(廢止) 種繭ノ數量	種繭(廢止)月日	譲受人ノ氏名(名稱)及住所

右及申請候也

年 月 日

知事宛

住所

氏

名(名稱)印

第十號

種繭證明書交付申請書

繭立口ノ記號	新ニ附ス ヘキ記號	蠶兒飼育場所 並擔當者氏名	化性	品種名	系統	種繭數量	讓渡人ノ氏名 (名稱)及住所	讓受月日	蠶種製造場所

右及申請候也

年 月 日

知事宛

住所

氏

名(名稱)印

訂(秋田令一七四號)

第十一號

蠶種製造廢止届

繭立口ノ記號	蠶兒飼育場所 並擔當者氏名	化性	品種名	系統	原蠶種製造者 ノ氏名(名稱)	繭立月日	繭立蠶數 (卵量)繭立蠶量 (蠶(瓦)瓦)	廢止數量	廢止月日

右及届出候也

年 月 日

知事宛

住所

氏

名(名稱)印

第十二號 (削除)

交雜原蠶種製造許可申請書

第十三類 產業 第四章 蠶業

第十七號

蠶種検査許可申請書

蠶種製造場所	化	性	品	種	名	系	統	越	年	不	越	年	別	原	蠶	種	製	造	額	定	數	種	滿	數	量	種	滿	數	氏	名	(名	稱)	及	住	所
														原	蠶	種	製	造	額	定	數	種	滿	數	量	種	滿	數	氏	名	(名	稱)	及	住	所

右何ノ事由ニ因リ許可相成度此段及申請候也

年 月 日

知 事 宛

住 所

氏

名(名稱)印

第十八號

移入(輸入)蠶種検査請求書

製造地	記	號	香	號	化	性	品	種	名	系	統	滿	色	純	種	固	檢	查	請	求	額	母	蠶	數
														純	種	固	檢	查	請	求	額	母	蠶	數

右及請求候也

年 月 日

知 事 宛

住 所

氏

名(名稱)印

検査請求額ハ框製、袋製其ノ他ノ一蠶別製ニ在リテハ蠶數、平附ニ在リテハ枚數、散卵ニ在リテハ容器數及卵量(瓦)ヲ併記スヘシ

訂(秋田令一七四號)

訂(秋田令一七四號)

第十九號

検査合格證印、封緘證印ノ押捺(封緘證紙ノ貼附)請求書

記	號	番	號	化	性	品	種	名	系	統	卵	量	瓦	押	捺	又	ハ	貼	附	テ	受	ケ	ム	ト	ス	ル	容	器	數
														押	捺	又	ハ	貼	附	テ	受	ケ	ム	ト	ス	ル	容	器	數

右及請求候也

年 月 日

知 事 宛

住 所

氏

名(名稱)印

第二十號

原蠶種検査届

檢	查	場	所	原	蠶	種	檢	査	ノ	管	理	者	ノ	氏	名	檢	査	開	始	豫	定	月	日	檢	査	終	了	豫	定	月	日	蠶	種	製	造	者	ノ	氏	名	(名	稱)	記	號	番	號	化	性	品	種	名	系	統	框	製	袋	製	其	ノ	他
				原	蠶	種	檢	査	ノ	管	理	者	ノ	氏	名	檢	査	開	始	豫	定	月	日	檢	査	終	了	豫	定	月	日	蠶	種	製	造	者	ノ	氏	名	(名	稱)	記	號	番	號	化	性	品	種	名	系	統	框	製	袋	製	其	ノ	他

右及届出候也

第二十四號

桑苗讓渡許可申請書

品名	本	數	仕立法	生産場所	許可ヲ必要トスル事由

右及申請候也

年月日

譲渡人 業種 氏 名(名稱)印

住 所 業種 氏 名(名稱)印

知事宛

第二十五號

蠶種(生繭)賣買(仲立)(行商)免許願

住 所 氏 名

年月日生 名

一、業種

二、業主又ハ從業者ノ別

右免許相成度此段相願候也

年月日

右屋主 住 所 氏 名(名稱)印

名印

知事宛

備考

一、業主ハ「蠶種賣買」、「蠶種行商」、「生繭賣買」、「生繭買入」等ト記載スヘシ

二、從業者ノ場合ニ於テハ屋主連署スヘシ

第二十六號

蠶種(生繭)賣買(仲立)免許(蠶札有效)期間更新願

住 所 氏 名

年月日生 名

一、業種

二、免許證(蠶札)ノ番號

三、免許ノ期間(蠶札ノ有効期間)

右更新相成度此段相願候也

年月日

右屋主 住 所 氏 名(名稱)印

名印

知事宛

備考

一、業種ハ「蠶種賣買」、「蠶種行商」、「生繭賣買」、「生繭買入」、「桑苗行商」等ト記載スヘシ

二、從業者ノ場合ニ於テハ屋主連署スヘシ

訂(秋田令一四九號)

訂(秋田令二一〇號)

第二十七號

蠶種(桑苗)行商蠶札交付申請書

住 所 氏 名

年月日生 名

一、業主

二、業主又ハ從業者ノ別

右交付相成度此段及申請候也

年月日

右屋主 住 所 氏 名(名稱)印

名印

知事宛

備考

一、業種ハ「蠶種製造」、「桑苗生産」、「桑苗賣買」ト記載スヘシ
二、從業者ノ場合ニ於テハ屋主連署スヘシ

蠶業取締所出張所名稱位置及管轄區域

秋田縣告示第百二十七號(大正二年四月二十五日)

本縣蠶業取締所ヲ支應構内ニ(支所出張所)左ノ場所ニ(置)キ蠶絲業法ニ規定スル事務ヲ取扱フ但シ越年母蠶検査ニ關スル事務取扱ニ付テハ毎年

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

告示ヲ以テ之ヲ定ム

明治四十四年十二月秋田縣告示第三百六十四號ハ之ヲ廢止ス

昭和十年三月二十六日 秋田縣告示第百二十號

昭和十一年四月告示第一八六號、七月第三〇一號、八月第三八六號改正

蠶業取締所ノ出張所ヲ設ケ其ノ名稱、位置、管轄區域及開閉期日ヲ左ノ通定ム

名稱	位置	管轄區域	開閉期日
秋田縣蠶業取締所	秋田縣(縣内)	秋田市、鹿角郡、北秋田郡、山形郡、南秋田郡、河邊郡、由利郡	自昭和十年四月一日起至昭和十一年三月三十一日

秋田縣蠶業取締所處務規程

秋田縣訓令甲第七號(大正十年三月三十一日)

沿革 昭和五年四月訓令甲第二五號改正

自治部 蠶業取締所

秋田縣蠶業取締所處務規程ノ通定ム

秋田縣蠶業取締所處務規程

- 第一條 蠶業取締所ハ蠶絲業法施行ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二條 蠶業取締所ニ左ノ職員及吏員ヲ置ク

- 所 長
- 技 師
- 技 手
- 主 事 補
- 蠶業取締吏員
- 蠶種検査吏員

所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ但シ技手ヲ以テ之ニ充ツルコトアルヘシ

第三條 所長ハ知事ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下職員及吏員ヲ指揮監督ス

第四條 所長ハ部下職員及吏員ノ進退功過ヲ知事ニ具申スルコトヲ得

第五條 所長ハ所務ニ關シ職名又ハ所名ヲ以テ官公署其ノ他ト文書ノ往復ヲ爲スコトヲ得但シ重要ナル事件ハ知事ノ指揮ヲ承クヘシ

第六條 所長左ノ事項ヲ行ハムトスルキハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

一、所内處務ノ細則其ノ他必要ナル規程ノ制定並改廢ニ關スル事項

二、所長ノ出張並職員及吏員ノ管外出張ニ關スル事項

三、經費豫算ノ流用ニ關スル事項

四、前各號ノ外重要ナル事項

第七條 左ノ事項ハ所長之ヲ專決處理スルコトヲ得

一、職員及吏員ノ管内出張ニ關スル事項

二、職員及吏員ノ除服、歸省、墓參、轉地療養、私事旅行ニ關スル事項

三、印刷物ノ編纂配付ニ關スル事項

四、雇傭員ノ進退ニ關スル事項

五、前各號ノ外輕易ナル事項

第八條 所長事故アルトキハ上席職員其ノ事務ヲ代理ス

第九條 技師ハ上司ノ指揮ヲ承ケ蠶絲業法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ蠶絲業法施行ニ關スル事務ニ從事ス

第十一條 主事補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十二條 蠶業取締吏員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ臨檢、検査其ノ他ノ事務ニ從事ス

第十三條 蠶種検査吏員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ蠶種蠶兒及母蛾ノ顯微鏡檢査ニ從事ス

第十四條 事務執行上必要アル地ニ蠶業取締所支所ヲ置キ職員及吏員ヲ派シ本所ノ事務ヲ分掌セシム

第十五條 蠶業取締所支所ニ支所長ヲ置キ技手ヲ以テ之ニ充ツ

支所長ハ所長ノ指揮ヲ承ケ管轄内ノ事務ヲ處理ス

第十六條 支所長ハ所管事務ニ關シ職名又ハ所名ヲ以テ管轄區域内ノ官公署其ノ他ト文書ノ往復ヲ爲スコトヲ得但シ重要ナル事件ハ所長ノ指揮ヲ承クヘシ

第十七條 支所長事故アルトキハ其ノ所勤務ノ上席職員又ハ吏員其ノ事務ヲ代理ス

第十八條 臨時必要アル地ニ蠶業取締所又ハ其ノ支所ノ出張所ヲ置キ職

訂(秋田令一九六號)

訂(秋田令一九六號)

員及吏員ヲ派シ本所又ハ支所ノ事務ノ一部ヲ處理セシム

第十九條 所長ハ蠶絲業法施行規則第四百條ニ依ル事務成績ヲ五月十五日迄ニ前年度經費決算ヲ七月末日迄ニ知事ニ報告スヘシ

附 則

第二十條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 明治四十四年十二月二十六日秋田縣訓令甲第五十四號蠶業取締所規程及明治四十四年十二月二十七日秋田縣訓令乙第三百六十一號秋田縣蠶業取締所處務細則ハ之ヲ廢止ス

●蠶病豫防吏員改稱ノ件

秋田縣訓令甲第五十一號(明治四十四年十二月十九日)

知事官房 內務部

本年三月法律第四十七號ヲ以テ蠶絲業法發布セラレ來明治四十五年一月一日ヨリ施行相成候ニ就テハ從來蠶病豫防吏員ノ職ニ在ルモノハ右施行ノ日ヨリ別ニ辭令ヲ用キス其名稱ヲ蠶業取締吏員ト改メ各其ノ現在俸給ヲ受ケル義ト心得ヘシ

●秋田縣蠶業試驗場規程

秋田縣令第六十三號(大正十一年十二月二十七日)

秋田縣蠶業試驗場規程左ノ通定ム

秋田縣蠶業試驗場規程

第一條 本場ハ蠶業ニ關シ左ノ業務ヲ行フ

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

一、原蠶種ノ製造及配付

二、試驗及調査

三、講習、講話及實地指導

四、桑種苗標本等ノ配付

五、鑑定

第二條 本場ニ左ノ職員ヲ置ク

一 場 長

二 技 師

三 技 手

四 主 事 補

第三條 場長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ場務ヲ掌理ス

第四條 技師及技手ハ場長ノ指揮ヲ承ケ場務ヲ分掌ス

第五條 主事補ハ場長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第六條 場長事故アルトキハ上席職員其ノ職務ヲ代理ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年四月秋田縣令第三十號秋田縣原蠶種製造所規程ハ之ヲ廢止ス

秋田縣訓令甲第四十號(大正十一年十二月二十七日)

秋田縣蠶業試驗場規程左ノ通定ム

秋田縣蠶業試驗場規程

第一條 場長ハ部下職員ノ進退賞罰ニ關シ知事ニ具申スルコトヲ得

八十六ノ五

- 第二條 左ノ事項ハ知事ノ認可ヲ經テ場長之ヲ執行スヘシ
 - 一 部下職員ノ管外出張
 - 二 處務細則其ノ他必要ナル規程ノ制定及改廢
 - 三 前各號ノ外重要ト認メタル事項
- 第三條 左ノ事項ハ場長之ヲ專決處理スルコトヲ得
 - 一 部下職員ノ管内出張
 - 二 部下職員ノ除服出仕又ハ休暇歸省看護慕參轉地療養
 - 三 部下職員ノ事務分掌
 - 四 助手以下職員ノ採用及罷免
 - 五 各種ノ調査
 - 六 諸報告ノ配付
 - 七 共進會品評會學校其ノ他團體ノ請求ニ對シ參考品ノ出陳又ハ貸與
 - 八 寄贈ノ圖書標本等ノ領收
 - 九 前各號ノ外輕易ト認メタル事項
- 第四條 場長ハ職名又ハ場名ヲ以テ場務ニ關シ他ノ官公署及學校又ハ人民ト文書ノ往復ヲ爲スコトヲ得
- 第五條 場長ハ原蠶種ノ製造配付ノ種類數量及試驗ノ目的種類方法ヲ豫定シ豫メ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 前條ノ製造配付ヲ爲シタルトキハ其ノ種類名稱數量ヲ試驗ヲ爲シタルトキハ其ノ成績ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第七條 場長ハ毎年五月十五日限前年度業務功程ヲ知事ニ報告スヘシ

附則

大正七年四月秋田縣訓令甲第十二號秋田縣原蠶種製造所處務規程ハ之ヲ

禁止ス

●秋田縣原種配付規程

- 秋田縣令第十四號(昭和十四年五月四日)
- 秋田縣原種配付規則左ノ通定ム
- 秋田縣原種配付規則
 - 第一條 原蠶種管理法第五條第一項又ハ同法第十二條ノ規定ニ依ル原種ノ配付ハ本令ニ依リ之ヲ行フ
 - 第二條 本令ニ依リ配付スベキ原種ノ料金ハ一噸ニ付五錢トス
 - 第三條 蠶種製造者原種ノ配付ヲ受ケントスルトキハ様式第一號ニ依ル請求書ヲ其ノ原種ノ蠶兒ノ摺立ヲ爲サントスル年ノ前年ノ三月三十一日迄ニ蠶業試驗場ニ提出スベシ
 - 第四條 前條ノ規定ニ依リ原種ノ配付ノ請求アリタルトキハ蠶業試驗場長ハ配付スベキ原種ノ品種名、數量料金、料金納付期限、引渡期限、引渡場所其ノ他必要ナル事項ヲ請求者ニ通知スベシ
 - 第五條 蠶種製造者前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ料金納付期限迄ニ料金ヲ指定ノ縣金庫ニ納入シ其ノ領收書ヲ原種ノ引渡場所ニ提示シ原種ノ配付ヲ受ケベシ
 - 第六條 蠶種製造者正當ノ事由ナクシテ料金納付期限迄ニ料金ヲ納付セズ又ハ引渡期限迄ニ原種ヲ受取ラザルトキハ原種配付ノ請求ヲ取消シタルモノト看做ス
 - 第七條 既ニ納付シタル料金ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ノ外之ヲ返還セズ
 - 第六條 蠶種製造者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第三條ノ規定ニ拘ラ

訂(秋田令二五二號)

大原種ノ配付ノ請求書ヲ蠶業試驗場ニ提出スルコトヲ得

- 一 原種ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ
 - 二 原種ノ蠶兒ノ摺立ヲ終リタル後普通蠶種ヲ製造スルコト能ハザルニ至リタルトキ
 - 三 普通蠶種ヲ製造シタル後滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ依リ之ヲ使用シ得ザルニ至リタルトキ
 - 四 前各號ノ外特別ノ事由ニ依リ原種ノ必要ヲ生ズルニ至リタルトキ
- 前項ノ請求書ハ様式第一號ニ準シ作成シ別ニ左ノ事項ヲ記載シタル理由書ヲ添付スベシ
- 一 事由
 - 二 滅失又ハ毀損シタル原種ノ品種名及數量
 - 三 蠶兒ノ摺立ヲ終リタル後普通蠶種ヲ製造スルコト能ハザルニ至リタル原種ノ品種名及數量
 - 四 滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ依リ使用シ得ザルニ至リタル普通蠶種ノ品種名及數量
- 第一項ノ規定ニ依リ原種ノ配付ノ請求アリタルトキハ蠶業試驗場長ハ遲滞ナク第四條ノ規定ニ準シ必要ナル事項ヲ請求者ニ通知スベシ
- 前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第七條 本令ニ依リ配付スル原種ハ特別ノ事由ニ依リ知事ノ認可ヲ受ケタル場合ノ外本縣外ノ蠶種製造場所ニ於テ普通蠶種ノ製造ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
- 前項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第二號ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スベシ

訂(秋田令二五二號)

- 第八條 蠶種製造者原蠶種管理法第十條第二項但書ノ許可ヲ受ケントスルトキハ様式第三號ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル原種又ハ原種ノ蠶兒ノ轉渡許可申請書ヲ知事ニ提出スベシ
 - 一 原種又ハ原種ノ蠶兒ノ別
 - 二 品種名、原種ノ記號及香號
 - 三 原種ヲ製造シタル道府縣及配付ヲ受ケタル道府縣
 - 四 轉渡ノ事由
 - 五 轉渡ノ數量(原種ノ蠶兒ノ摺立口ヲ分割シテ轉渡セントスル場合ニ於テハ摺立口ノ摺立數量及之ニ對スル割合)、價格及時期
 - 六 譲受人ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 七 譲受人ノ普通蠶種製造場所及原種ノ蠶兒飼育場所
- 第九條 前條ノ規定ニ依リ原種又ハ原種ノ蠶兒ノ轉渡ノ許可ヲ受ケタル蠶種製造者前條第一項第五號及第六號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受ケベシ
- 第十條 蠶種製造者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ爾後原種ノ配付ヲ制限シ又ハ配付ヲ爲サザルコトアルベシ
 - 一 正當ノ事由ナクシテ原種ノ配付ノ請求ヲ取消シタルトキ又ハ原種ノ配付ノ請求ヲ取消シタルモノト看做サレタルトキ
 - 二 原蠶種管理法、同法施行規則又ハ本令ニ違反シタルトキ

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

八十六ノ六ノ二

第十一條 蠶種製造者第八條ノ許可ヲ受ケ原種ヲ譲渡シタルトキハ選擇
ナク知事ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ
第十二條 本令ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ所轄蠶業取締所ヲ經由ス
ベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第三條中三月三十一日迄トアルハ昭和十四年ニ限り五月十日迄トス
昭和五年四月秋田縣令第二十一號秋田縣蠶業試驗場原種配付規定ハ之
ヲ廢止ス

附則
様式第一號

原種配付請求書

計	品 種 名	請 求 數 量	原種ノ蠶兒ノ播立		普 通 蠶 種
			時 期 數 量	原種ノ交配形式	
			計	計	
			夏 蠶 期	夏 蠶 期	
			春 蠶 期	春 蠶 期	
			計	計	
			夏 蠶 期	夏 蠶 期	
			春 蠶 期	春 蠶 期	

訂(秋田令二五二號)

右及請求候也
年 月 日

住 所 氏

名(名稱)印

訂(秋田令二五二號)

秋田縣蠶業試驗場長宛

注、意
普通蠶種ノ製造數量ハ原種ノ雌蛾ニ依リ之ヲ記載スベシ

様式第二號

原種縣外使用認可申請書

一 事由
一 認可ヲ受ケントスル原種

計	品 種 名	配付ヲ受ケタル時期 年 月 日	數 量	原 種 ノ 蠶 兒		普通蠶種ノ製造場所
				播 立 時 期	飼 育 場 所	

右御認可相成度此段及申請候也

年 月 日

住 所 氏

名(名稱)印

秋田縣知事宛

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

八十六ノ六ノ三

注意

認可ヲ受ケントスル原種カ未ダ配付ヲ受ケサルモノナルトキハ「配付ヲ受ケタル時期」欄ヲ「配付請求ノ期日」ニ改メ其ノ年月日ヲ記載スベシ

様式第三號

原種(原種ノ蠶兒)譲渡許可申請書

- 一 事由
一 許可ヲ受ケントスル原種(原種ノ蠶兒)

計	品 種 名	原 種		原種ノ蠶兒	譲 渡			譲 渡 人
		記 號	製造シタル府縣		数量	價 格	時 期	
		府縣	製造シタル府縣	場 飼 所 育	年 月	年 月	住所及氏名(名稱)所	普通蠶種製造場所

右御許可相成度此段申請候也

年 月 日

住 所 氏

名(名稱)印

注意

秋田縣知事宛

- 一 原種ヲ譲渡セントスル場合ハ本表中「原種ノ蠶兒」欄ノ記載ヲ要セズ
二 譲渡数量ハ原種ナルトキハ蝶數、原種ノ蠶兒ナルトキハ摺立蝶數トス、但シ摺立口ヲ分割シテ譲渡セントスル場合ニ於テハ摺立口

訂(秋田令二五二號)

訂(秋田令二五二號)

- 三 ノ摺立數量及之ニ對スル割合ヲ記載スベシ
譲渡セントスル原種又ハ原種ノ蠶兒ガ他人ヨリ譲受ケタルモノナルトキハ譲渡人ノ住所、氏名(名稱)及譲受ケノ數量、價格、並年
月日ヲ附記スベシ

●秋田縣蠶業試驗場桑苗配付要項

秋田縣告示第三百五十八號(昭和十年八月十六日)

秋田縣蠶業試驗場桑苗配付要項左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

秋田縣蠶業試驗場桑苗配付要項

- 第一 蠶業試驗場ニ於テ生産スル桑苗ヲ配付スル場合ハ本要項ノ定ムル所ニ依ル
- 第二 桑苗ハ養蠶實行組合ニ於テ種蠶共同桑園、指導桑園、桑苗圃其ノ他共同ノ目的ヲ以テ桑園若ハ苗圃ヲ設置スル場合又ハ學校、試驗場其ノ他蠶業試驗場長ノ適當ト認ムル團體ニ於テ桑ノ試植ヲ爲ス場合無償ニテ之ヲ配付ス
- 第三 配付スヘキ桑苗ノ品種及數量ハ毎年十月十日迄ニ之ヲ公示ス
- 第四 桑苗ノ配付ヲ受ケムトスルモノハ毎年十月二十五日迄ニ別記様式ニ依ル申請書ヲ蠶業試驗場長ニ提出スヘシ
- 第五 蠶業試驗場長ハ申請者ニ對シ配付ノ決定ヲ爲ス
- 第六 蠶業試驗場長ハ必要ニ依リ品種又ハ數量ヲ限定シテ配付ノ決定ヲ爲スコトアルヘシ
- 第七 蠶業試驗場長前項ニ依リ配付ノ決定ヲ爲シタルトキハ申請者ニ對シ其ノ配付スヘキ桑苗ノ品種及數量並受渡場所ヲ通知ス
- 第八 桑苗配付ノ通知ヲ受ケタルモノハ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ蠶業試驗場長ノ指定シタル場所ニ於テ桑苗ノ配付ヲ受ケヘシ
- 第九 本要項ニ依リ配付ヲ受ケタル桑苗ハ之ヲ他ノ用途ニ使用シ又ハ讓渡若ハ廢棄スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニ依リ蠶業試驗場長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八 本要項ニ違反シタルモノニ對シテハ桑苗ノ配付ヲ爲ササルコトアルヘシ

様式(用紙半紙)

桑苗配付申請

品	種	數	量	用	途	設置	段	別	備	考

右桑苗配付要項ヲ遵守可致候條御配付相成度此段及申請候也

年月日

蠶業試驗場長宛

申請者 住所 氏

名

訂(秋田令二二六號)

●秋田縣養蠶教師設置獎勵規程

秋田縣令第十二號(昭和五年三月二十五日)

沿革 昭和七年三月縣令第一二號、一二年四月第一三號改正

秋田縣養蠶教師設置獎勵規程左ノ通定ム

秋田縣養蠶教師設置獎勵規程

- 第一條 養蠶教師ノ設置ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 本規程ニ於テ養蠶教師ト稱スルハ蠶業ノ指導獎勵ニ從事スル技術員ヲ謂フ
- 第三條 獎勵金ハ町村、養蠶實行組合又ハ郡養蠶業組合ノ組合員タル町村農會ニ於テ養蠶教師ヲ設置シ若ハ郡養蠶業組合力其ノ組合員タル養蠶實行組合又ハ町村農會ニ派遣ノ目的ヲ以テ之ヲ設置シタル場合其ノ支給スル俸給、給料ニ對シ之ヲ交付ス
- 第四條 前項ノ町村、養蠶實行組合又ハ町村農會聯合シテ養蠶教師ヲ設置シタル場合亦同シ

訂(秋田令二二六號)

- 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケルモノハ左ノ事業ヲ行フヘシ
 - 一、桑園ノ改良又ハ増設
 - 二、掃立蠶品種ノ統一
 - 三、蠶種ノ保護、催青、稚蠶飼育ノ共同施設
 - 四、生産前ノ共同販賣
 - 五、養蠶、栽桑必需品ノ共同購入又ハ其ノ斡旋
- 第五條 養蠶教師ヲ設置セムトスルトキハ豫メ様式第一號ニ依ル申請書ニ本人ノ履歷書ヲ添付シ知事ノ承認ヲ受ケヘシ
- 第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ様式第二號ノ申請書ニ左記事項ヲ記載シタル書類ヲ添付シ毎年四月末日限り知事ニ提出スヘシ
 - 一、經費ノ收支豫算
 - 二、養蠶教師ノ氏名、俸給、給料額及設置期間
 - 三、事業施行方法
 - 四、掃立蠶種ノ品種名及數量
 - 五、各期別飼育戸數
- 第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノハ様式第三號ニ依リ其ノ年度ノ決算報告及事業施行成績ヲ翌年六月末日限り知事ニ提出スヘシ
- 第八條 養蠶教師ニシテ事業施行上不適當ナリト認ムルトキハ知事ハ其ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ
- 第九條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノニシテ第六條各號ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ承認ヲ受ケヘシ
- 第十條 知事ハ官吏、吏員ヲ派シ事業施行ノ狀況ヲ調査シ又ハ隨時必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第十一條 本規程又ハ前條ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 本規程ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ「市町村区域内ノ團體」ニ在リテハ市町村長ヲ經由スヘシ

附則

本規程ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年度ニ限リ第五條ニ依ル申請書ハ四月十五日迄ニ第六條ニ依ル申請書ハ四月末日迄ニ之ヲ提出スヘシ

大正十二年四月秋田縣告示第七十八號秋田縣蠶業獎勵規程ハ之ヲ廢止ス

第一號 (用紙半紙)

養蠶教師承認申請

昭和五年三月秋田縣令第十二號秋田縣養蠶教師設置獎勵規程ニ依リ養蠶教師トシテ左記ノ通設置致度候條御承認相成度別紙履歷書相添へ此段及御願候也

年月日

市町村(團體名)

代表者 氏

名

知事宛

採用期間	養蠶教師氏名	摘要

第二號 (用紙半紙)

養蠶教師設置ニ付獎勵金交付申請

昭和五年三月秋田縣令第十二號秋田縣養蠶教師設置獎勵規程ヲ遵守シ養蠶教師設置致度候條獎勵金交付相成度關係書類相添へ此段申請候也

年月日

市町村(團體名)

代表者 氏

名

知事宛

第三號 (用紙半紙)

經費決算並事業成績報告

一、經費決算

訂(秋田令二一六號)

項目	決算高		豫算高		比	附記
	増	減	増	減		

備考

- 一、本表ハ歳入ト歳出ヲ區別スヘシ
 - 二、共同購入アルトキハ其ノ品名及數量ヲ附記欄ニ記入スヘシ
 - 二、事業施行成績
 - 一、桑園ニ關スル施設成績
 - 二、蠶品種統一ニ關スル成績
 - 三、蠶種保護、催青、稚蠶飼育ニ關スル成績
 - 四、繭共同販賣ニ關スル成績
 - 五、養蠶裁桑必需品共同購入ニ關スル成績
- 右及報告候也
- 年月日
- 市町村(團體名)
- 代表者 氏
- 名

秋田縣稚蠶共同桑園設置獎勵規程

秋田縣令第十號(昭和五年三月二十五日)

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

沿革 昭和七年四月縣令第二六號、八月第五一號、一三年六月告示第二七五號改正

秋田縣稚蠶共同桑園設置獎勵規程

- 秋田縣稚蠶共同桑園設置獎勵規程
- 第一條 稚蠶共同桑園ノ設置ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ハ養蠶實行組合ニシテ稚蠶飼育ノ目的ヲ以テ共同桑園ヲ設置スルモノニ對シテ之ヲ交付ス
- 第三條 本規程ニ依リ設置セムトスル稚蠶共同桑園ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ特別ノ事情ニ依リ知事ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 一、桑園段別ハ一段五畝歩以上ニシテ一圃地タルコト
 - 二、桑園ハ十年間之ヲ存置スルコト
 - 三、植付クヘキ桑苗ノ品種ハ袖振、五郎治、十鳥、改良鼠返、島ノ内、大葉早生ノ内一品種若ハ數品種タルコト
 - 四、仕立法ハ春蠶用ニ在リテハ矮生無拳仕立、夏秋蠶用ニ在リテハ根刈仕立トシ一段歩ノ植付本數ハ七百二十本以上一千三百五十本以内トスルコト
- 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ様式第一號ニ依ル申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年八月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ
- 一、桑園ノ管理方法
 - 二、様式第二號ニ依ル稚蠶共同桑園設置計劃書
 - 三、經費收支豫算書
 - 四、桑園ノ土地借入ノ場合ハ其ノ所有者ノ使用承諾書

第五條 前條ノ申請ヲナシタル者ハ十二月十日限り様式第三號ニ依ル種蠶共同桑園植付桑苗準備調書ヲ知事ニ提出スヘシ

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ植付後運滞ナク様式第四號ニ依ル種蠶共同桑園設置報告書並経費決算書ヲ知事ニ提出スヘシ

第七條 第四條各號ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ承認ヲ受ケヘシ

第八條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ種蠶共同桑園ニ對シ左ノ事項ヲ行フヘシ

一、様式第五號ニ依ル標木ヲ建シルコト

二、凍害ノ虞アル場合ハ之ヲ豫防法ヲ講スルコト

第九條 知事ハ官吏、吏員ヲ派シ事業施行ノ狀況ヲ調査シ又ハ事業計畫並管理方法ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 本規程ニ違反シ又ハ事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 本規程ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ市町村長ヲ經由スヘシ

第二號 (用紙半紙)

種蠶共同桑園設置計畫書

設置場所	設置段別	品種名	植付本數	株畦	間	定植年付	月	摘	要
町村、大字字地番									

備考

訂(秋田令二四二號)

附則

本規程ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號 (用紙半紙)

種蠶共同桑園設置獎勵金交付申請書

昭和五年三月秋田縣令第十號秋田縣種蠶共同桑園設置獎勵規程ヲ遵守シ種蠶共同桑園設置致度候條獎勵金御交付相成度別紙圖併書類相添へ此段及申請候也

年月日

知事宛 養蠶實行組合、組合長 氏 名

第三號 (用紙半紙)

種蠶共同桑園略圖ヲ添付スヘシ

種蠶共同桑園植付桑苗準備調書

設置場所	設置段別	品種名	採苗法	購入		合計金額	生産者住所氏名(名稱)	購入方法	摘	要
				本數	單價					
町村、大字字地番										
右及報告候也										
年月日										
知事宛										
養蠶實行組合、組合長 氏 名										

備考

桑苗ノ購入ニ依ラサル場合ハ其ノ旨附記スヘシ

第四號 (用紙半紙)

種蠶共同桑園設置報告書

設置場所	設置段別	品種名	植付本數	株畦	間	植付本數	植付完了月日
町村、大字字地番							
右及報告候也							
年月日							
知事宛							
養蠶實行組合、組合長 氏 名							

訂(秋田令一九三號)

第五號 (板又ハ角材ヲ用ヒ地面五尺以上)

何々團體雜蠶共同桑園

桑 品 種 何 何

面 積 何 何

昭和 年 月 日植付

耕作代表者 氏 名

秋田縣雜蠶共同飼育所設置獎勵規程

秋田縣告示第五百五十三號(昭和九年四月六日)

准 昭和十一年四月告示第二〇號改正

秋田縣雜蠶共同飼育所設置獎勵規程左ノ通定ム

秋田縣雜蠶共同飼育所設置獎勵規程

第一條 雜蠶共同飼育所ノ設置ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ノ額ハ雜蠶共同飼育所新築ニ要シタル經費ノ二分ノ一以内トス

第三條 獎勵金ハ養蠶者十五名以上ヲ以テ組織スル養蠶實行組合(以下單ニ組合ト稱ス)ニ於テ左ノ各號ニ該當スル雜蠶共同飼育所ノ新築シタル場合ニ之ヲ交付ス

一 一回ノ飼育蠶量四百瓦以上ノ蠶兒ヲ二眠起迄飼育シ得ル規模ノモノタルコト

二 春蠶及夏秋蠶ノ雜蠶ノ飼育ニ適スル構造ヲ有スルモノタルコト

前項ノ規定ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル組合ハ雜蠶飼育ノ爲必要ナル共同桑園ヲ設置スルコトヲ要ス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル組合ハ申請書(様式第一號)ニ左ノ各號ノ書類ヲ添付シ毎年三月末日迄ニ知事ニ之ヲ提出スヘシ

一 養蠶調書(様式第二號)

二 雜蠶共同桑園調書(様式第三號)

三 設備要領書(様式第四號)

四 經費豫算書(様式第五號)

五 雜蠶共同飼育所ノ管理及維持方法書

六 雜蠶共同飼育ノ規約又ハ方法書

第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル組合ニシテ第四條第二號乃至第六號ノ書類ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受ケヘシ

知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ工事ノ設計ニ對シ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル組合ニシテ雜蠶共同飼育所ノ工事完了シタルトキハ雜蠶共同飼育所竣工届(様式第六號)ニ經費精算書(様式第七號)ヲ添付シ知事ニ之ヲ提出スヘシ

獎勵金ハ竣工検査ノ上之ヲ交付ス

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル組合ハ毎年四月末日迄ニ雜蠶共同飼育豫定報告書(様式第八號)ヲ十月末日迄ニ雜蠶共同飼育成績報告書(様式第九號)ヲ知事ニ提出スヘシ

第八條 本規程若ハ本規程ニ依ル命令ニ違反シ又ハ事業施行ノ方法不適

訂(秋田令一九三號)

訂(秋田令二一八號)

當ト認メタルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 本規程ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ市町村長ヲ經由スヘシ

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條ノ規定ニ依ル申請書ハ昭和九年ニ限リ四月末日迄ニ知事ニ之ヲ提出スヘシ

様式第二號

養蠶調書		蠶 初 秋 蠶		蠶 晚 秋 蠶		計	
項 目	春	秋	秋	秋	蠶	蠶	計
養 蠶 戶 數	戶	戶	戶	戶	瓦	瓦	戶
掃 立 蠶 量	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦
收 滿 額	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦

備考

一、組合員數

二、養蠶實戶數

三、繭販賣先及販賣方法

組合員數ハ現在ニ依リ其ノ他ハ前年ノ事實ニ依リ記載スヘシ

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

様式第一號

雜蠶共同飼育所設置獎勵金交付申請

秋田縣雜蠶共同飼育所設置獎勵規程ヲ遵守シ雜蠶共同飼育所設置致度候條獎勵金御交付相成度關係書類相添ヘ此段及申請候也

年 月 日

知 事 宛

養蠶實行組合組合長 氏 名

郡市 町村 番地

(イ) 貯桑室ノ構造
 (ロ) 圖面、設計書及仕様書(別紙トスヘシ)
 (ハ) 敷地内建物配置圖及敷地附近ノ概況圖
 (ニ) 工事ノ設計書、仕様書及圖面

備考

一 敷地借入ノ場合ニハ其ノ契約書寫ヲ添附スヘシ
 二 圖面ハ大要左記ニ依ルヘシ

平 面 圖
 小屋組圖及軸建圖
 基礎 圖
 断面 圖
 百分ノ一又ハ五十分ノ一ノ縮圖トスヘシ
 二十分ノ一ノ縮圖トスヘシ
 六百分ノ一ノ縮圖トスヘシ

様式第五號

項	目	算	額	附	記
一、負	擔	金	圖	額	
經費豫算書					
收入					

訂(秋田令一九三號)

項	目	算	額	附	記
平	等	割	額		
何	々	割	額		
二、獎	勵	金	額		
縣	費	金	額		
何	々	金	額		
三、寄	附	金	額		
何	々	金	額		
四、何	々	々	額		
何	々	々	額		
計	々	々	額		
支出					
項	目	算	額	附	記
基礎	工事	算	額		
木	材	算	額		
屋	根	算	額		
壁	具	算	額		
建	具	算	額		

訂(秋田令二一八號)

右及報告候也
年 月 日

知事宛

郡市 町村 番地
養蠶實行組合組合長 氏

名

- 備考
- 一、飼育ニ關スル事項摘要欄ニハ飼育形式ヲ記載スヘシ
 - 二、稚蠶共同桑園ヨリ生産シタル桑葉ト雖時價ニ換算シテ經費ニ關スル事項桑葉欄ニ記載スヘシ
 - 三、産繭處分ノ方法、飼育努力ノ提供方法及稚蠶共同桑園ヨリ生産シタル桑葉ヲ使用シ過不足ヲ生シタル場合ハ其ノ數量、處分又ハ補充ノ概要ヲ別紙ニ記載シ添付スヘシ

●秋田縣桑園改設獎勵規程

秋田縣令第三十五號(昭和七年六月七日)

秋田縣桑園改設獎勵規程左ノ通定ム

- 秋田縣桑園改設獎勵規程
- 第一條 桑園ノ改設ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
 - 第二條 獎勵金ハ養蠶實行組合ニ於テ荒廢桑園ノ改設ヲ行フモノニ對シテ之ヲ交付ス
 - 第三條 獎勵金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
 - 高木仕立一段歩ニ付(對一段歩植付本數七十五本以上)金五圓以内
 - 中刈仕立一段歩ニ付(對一段歩植付本數三百本以上)金拾圓以内
 - 根刈仕立一段歩ニ付(對一段歩植付本數六百本以上)金拾五圓以内

- 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ縣獎勵品種ニシテ縣指定桑苗圃ニ於テ生産シタル苗木若ハ郡養蠶業組合ニ於テ共同購入ヲシタル苗木ヲ植付クヘシ但シ特別ノ事情ニ依リ知事ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ様式第一號ニ依リ申請書ニ左記書類ヲ添付シ毎年八月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ
 - 一、事業計畫並其ノ施行方法書
 - 二、經費收支豫算書
 - 三、様式第二號ニ依ル桑園改設豫定内譯書
- 第六條 第五條ノ申請ヲナシタルモノハ十二月十日迄ニ様式第三號ニ依ル桑園改設用桑苗準備調書ヲ知事ニ提出スヘシ
- 第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノハ様式第四號ニ依ル桑園改設實行

訂(秋田令一九三號)

訂(秋田令一九三號)

様式

第一號 (用紙半紙)

桑園改設獎勵金交付申請書

昭和七年六月秋田縣令第三十五號秋田縣桑園改設獎勵規程ヲ遵守シ桑園ノ改設致度候條獎勵金御交付相成度別紙關係書類相添ヘ此段及申請候也

年月日

養蠶實行組合組合長 氏

知事宛

名

第二號 (用紙半紙)

桑園改設豫定内譯書

仕立法	段	別品種名	桑苗植付豫定本數	一段歩當植付本數	植付者數	計	
						高木	中刈
刈							
刈							
木							
							(植付者實數)

第三號 (用紙半紙)

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

桑園改設用桑苗準備調査										
町村、大字、字地番	植付場所	段別	仕立法	品種名	採苗法	植付数				植付者住所氏名
						定本数	桑苗購入単価	桑苗購入価格	桑苗購入先	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
高木	中刈	根刈								
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

右及報告候也
年 月 日
知事 宛

養蠶實行組合組合長 氏 名

備考 桑苗ノ購入ニ依ラサル場合ハ其ノ旨附記スヘシ
第四號 (用紙半紙)

桑園改設實行報告										
町村、大字、字地番	植付場所	段別	仕立法	品種名	植付本数	一段歩高	植付年月	植付者住所氏名	計	
									根刈	中刈
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
高木	中刈	根刈								

右及報告候也
年 月 日
知事 宛

養蠶實行組合組合長 氏 名

訂(秋田令一九三號)

訂(秋田令二〇七號)

●秋田縣模範桑園獎勵規程

秋田縣令第十五號(大正七年三月二十六日)
秋田縣模範桑園獎勵規程左ノ通之ヲ定ム

- 秋田縣模範桑園獎勵規程
- 第一條 夏秋蠶用桑園ノ改良ヲ圖ル目的ヲ以テ模範桑園ヲ設置シタルトキハ本規程ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
 - 第二條 前條ノ補助金ハ一區域一段歩以上ニシテ一種類ニ於テ一段歩以上ノ植付ヲ爲シタルモノニ限リ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
 - 初年目 貳拾圓以内
 - 二年目 拾圓以内
 - 三年目 五圓以内
 - 第三條 補助金ノ交付ヲ受ケタルモノハ第一號様式ニ依リ申請書ニ左記事項ヲ記載シタル書類ヲ添付シ三月末日限り知事ニ差出スヘシ
 - 一、設置場所
 - 二、段別及仕立法
 - 三、造苗ノ方法別、桑苗ノ産地、種類及本数
 - 四、春夏秋蠶兼用トシテ設置セムトスルトキハ其ノ仕立法及收葉方法

右及報告候也
年 月 日
知事 宛

養蠶實行組合組合長 氏 名

- 第四條 前條各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ承認ヲ受ケヘシ
 - 第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタルモノハ模範桑園ニ第三號様式ノ標本ヲ樹ツヘシ
 - 第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタルモノハ十個年間毎年十月末日限り第二號様式ニ依リ成績報告書ヲ知事ニ差出スヘシ
 - 前項期間内ニ廢止又ハ讓渡、貸付ヲ爲シタルトキハ直ニ知事ニ届出ツヘシ
- 附則
第三條ノ規程ニ依リ申請書ノ差出期日ハ大正七年ニ限リ四月二十日迄トス
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(第一號様式)

模範桑園設置補助申請
大正七年三月二十六日秋田縣令第十五號秋田縣模範桑園獎勵規程ニ依リ模範桑園設置致度候條相當御補助相成度別紙關係書類相添へ此段申請候也
年 月 日

郡市町村

氏

名

(第二號様式)

模範桑園成績報告

種類	收葉本數	枯損本數	一株平均 收葉量	收葉回數	收葉量
----	------	------	-------------	------	-----

(備考)

- 一、氣候卜發育狀況
- 二、病虫害發生ノ際ハ其ノ種類、程度及豫防、驅除ノ方法
- 三、植付桑樹ノ寒氣ニ對スル強弱
- 四、收葉月日
- 五、其ノ他成績調査上必要ト認ムル事項

年月日

郡市町村

氏

名

知事宛

(第三號様式)

表面ニ記載スヘキ事項

秋田縣指定模範桑園

側面ニ記載スヘキ事項

右 植樹段別 何段歩

左 擔當者 何郡市町村何番地 氏 名

訂(秋田令二〇七號)

●秋田縣獎勵桑品種

秋田縣告示第二百號(昭和七年四月三十日)

秋田縣獎勵桑品種左ノ通定ム

- 五郎治、高富、袖振、改良鼠返、十島、島ノ内、赤木、改良秋田、赤市平、大葉早生、矢留

訂(秋田令二二六號)

由來本縣ノ蠶業ハ其ノ發達ノ起源頗ル遠ク維新前後ニ際シテハ其ノ盛況他ニ誇ルニ足ルモノアリシト雖近各府縣ニ於ケル斯業ノ狀態ハ長足ノ進歩ヲ爲セルニ拘ハラズ現時ニ於ケル本縣ノ蠶業ハ僅ニ現住戶數ノ一割一分ニシテ桑園段別ニ至リテハ民有山林原野畑地ノ合計段別ニ比スルニ實ニ百分ノ二分五厘ニシテ東北六縣中第五位ヲ保ツニ過キス其ノ產額ニ至リテモ漸ク蠶業ノ隆盛ナル地方ニ於ケル一郡ノ產額ニ上ラサルハ誠ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ然ルニ現時農村ノ趨勢ハ日ニ月ニ生活ノ程度ヲ昂メ租稅公課ノ負擔モ亦次第ニ増加シ農家經濟ハ單ニ普通農事ノミニ依リテ維持シ難キ狀態ナレハ須ラク農家ヲシテ各種副業ノ經營ヲナサシメ其ノ困厄ヲ濟ノハ刻下ノ急務ナリ而シテ其ノ副業タルヤ種々アリト雖就中適切ニシテ且容易ニ從事スルコトヲ得ヘキモノハ蠶業ヲ指イテ又他ニアラサルヘシ蠶業ハ飼育法ノ改善發達ト絹絲需用ノ増進ニ伴ヒ一時ノ努力ヲ惜マス勸勉力行シテ事ニ從フトキハ最モ安全ニシテ比較的收益多ク殊ニ夏秋蠶ノ飼育ハ能ク農閑ヲ利用シ農家經濟ノ潤澤ヲ圖ル上ニ於テ多大ノ利益アリ故ニ去ル三十七年中此ノ趣旨ヲ以テ「桑苗植栽補助規則」ヲ制定シ桑樹ノ植栽ヲ獎勵シタル結果稍々舊來ノ面目ヲ改ムルニ至レルモ仍ホ遲々トシテ進マサルノ憾アルヲ以テ今般更ニ蠶業振興ニ關スル一大計畫ヲ定メ勸業諮問會ノ意見ヲ徵シ縣會ノ決議ヲ以テ將來ノ縣是ヲ定メ茲ニ縣令第十一號ヲ以テ「桑苗圃設置及桑苗植栽補助規則」ヲ發布シ明治四十一年度ヨリ之ヲ實施シ各郡市ニ於テ之レカ施行ノ責務ヲ負擔スルコトトシ關縣歩式ヲ齊一ニシテ蠶絲業ノ速進ヲ促シ萎靡不振ノ現況ヲ一變セムコトヲ期ス職ニ膺ル者克ク此ノ意ヲ體シ一般農家ヲシテ競フテ桑苗ヲ植栽シ奮ツテ育蠶ニ從事セシムル機誘導啓發ノ途ヲ講シテ

●蠶業獎勵二關スル件

秋田縣訓令第十三號(明治四十一年三月三日)

(郡役所) 市役所 町村役場

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

所業ノ普及ニ努力スヘシ

●秋田縣蠶種繭賣買取締規則

秋田縣令第三十五號(昭和五年六月二十日)

沿革 昭和六年三月縣令第一四號、一二年二月第五一號改正

秋田縣蠶種繭賣買取締規則左ノ通定ム

秋田縣蠶種繭賣買取締規則

- 第一條 蠶絲業法施行規則第八十五條第一項各號ノ一ニ該當スル者其ノ業務ヲ行ハントスルトキハ免許證ヲ携帶スヘシ
- 第二條 蠶絲業法施行規則第八十五條第一項各號ノ一ニ該當スル者ニシテ本縣以外ノ道府縣ニ於テ免許ヲ受ケタルモノ本縣内ニ於テ其ノ業務ヲ行ハントスルトキハ毎年業務開始前左ノ事項ヲ様式第一號ニ依リ記載シ知事ニ之ヲ提出スヘシ
 - 一、業種、氏名及住所(從業者ニ在リテハ業主ノ氏名及住所ヲ併記スルコト)
 - 二、免許證ノ番號
 - 三、業務ヲ行ハントスル期間
 - 四、賣買又ハ仲立ヲ爲サントスル豫定數量
 - 五、蠶種ノ賣買又ハ仲立ニアリテハ本縣内ニ於ケル其ノ蠶種ノ保護設備場所ノ所在地

第三條 蠶絲業法施行規則第八十五條第一項各號ノ一ニ該當スル者其ノ業務ヲ行ハントスルトキハ氏名及住所ヲ記載シタル帳簿ヲ携帶シ賣買又ハ仲立ヲ爲シタルトキハ直ニ左ノ事項ヲ記入スヘシ但シ繭取引市場ニ於ケル生繭ノ賣買又ハ仲立ニ在リテハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ妨ケス

- 一、賣買又ハ仲立ヲ爲シタル年月日及場所
- 二、賣買又ハ仲立ヲ爲シタル相手方ノ氏名及住所
- 三、賣買又ハ仲立ヲ爲シタル蠶種(繭)ノ數量及單價

前項ノ帳簿ハ其ノ閉鎖後一年間之ヲ保存スヘシ、但書ニ依ル記載ノ書類ニ付キテモ同シ

- 第一項第三號ノ數量ニ付テハ前年十一月一日ヨリ其ノ年十月三十一日迄ノ取扱數量ヲ毎年十一月三十日迄ニ蠶種ニ在リテハ様式第二號、繭ニ在リテハ様式第三號ニ依リ知事ニ之ヲ届出ツヘシ
- 第四條 蠶種ノ賣買若ハ仲立ヲ業トスル者又ハ其ノ從業者ニシテ自ら蠶種ノ賣買若ハ仲立ヲ爲サントスルモノ又ハ蠶種製造者ノ從業者ニシテ蠶種ノ行商ヲ爲サントスルモノハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
 - 一、蠶種ノ生理ヲ害スル虞アル場所ニ於ケル蠶種ノ賣買又ハ仲立
 - 二、著シク生理ヲ害シタル蠶種ノ賣買又ハ仲立
 - 三、保護設備ナキ場所ニ於ケル蠶種ノ貯藏
 - 四、蠶種ノ生理ヲ害スル虞アル取扱及運搬
- 第五條 蠶種ノ賣買若ハ仲立ヲ業トスル者及ハ其ノ從業者ニシテ自ら蠶種ノ賣買若ハ仲立ヲ爲サントスルトキ又ハ蠶種製造者ノ從業者ニシテ蠶種ノ行商ヲ爲サントスルトキハ其ノ蠶種蠶紙又ハ容器ノ裏面ニ自己ノ

訂(秋田令二二六號)

訂(秋田令二二六號)

氏名及住所ヲ記載スヘシ、冷蔵シタル蠶種ニ在リテハ其ノ入出庫月日人工孵化蠶種ニ在リテハ其ノ施行月日ヲ併セ記載スヘシ

- 第六條 生繭ノ賣買若ハ仲立ヲ業トスル者又ハ其ノ從業者ニシテ自ら生繭ノ賣買若ハ仲立ヲ爲サントスル者又ハ生絲製造者若ハ其ノ從業者ニシテ自ら生繭ノ買入ヲ爲サントスル者ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
 - 一、削除
 - 二、正當ノ事由ナキ賣買契約ノ不履行
 - 三、正當ノ事由ナキ買止又ハ價格引下ノ申合
 - 四、正當ノ事由ナキ現物ノ受渡又ハ代金支拂ノ延期
 - 五、繭取引市場ニ於ケル取引ヲ妨害スル言動
- 第七條 繭取引市場ヲ開設セントスル者ハ左ノ事項ヲ様式第四號ニ依リ記載シ事業開始十日前知事ニ之ヲ提出スヘシ
 - 一、氏名及住所
 - 二、市場ノ所在地
 - 三、開設期間
 - 四、取引豫定數量
- 第八條 第二條ノ規定ハ本縣以外ノ道府縣ニ於テ蠶札ノ交付ヲ受ケタル蠶種製造者ニシテ本縣内ニ於テ其ノ製造シタル蠶種ノ行商ヲ爲サントスル者ニ付之ヲ準用ス
- 第九條 第三條乃至第五條ノ規定ハ蠶種製造者ニシテ其ノ製造シタル蠶種ノ行商ヲ爲サントスル者ニ付之ヲ準用ス
- 第十條 知事ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ一定ノ地域ヲ限リ一定ノ期間指定スル場所以外ニ於テ繭ノ賣買又ハ仲立ヲ禁止スルコトヲ

ルヘシ

- 前項ノ場合ニ於ケル地域、場所並期間ハ之ヲ公示ス
 - 第十一條 免許證、蠶札及帳簿ハ當該官吏員ノ請求アリタルトキハ之ヲ提示スヘシ
 - 第十二條 蠶種製造者ニシテ其ノ製造シタル蠶種ノ行商ヲ爲サントスル者本則ノ規定ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ行商ヲ停止シ制限シ又ハ禁止スルコトアルヘシ
 - 第十三條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄蠶業取締所又ハ出張所ヲ經由スヘシ但シ本縣内ニ住所ヲ有セサルモノニ在リテハ本縣蠶業取締所ヲ經由スヘシ
 - 第十四條 第六條第五號ノ規定ニ違反シ又ハ第十條ニ依ル禁止ヲ犯シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金、科料若ハ拘留ニ處ス
 - 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス
 - 一、第一條第二條第三條第四條第五條第六條第二號乃至第四號又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタルトキ
 - 二、第八條ノ規定ニ依リ準用セララルル第二條ノ規定ニ違反シタルトキ
 - 三、第九條ノ規定ニ依リ準用セララルル第三條乃至第五條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
様式 第一號

業務開始届

免許證ノ番號(蠶札ノ番號)	第	號	下付道府縣名
業務ヲ行ハントスル期間	自	年	月
至	年	月	日
賣買若ハ仲立又ハ行商ノ豫定數量	枚	瓦	(瓦)
蠶種保護設備場所所在地			

右之通業務開始致度候間此段及届出候也
年月日

住所 業種氏 名
(右屋主住所) 氏 名(名稱)

備考

- 一、賣買若ハ仲立又ハ行商ノ豫定數量ハ前ノ賣買若ハ仲立ニ在リテハ春夏秋蠶繭別豫定數量、蠶種ノ賣買若ハ仲立又ハ行商ニ在リテハ春夏秋蠶繭別ニ平附ハ枚數ヲ散卵ハ卵量ヲ記載スヘシ
- 二、業種ハ「蠶種賣買」「生繭賣買」「蠶種行商」「生繭買入」等ト記載スヘシ

第二號

蠶種取扱數量届

右及届出候也
年月日

住所 業種氏 名
(右屋主住所) 氏 名(名稱)

知事宛

備考 業種ハ「生繭賣買」「生繭買入」「生繭仲立」等ト記載スヘシ
第四號 請取引市場開設届

氏名及住所	
市場ノ所在地	
開設期間	月 日 迄
取引豫定數量	月 日 迄

右及届出候也
年月日

知事宛

蠶業練習生規程

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

賣買、仲立ノ別	春	夏	秋	繭
販	枚	瓦	種	量
買	入			
仲立				

右及届出候也
年月日

住所 業種氏 名
(右屋主住所) 氏 名(名稱)

第三號

請取扱數量届

業種ハ「蠶種賣買」「蠶種行商」「蠶種仲立」等ト記載スヘシ

賣買、仲立ノ別	春	夏	秋	繭
販	枚	瓦	種	量
買	入			
仲立				

訂(秋田令二二六號)

秋田縣告示第百十五號(昭和十四年三月三十日)

蠶業練習生規程左ノ通定ム

蠶業練習生規程

- 第一條 蠶業技術ヲ修得セシムル目的ヲ以テ蠶業試驗場ニ練習生ヲ置ク
- 第二條 練習生ハ左ノ各號ニ該當スル者タルコトヲ要ス
 - 一 本縣内ニ居住スル者
 - 二 農業學校卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者
 - 三 品行方正ニシテ身體強健ナル者
- 第三條 練習期間ハ一年トス但シ蠶業試驗場長ニ於テ特ニ必要アリト認メタル場合ハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
- 第四條 練習生ノ募集人員及入場期日ハ蠶業試驗場長之ヲ定ム
- 第五條 練習生ヲラントスル者ハ別記様式ノ願書ニ履歷書ヲ添附シ蠶業試驗場長ニ之ヲ提出スベシ
- 第六條 練習生ニシテ修業ノ見込ナキモノ其ノ他蠶業試驗場長ニ於テ不適當ト認ムルモノアルトキハ之ニ退場ヲ命スルコトアルベシ
- 第七條 練習生ニシテ所定ノ課程ヲ修業シタルモノニハ修業證書ヲ授與ス
- 第八條 練習生ハ修業後二年間蠶業試驗場長ノ指定シタル業務ニ従事スル義務アルモノトス但シ蠶業試驗場長ニ於テ特別ノ事情アリト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第九條 本規程ニ定ムルモノノ外練習上必要ナル細則ハ蠶業試驗場長之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
(様式)

入場願

住所

職業、戸主又ハ誰子弟

氏

生年月日

名

私儀貴場練習生トシテ入場致度候ニ付御許可相成度入場ノ上ハ規則遵
守可仕別紙履歷書相添ヘ保證人連署ヲ以テ此段及御願候也

年月日

住所

右 何

某

保證人何

某

秋田縣蠶業試驗場長宛

訂(秋田令二五一號)

女子蠶業講習規程

秋田縣告示第三百六十二號(明治四十三年十二月二十日)

沿革 大正三年一月告示第二九六號改正

女子蠶業講習規程左ノ通定ム

女子蠶業講習規程

第一條 本講習ハ女子ヲシテ蠶業ニ必要ナル學科及顯微鏡使用ノ講習ヲ爲スヲ目的トス

第二條 講習期間ハ三箇月以上トシ開始期日場所及講習人員ハ其ノ都度告示ス

第三條 講習科目左ノ如シ

一、學科 養蠶法、蠶體生理、蠶體病理、蠶病消毒、顯微鏡使用法、蠶病豫防ニ關スル法規、製絲法、理化大意、作文、算術

二、實習 微粒子検査

第四條 講習生ハ左記各號ノ資格ヲ具備スルヲ要ス

一、滿十六年以上ノ女子ニシテ高等小學校全科卒業若ハ之レト同等以上ノ學力ヲ有シ

二、品行方正身體強健ニシテ視力全ク具ツ傳染性疾患ナキモノ

第五條 講習生タラントスルモノハ別記様式ノ願書ニ市町村長ノ證明ヲ

ル履歷書ヲ添ヘ開所十日前直接當廳ニ差出スヘシ

前項ノ志願者ニ對シテハ左記學科ニ就キ試験ノ上採否ヲ決スルコトアルヘシ

作文、算術、理化

第六條 講習生ノ費用ハ自辨トス但顯微鏡ハ之レヲ貸與ス

第七條 講習終了シタル時ハ試験ノ上合格者ニハ修得證書ヲ授與ス
第八條 講習生ニシテ品行、身體、學業其他ニ關シ講習生タルニ違ヒス
ト認メタル者ニハ退所ヲ命スルコトアルヘシ
(様式)

入所願 (用紙半紙)
今般開設セラルヘキ女子蠶業講習所へ入所志願ニ付御許可相成度別紙
履歷書相添保人連署此段相願候也
年 月 日

知事宛
(備考)保人ハ戸主又ハ親類者タルヘク夫アルモノハ夫ノ保證ヲ要ス
履歷書 (用紙半紙)
本籍地
寄留地
族籍戸主又ハ戸主トノ續柄
氏 名
何年月日生

畢業
一 明治何年何月何高等小學校卒業
一 明治何年何月何何年何月迄何學校ニ於テ(某ニ就キ)何學修業

職 業

一 明治何年何月ヨリ何年何月マテ何所ニ於テ養蠶業ニ從事
賞 罰
一 明治何年何月何々ニ付賞又ハ罰(賞罰ナキモノハ賞)
罰ナシト記スヘシ
右之通相違無之候也

年 月 日
前掲之通相違ナキコトヲ證ス
市町村長 氏 名
年 月 日

訂(秋田令二二七號)

●秋田縣繭檢定所規程

秋田縣告示第百八十三號(昭和十三年六月二十八日)
秋田縣繭檢定所規程左ノ通改ム

秋田縣繭檢定所規程

- 第一條 繭檢定所ハ左ノ事務ヲ掌ル
一 繭ノ檢定及鑑定
二 繭ノ檢定及鑑定ニ關スル研究及調査
三 講習、講話及指導
- 第二條 繭檢定所ニ左ノ職員ヲ置ク
所 長
地方農林技師
農林主事補
農林技手
- 第三條 所長ハ地方農林技師ヲ以テ之ニ充ツ
所長ハ知事ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監督ス
- 第四條 地方農林技師及農林技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
農林主事補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第五條 所長ハ檢定供用繭ノ採取ニ關シ立會人ヲ囑託スルコトヲ得
- 第六條 繭檢定所ノ位置及管轄區域ハ別表ニ依ル

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十二年十二月二十一日秋田縣告示第百四十五號ハ之ヲ廢止ス

(別表)

名	稱	位	置	管	轄	區	域
秋田縣繭檢定所							
			南秋田郡寺内町				
				秋田縣一圓			

訂(秋田令二四二號)

●秋田縣繭檢定所處務規程

秋田縣訓令甲第三十一號(昭和十三年六月二十八日)

秋田縣繭檢定所處務規程左ノ通定ム

秋田縣繭檢定所處務規程

- 第一條 左ノ事項ハ所長限リ之ヲ專決スルコトヲ得
一 職員ノ管内出張
二 職員ノ除服出仕、休暇、病氣缺勤及私事旅行
三 職員以下ノ進退
- 第二條 所長事故アルトキハ上席職員其ノ事務ヲ代理ス
- 第三條 所長ハ毎年度事業計畫ヲ定メ年度開始前知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第四條 所長ハ毎年度事業成績ヲ年度終了後二月以内ニ知事ニ之ヲ報告
スベシ
- 第五條 所長ハ業務ノ執行ニ關スル規程ヲ定メ又ハ之ヲ改廢セントスル
トキハ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第六條 所長ハ本規程ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル處務ノ細則ヲ定
メ知事ニ之ヲ報告スベシ

秋田縣繭檢定規程

秋田縣令第三十一號(昭和十四年七月四日)
秋田縣繭檢定規程左ノ通定ム

秋田縣繭檢定規程

第一條 繭ノ檢定ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル申請書ニ檢定供用繭ヲ添附シテ秋田縣繭檢定所長ニ提出スベシ

第二條 前條ノ規定ニ依リ提出スベキ檢定供用繭ノ數量ハ左ノ如シ

一、荷口生繭ナル場合(生繭檢定)

第一區 一荷口ノ數量

第二區 一荷口ノ數量

第三區 一荷口ノ數量

第四區 一荷口ノ數量

第五區 一荷口ノ數量

第六區 一荷口ノ數量

第七區 一荷口ノ數量

第八區 一荷口ノ數量

第九區 一荷口ノ數量

第十區 一荷口ノ數量

第十一區 一荷口ノ數量

第十二區 一荷口ノ數量

第十三區 一荷口ノ數量

第十四區 一荷口ノ數量

第十五區 一荷口ノ數量

第十六區 一荷口ノ數量

第十七區 一荷口ノ數量

第十八區 一荷口ノ數量

第十九區 一荷口ノ數量

第二十區 一荷口ノ數量

第二十一區 一荷口ノ數量

第二十二區 一荷口ノ數量

第二十三區 一荷口ノ數量

第二十四區 一荷口ノ數量

第二十五區 一荷口ノ數量

第二十六區 一荷口ノ數量

第二十七區 一荷口ノ數量

第二十八區 一荷口ノ數量

第二十九區 一荷口ノ數量

第三十區 一荷口ノ數量

第三十一區 一荷口ノ數量

第三十二區 一荷口ノ數量

第三十三區 一荷口ノ數量

第三十四區 一荷口ノ數量

第三十五區 一荷口ノ數量

第三十六區 一荷口ノ數量

第三十七區 一荷口ノ數量

第三十八區 一荷口ノ數量

第三十九區 一荷口ノ數量

第四十區 一荷口ノ數量

第四十一區 一荷口ノ數量

第四十二區 一荷口ノ數量

第四十三區 一荷口ノ數量

第四十四區 一荷口ノ數量

第四十五區 一荷口ノ數量

第四十六區 一荷口ノ數量

第四十七區 一荷口ノ數量

第四十八區 一荷口ノ數量

第四十九區 一荷口ノ數量

第五十區 一荷口ノ數量

第五十一區 一荷口ノ數量

第五十二區 一荷口ノ數量

第五十三區 一荷口ノ數量

第五十四區 一荷口ノ數量

第四區

- 一、六五〇疋(四四〇貫)迄
- 二、四疋(六四〇匁)
- 三、一六五〇疋(四四〇貫)ヲ超ユルモノ三、〇疋(八〇〇匁)

檢定供用繭ハ繭檢定所長ノ指定シタル者又ハ賣買兩者立會ノ上申請者之ヲ採取シ袋詰トシ封印ヲ施スベシ

第一項第一號ノ檢定供用繭ハ繭檢定所長ノ指示又ハ承認ヲ受ケタルモノニ限リ本乾燥ヲ施シテ之ヲ提出スルコトヲ得

第三條 繭ノ檢定ハ左ノ項目ノ全部ニ付之ヲ行フ

一、選除繭歩合

二、繭ノ整齊度

三、解舒絲長

四、解舒率

五、繭絲織度

六、小類

七、生絲量歩合

八、繭絲量

第四條 繭ノ檢定ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

一、選除繭歩合ハ檢定供用繭ノ全部ニ付同功繭其ノ他繭絲ニ違セザル繭ヲ選除シ其ノ重量歩合ヲ以テ之ヲ表ス

二、繭ノ整齊度ハ檢定供用繭ノ全部ニ付繭形、繭層ノ厚薄、繭色及縮絨ノ齊否ノ程度ヲ検査シ良、並又ハ稍劣ヲ以テ之ヲ表ス

三、解舒絲長ハ春蠶繭ニ在リテハ卷取速度一分間二二〇米、夏秋蠶繭ニ在リテハ卷取速度一分間二〇〇米各六粒付四結繭ニ依リ三〇〇〇粒ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ絲長ニ六ヲ乘シタルモノヲ繭絲中ニ於ケル添結回数ニテ除シ之ヲ表ス

訂(秋田令二五四號)

訂(秋田令二五四號)

ヲ三、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

ニテ之ヲ表ス

(一) 一荷口數量四千五百疋ヲ超ユルモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル七十五分ノ四十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ四、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

乾繭檢定

(一) 一荷口數量二百八十一疋二百五十五疋ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル十二分ノ四ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ〇、四疋ニテ除シ乾繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(二) 一荷口數量八百二十五疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル十八分ノ八ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ一、二疋ニテ除シ乾繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(三) 一荷口數量二千二百五十疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル三十分ノ十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ一、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(四) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル四十五分ノ二十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ二、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(五) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル六十分ノ三十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ三、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(六) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル八十分ノ四十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ四、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(七) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル九十分ノ五十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ五、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(八) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ六十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ六、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(九) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ七十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ七、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(十) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ八十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ八、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(十一) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ九、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(十二) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ十、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(十三) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ十一、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(十四) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ十二、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(十五) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ十三、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(十六) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ十四、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(十七) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ十五、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(十八) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ十六、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(十九) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ十七、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(二十) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ十八、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(二十一) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ十九、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(二十二) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ二十、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(二十三) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ二十一、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(二十四) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ二十二、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(二十五) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ二十三、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(二十六) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ二十四、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(二十七) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ二十五、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(二十八) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ二十六、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(二十九) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ二十七、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

(三十) 一荷口數量四千五百疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル百分ノ九十ヲ繭絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ二十八、〇疋ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出シ百分比ニテ之ヲ表ス

積数	一ノ取度	積数及一箱ノ巻取速度																				
		2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15											
4	240	651	707	697	691	623	676	610	662	597	648	585	635	573	622	562	610	551	608	541	587	
5	200	748	818	833	726	677	710	668	696	649	681	630	667	623	658	612	641	599	638	558	615	
5	220	743	818	833	726	677	710	668	696	649	681	630	667	623	658	612	641	599	638	558	615	
5	240	814	884	884	796	779	778	762	828	746	745	731	794	717	778	703	763	689	748	676	734	
5	260	885	954	865	933	847	913	829	894	811	875	796	857	779	840	764	824	749	808	735	792	
6	240	955	1,061	934	1,087	914	1,015	895	958	876	972	858	953	841	933	825	915	809	898	793	881	
6	260	1,062	以上	1,088	以上	1,016	以上	994	以上	973	以上	954	以上	934	以上	916	以上	899	以上	882	以上	
2	180	解舒線長 以下	2.70	解舒線長 以下	2.75	解舒線長 以下	2.80	解舒線長 以下	2.85	解舒線長 以下	2.90	解舒線長 以下	2.95	解舒線長 以下	3.00	解舒線長 以下	3.05	解舒線長 以下	3.10	解舒線長 以下	3.15	解舒線長 以下
2	200	219	242	215	238	211	233	207	229	204	225	200	222	197	218	194	214	191	211	188	207	
2	220	243	265	236	260	234	256	208	230	205	226	201	222	198	218	195	215	192	212	189	207	
2	240	266	294	261	288	257	283	230	251	226	247	223	243	219	239	215	234	211	233	208	227	
2	180	295	328	289	322	284	317	273	278	248	274	244	269	240	264	236	260	237	265	224	243	
3	200	329	363	323	356	316	350	312	311	307	306	302	301	296	295	291	291	291	294	277	298	
3	220	364	392	357	385	351	378	345	371	339	338	333	332	328	327	322	322	321	321	309	328	
4	180	393	438	386	430	379	422	372	415	366	408	360	401	354	394	348	388	347	382	339	383	
4	200	489	484	431	475	423	467	416	458	409	450	402	443	395	436	389	428	382	421	376	415	
4	220	581	530	476	520	468	511	459	502	461	493	444	485	437	477	429	469	422	462	416	454	
4	240	577	605	557	566	512	550	503	546	494	536	486	527	478	519	470	510	463	502	455	494	
5	200	606	663	605	650	584	633	547	623	567	633	554	627	520	544	511	536	503	527	495	518	
5	220	664	720	651	707	640	696	574	678	604	671	555	636	545	596	557	606	528	577	519	568	
5	240	721	778	708	764	696	750	629	737	618	672	607	659	597	648	588	638	578	627	569	617	
5	260	779	864	765	849	696	750	683	737	672	724	660	712	649	700	639	689	628	677	618	667	
6	240	865	以上	850	以上	751	833	738	817	725	805	713	791	701	778	690	765	678	753	683	741	
6	260	以上	以上	以上	以上	884	以上	820	以上	806	以上	792	以上	779	以上	766	以上	754	以上	742	以上	
2	180	解舒線長 以下	3.20	解舒線長 以下	3.25	解舒線長 以下	3.30	解舒線長 以下	3.35	解舒線長 以下	3.40	解舒線長 以下	3.45	解舒線長 以下	3.50	解舒線長 以下	3.55	解舒線長 以下	3.60	解舒線長 以下	3.65	解舒線長 以下
2	200	186	204	183	201	180	198	178	195	175	192	172	189	170	187	167	184	165	181	163	179	
2	220	205	224	202	220	199	217	196	214	193	210	190	207	188	204	185	201	182	199	180	196	
2	240	225	248	221	244	218	240	215	234	211	233	208	227	205	227	202	223	200	220	197	217	
2	180	249	277	245	273	241	269	238	265	234	261	231	257	228	253	224	250	221	246	218	243	
2	200	278	306	274	302	270	297	266	293	262	288	258	284	254	280	251	276	247	272	244	268	
3	220	307	330	303	325	298	320	294	316	289	311	285	307	281	302	277	298	275	294	269	290	
3	240	307	330	303	325	298	320	294	316	289	311	285	307	281	302	277	298	275	294	269	290	
4	180	381	389	326	364	331	358	317	353	312	348	308	343	303	338	299	333	295	328	291	324	
4	200	370	408	365	402	369	396	364	390	349	385	344	379	339	373	334	369	329	363	325	358	
4	220	409	447	403	440	402	440	397	427	385	421	380	415	374	409	369	403	364	397	359	392	
4	240	448	486	441	479	435	471	428	464	422	458	410	451	410	445	404	438	398	432	393	426	
4	260	487	510	480	503	472	495	465	488	459	480	452	473	446	467	439	464	433	454	427	448	
5	200	511	559	504	550	511	542	489	534	481	523	474	518	468	511	461	504	455	497	449	490	
5	220	560	608	551	598	543	580	535	581	527	572	519	564	512	556	505	548	498	540	491	533	
5	240	609	656	599	646	590	636	582	627	573	618	565	609	557	600	549	592	541	583	534	575	
5	260	657	729	647	718	637	707	628	697	619	686	610	676	601	667	588	657	584	648	576	639	
6	240	730	以上	719	以上	708	以上	693	以上	687	以上	677	以上	668	以上	658	以上	649	以上	640	以上	

田中五郎

田中五郎

積数	一ノ取度	積数及一箱ノ巻取速度																			
		2.30	2.25	2.30	2.35	2.40	2.45	2.50	2.55	2.60	2.65										
2	200	186	204	183	201	180	198	178	195	175	192	172	189	170	187	167	184	165	181	163	179
2	220	205	224	202	220	199	217	196	214	193	210	190	207	188	204	185	201	182	199	180	196
2	240	225	248	221	244	218	240	215	234	211	233	208	227	205	227	202	223	200	220	197	217
2	180	249	277	245	273	241	269	238	265	234	261	231	257	228	253	224	250	221	246	218	243
2	200	278	306	274	302	270	297	266	293	262	288	258	284	254	280	251	276	247	272	244	268
3	220	307	330	303	325	298	320	294	316	289	311	285	307	281	302	277	298	275	294	269	290
3	240	307	330	303	325	298	320	294	316	289	311	285	307	281	302	277	298	275	294	269	290
4	180	381	389	326	364	331	358	317	353	312	348	308	343	303	338	299	333	295	328	291	324
4	200	370	408	365	402	369	396	364	390	349	385	344	379	339	373	334	369	329	363	325	358
4	220	409	447	403	440	402	440	397	427	385	421	380	415	374	409	369	403	364	397	359	392
4	240	448	486	441	479	435	471	428	464	422	458	410	451	410	445	404	438	398	432	393	426
4	260	487	510	480	503	472	495	465	488	459	480	452	473	446	467	439	464	433	454	427	448
5	200	511	559	504	550	511	542	489	534	481	523	474	518	468	511	461	504	455	497	449	490
5	220	560	608	551	598	543	580	535	581	527	572	519	564	512	556	505	548	498	540	491	533
5	240	609	656	599	646	590	636	582	627	573	618	565	609	557	600	549	592	541	583	534	575
5	260	657	729	647	718	637	707	628	697	619	686	610	676	601	667	588					

精数	精数 一ノ度 精数	精数		精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	
		2.70	2.75																		
5	240	1,046	1,136	1,023	1,111	1,001	1,087	980	1,064	959	1,042	940	1,021	921	1,000	903	981	886	962	869	944
5	260	1,137	以上	1,112	以上	1,088	以上	1,065	以上	1,043	以上	1,022	以上	1,001	以上	982	以上	963	以上	945	以上
2	180	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15
2	200	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15
2	220	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15
2	240	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15
2	180	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15
2	200	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15
2	220	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15
2	240	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15
2	260	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15

註〔秋田令二五四號〕

精数	精数 一ノ度 精数	精数		精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数	精数
		3.20	3.25																		
2	180	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65
2	200	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65
2	220	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65
2	240	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65
2	180	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65
2	200	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65
2	220	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65
2	240	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65
2	260	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65

註〔秋田令二五四號〕

●秋田縣繭鑑定規程

秋田縣告示第四百六十二號(昭和十四年六月二十七日)
秋田縣繭鑑定規程左ノ通定ム

秋田縣繭鑑定規程

- 第一條 繭ノ鑑定ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル申請書ニ鑑定供用繭ヲ添ヘ繭檢定所ニ提出スベシ
- 第二條 前條ノ規定ニ依リ提出スベキ鑑定供用繭ノ數量ハ生繭鑑定ニ在リテハ一、二〇〇瓦(三二〇克)乾繭ニ在リテハ四五〇瓦(一二〇克)トス
- 第三條 供用繭ハ關係者立會ノ上之ヲ採取シ袋詰トナシ様式第二號ノ符票ヲ袋ノ内外ニ添附シ申請者及立會人之ニ封印スベシ
- 第四條 生繭タル供用繭ハ提出前之ヲ本乾燥スベシ
- 第五條 繭ノ鑑定ハ左ノ項目ニ就キ之ヲ行フ
 - 一、選除繭
 - 二、生繭量

様式第一號

繭鑑定申請書

第十三章 産物 第四章 繭絲業、製絲業

- 第三條 繭絲量
 - 一、選除繭ハ供用繭ヨリ同巧繭其他繭絲ニ適セザル繭ヲ選除シ其ノ重量歩合ヲ算出ス
 - 二、生繭量ハ前條ノ選除繭ヲ控除シタル量ノ二分ノ一ヲ繭絲シテ得タル生繭ヲ正量ト認ムル程度ニ於テ秤量シ供用繭量ニ對スル歩合ヲ算出ス
 - 三、繭絲量ハ前條ノ生繭量ト其ノ繭絲ニ要シタル時間トニ依リ對一時間繭絲量ヲ算出ス
 - 第四條 前項第二號ノ繭絲ハ四緒五粒付對一分間巻取速度二百二十米半沈繰トシ二緒迄ニ繰詰ムルモノトス
 - 第五條 繭ノ鑑定ヲ終リタルトキハ申請者ニ對シ様式第三號ニ依ル繭鑑定成績ヲ交付ス
- 附則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●秋田縣繭檢定及鑑定手数料規則

秋田縣令第三十二號(昭和十四年七月十一日)

秋田縣繭檢定及鑑定手数料規則左ノ通定ム

秋田縣繭檢定及鑑定手数料規則

第一條 繭ノ檢定又ハ鑑定ヲ申請セントスル者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ

一 繭檢定 一件ニ付 一圓
二 繭鑑定 一件ニ付 三拾錢

第二條 前條ノ手数料ハ納付後何等ノ事由アルモ之ヲ還付セズ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●秋田縣繭檢定員講習規程

秋田縣告示第四百六十三號(昭和十四年六月二十七日)

秋田縣繭檢定員講習規程左ノ通定ム

秋田縣繭檢定員講習規程

第一條 本講習ハ女子繭檢定員ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 講習期間ハ四ヶ月以上トシ講習ニ關スル募集要項ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第三條 講習科目ハ繭檢定ニ關スル學科及實習トス

第四條 講習生ハ左ノ各號ノ資格ヲ有スルコトヲ要ス

一、拾六歳以上ノ未婚ノ女子

二、高等小學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

三、重大ナル既往疾患及傳染性現在症ナク身體強健ナル者

四、本縣内ニ居住スル者ニシテ家事ニ果敢ナキ者

第五條 講習生タラントスル者ハ願書(様式第一號)ニ履歷書、承認書(様式第二號)及健康診斷書(様式第三號)ヲ添附シ繭檢定所ニ差出スベシ

第六條 前條ノ出願者ニ對シテハ學力査定ノ上入所ヲ許可ス但シ定員ヲ超ユルトキハ選拔試験ヲ行フコトアルベシ

第七條 講習生ハ高等小學校卒業程度ニ依リ之ヲ行フ

第八條 講習生ニハ手當ヲ支給スルコトアルベシ

第九條 講習生ハ總テ所内ニ寄宿セシメ講習生ノ講習並寄宿ニ要スル費用ハ自辨トス

第十條 講習生左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ退所セシム

一、傳染性疾患又ハ長期療養ヲ要スル疾病ニ罹リタル者

二、學科及實習者シテ劣等ニシテ修業ノ見込ナキ者

三、出缺常ナラザル者又ハ業行修マザル者

四、本規程ニ違反シ又ハ繭檢定所長ノ命ニ從ハザル者

第十條 前條ニ依リ退所生ニ對シテハ既ニ受ケタル講習手當ノ一部又ハ全部ノ返納ヲ命ズルコトアルベシ

第十一條 講習生所定ノ課程ヲ修了シタルトキハ修了證書ヲ授與ス

第十二條 講習ニ關スル細則ハ知事ノ認可ヲ經テ繭檢定所長之ヲ定ム

(様式第一號)

講習願

繭檢定員講習志望ニ付御許可相成度履歷書承認書及健康診斷書相添ヘ

訂(秋田令二五四號)

訂(秋田令二五四號)

此段及御願候也

昭和 年 月 日

秋田縣繭檢定所長殿

氏 名印

(様式第二號)

承認書

氏 名

右者繭檢定員講習志望ノ件並講習中貴所諸規則ニ依リ起居ノ件承認候也

昭和 年 月 日

現住所

右親權者(本人トノ續柄) 氏

氏

名印

秋田縣繭檢定所長殿

(様式第三號)

健康診斷書要項

一、受診者氏名

二、診斷セル醫師住所氏名

三、診斷ノ項目

1、既往症並現在症

2、現在ノ體質上警戒ヲ要スル將來症ノ種別

例ヘバ「消化器系統ノ疾患」「呼吸器系統ノ疾患」等

3、四肢ノ完否

4、體 格

第十三類 産業

第四章

畜産業、養蜂業

●生繭殺蛹乾燥場建設獎勵規則

秋田縣令第八號(明治四十五年二月十三日)

秋田縣生繭殺蛹乾燥場建設獎勵規則左ノ通定ム

生繭殺蛹乾燥場建設獎勵規則

- 第一條 郡市町村、郡市町村農會、産業組合若ハ十五名以上ニテ組織スル蠶絲團體ニ於テ生繭殺蛹乾燥場ヲ設置スル者ニハ本則ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ經費ノ一部ヲ補助スルコトアルヘシ
- 第二條 補助額ハ建設費ノ二分ノ一以內トス
- 第三條 補助金ヲ交付スヘキ生繭殺蛹乾燥場ノ設備ハ知事ノ指示スル標準ニ依リタルモノナルコトヲ要ス
- 第四條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ毎年三月十日限第一號書式ニ依リ左ノ各項ヲ具シ申請スルコトヲ要ス

訂(秋田令二五四號)

(第一號書式)

訂(秋田令二二二號)

生繭殺蛹乾燥場建設費補助申請

明治四十五年二月秋田縣令第八號生繭殺蛹乾燥場建設獎勵規則ヲ遵守シ生繭殺蛹乾燥場建設致度候間相當ノ御補助被成下度別紙書類相添ヘ此段申請候也

年 月 日

住所(組合團體)何々 氏 名

(第二號書式)

生繭殺蛹乾燥場使用成績

住所(何々組合又ハ何團體)

一、生繭殺蛹乾燥場總數量

内 容

- 1 生繭殺蛹量(春、夏、秋、繭別)
- 2 同功繭 同上
- 3 層 繭 同 上
- 4 使用期間及日數
- 5 使用料(殺、乾、別)
- 6 使用經過ノ大略

右及報告候也

年 月 日

右管理者 氏 名

九十二ノ七

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

一、殺蛹乾燥場ノ位置及設計略圖

二、殺蛹乾燥場ノ經費豫算書

三、殺蛹乾燥場ノ使用管理規程

四、殺蛹乾燥場ノ主任者氏名

五、殺蛹乾燥場ノ取扱者氏名略歴

六、殺蛹乾燥場ノ建設區内ニ於ケル最近三ヶ年間收穫量

七、十五名以上ノ蠶絲團體ニ在リテハ其ノ團體員ノ住所氏名

第五條 前條ノ申請ヲ爲シタル生繭殺蛹乾燥場ニシテ其ノ設備完成シタルトキハ經費精算書ヲ添ヘ直ニ其ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第六條 生繭殺蛹乾燥場建設補助金ノ交付ヲ受ケタルモノニシテ其ノ交付ノ指令後五箇年以内ニ於テ其ノ事業ヲ停止シ又ハ裝置ヲ變更シ若ハ讓渡、貸附ヲ爲シ又ハ擔保ニ供セントストキハ知事ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第七條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ本則並本則ニ基キ發スル命令ニ違背シタルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ若ハ補助金額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第八條 本則ニ定メタルモノノ外知事ニ於テ必要ト認ムル事項ハ臨時命令スルコトアルヘシ

第九條 本則ニ據リ知事ニ提出スル書類ハ總テ所轄郡市役所ヲ經由スルコトヲ要ス

第十條 本則ニ依リ補助ヲ受ケル殺蛹乾燥場使用成績ハ補助金交付指令後五箇年間毎年十月末日マテハ第二號書式ニ依リ報告スヘシ

●秋田縣蠶質改善施設獎勵金交付規程

- 秋田縣告示第四百二十六號(昭和十一年八月十八日)
 秋田縣蠶質改善施設獎勵金交付規程左ノ通定ム
- 秋田縣蠶質改善施設獎勵金交付規程
- 第一條 蠶質改善施設ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
 - 第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル事項ヲ行フ蠶質實行組合(以下單ニ組合ト稱ス)ニ對シ之ヲ交付ス組合聯合シテ行フ場合亦同シ
 - 一 組合員ノ掃立蠶種ノ統一
 - 二 組合員ノ蠶室蠶具ノ消毒
 - 三 組合員ノ蠶種ノ共同催青及雜糞共同飼育
 - 四 組合員ノ上簇改良施設
 - 五 組合員ノ産繭ノ共同處理
 - 第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル組合ハ申請書(様式第一號)ニ事業計畫書(様式第二號)及經費豫算書(様式第三號)ヲ添附シ毎年四月末日迄ニ知事ニ提出スベシ
 - 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル組合ハ報告書(様式第四號)ニ事業成績書(様式第五號)及經費決算書(様式第三號)ヲ添附シ翌年五月末日迄ニ知事ニ提出スベシ
 - 第五條 知事ハ官吏吏員ヲ派シ事業施行ノ狀況ヲ調査シ又ハ隨時必要ナル命令ヲ發スルコトアルベシ

第六條 本規程ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ市町村長ヲ經由スベシ市町村長前項ニ依ル書類ヲ受理シタルトキハ駐在蠶業技術員ヲ經由シ知事ニ送付スベシ

第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル組合又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル組合左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本規程若ハ本規程ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
 二 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
 三 決算額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

附則
 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第三條中四月末日迄トアルハ昭和十一年度ニ限り八月末日迄トス
 様式第一號(用紙半紙)

蠶質改善施設獎勵金交付申請書
 今般蠶質ノ改善ヲ圖ル爲別紙計畫書ノ通事業施行致度候條獎勵金御交付相成度關係添附此段及申請候也

年月日 何都市 何町村 何々蠶實行組合長 氏 名

(注意) 蠶質實行組合聯合シ事業施行ノ場合ハ連署ノ上代表組合長氏名ヲ記載ノコト

訂(秋田令二二二號)

第二號(用紙半紙)

事業計畫書

飼育戸數	蠶種名	掃立卵量	統一ニ關スル施設	消毒藥品名	消毒施行戸數	共同催青箇所數		催青方法		共同飼育箇所數	掃立卵量	飼育法	上簇改良施設ノ要領		改良簇現在數
						共同催青箇所數	共同催青卵量	共同催青箇所數	共同催青卵量				上簇改良施設ノ要領	改良簇現在數	
戸	瓦	瓦	瓦	戸	戸	(前年)	瓦	瓦	(前年)	瓦	瓦	(前年)	瓦	瓦	枚
戸	瓦	瓦	瓦	戸	戸	(前年)	瓦	瓦	(前年)	瓦	瓦	(前年)	瓦	瓦	枚
戸	瓦	瓦	瓦	戸	戸	(前年)	瓦	瓦	(前年)	瓦	瓦	(前年)	瓦	瓦	枚
計	(組合員數)	瓦	瓦	戸	戸	(前年)	瓦	瓦	(前年)	瓦	瓦	(前年)	瓦	瓦	枚

訂(秋田令二二二號)

共同處理ノ 共同處理ノ施設	上 産額	施設			改良	
		メ 右不足分ノ補充ニ關 スル施設	固 差引過不足數	簇 簇固メ現在數	簇 所要簇固メ總本數	簇 右不足分ノ補充ニ關 スル施設
(前年)	買		本	本	本	枚
(前年)	買		本	本	本	枚
(前年)	買		本	本	本	枚
(前年)	買		本	本	本	枚

第三號(用紙半紙)
 (注意) 養蠶實行組合聯合シテ事業施行ノ場合ハ本書ハ各組合別ニ作成スベシ
 經費決算書 (經費決算書)

種	目	摘	要
蠶種統一ニ要スル(要シタル)費用	(決算額)		
蠶室器具ノ消毒ニ要スル(要シタル)費用			
蠶種ノ共同備育ニ要スル(要シタル)費用			
稚蠶共同飼育ニ要スル(要シタル)費用			
上簇改良施設ニ要スル(要シタル)費用			
産繭共同處理ニ要スル(要シタル)費用			

訂(秋田令二二二號)

訂(秋田令二二五號)

計	其ノ他ノ費用

(注意) 一 摘要欄ニハ經費ノ内譯ヲ明記スベシ

二 養蠶實行組合聯合シ事業施行ノ場合ハ本書ハ各組合別ニ作成スベシ

第四號(用紙半紙)

繭質改善施設事業成績並經費決算報告

昭和 年度ニ於ケル繭質改善施設事業成績並經費決算別紙ノ通此段及報告候也

年 月 日

何都市 何町村

何々養蠶實行組合長

氏

名

知事宛

(注意) 養蠶實行組合聯合シ事業施行ノ場合ハ連署ノ上代表組合長氏名ヲ記載ノコト

第五號(用紙半紙)

事業成績	一ノ蠶統種			品 種 名	購 入 卵 量	瓦 價	瓦 當 格	蠶 種 製 造 者	購 入 方 法	蠶種ノ統一ニ關シ探 リタル施設
	春 蠶	初 秋 蠶	晚 秋 蠶							

二、蠶室消毒具室			三、共同催青			四、共同飼育		
計	晩秋	初秋	計	晩秋	初秋	計	晩秋	初秋
消毒施行戸數			箇所數			箇所數		
消毒藥品名及其ノ使用數量			共同催青量			掃立卵量		
同上數量何々			一箇所最大催青卵量			一箇所最大掃立卵量		
同上數量何々			手催青日著	月	月	掃立月日	月	月
同上數量何々			了催青日終	月	月	分配月日並齡	月	月
			青催日數	日間	日間	飼育期間	日間	日間
蠶室器具ノ消毒普及ニ關シ採リタル施設			蠶種十瓦當催青費用			蠶種十瓦當飼育費用		
			催青法			飼育法		

訂(秋田令二二五號)

五、改良施設			六、産繭處理		
計	晩秋	初秋	計	晩秋	初秋
改良施設普及状況			産繭額		
使用簇數			上繭其他計		
改良簇使用數			販賣價額		
改良簇使用割合			平均價格		
簇固メ使用狀況			販賣先住所氏名		
簇固メ使用割合			販賣方法		
建設實施同上飼育戸數ニ對スル割合					
上簇改良器具機械其ノ他購入數					
改良簇製作機					
簇固メ製作機					
簇固メ何々					

訂(秋田令二二五號)

●産繭處理統制法施行手續

秋田縣令第四十八號(昭和十一年十二月一日)
産繭處理統制法施行手續左ノ通定ム

産繭處理統制法施行手續

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

(注意) 養蠶實行組合聯合シ事業施行ノ場合ハ本書ハ各組合別ニ作成スベシ

第一條 産繭處理統制法施行規則第一條ノ規定ニ依ル特約取引ノ認可申請書ハ春蠶繭ヨリ取引ヲ爲サントスルモノニ在リテハ三月三十一日迄ニ、夏秋蠶繭ヨリ取引ヲ爲サントスルモノニ在リテハ五月三十一日迄ニ様式第一號ニ依リ知事ニ之ヲ提出スベシ

第二條 前條ノ認可申請書ニハ産繭處理統制法施行規則第二條第一項各

號ノ書類ノ外左ノ書類ヲ添付スベシ

- 一 賣方タル養蠶實行組合又ハ産業組合ノ組合員ノ一部ガ組合ニ對シ 特約取引ノ爲供養スル場合ニ於テハ其ノ供養ヲ爲ス組合員ノ氏名 及他ノ組合員ノ産産處理方法ノ概要ヲ記載シタル書類
- 二 賣方タル養蠶實行組合、産業組合又ハ其ノ組合員ガ産産處理ヲ爲 ス産業組合又ハ産業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬組合ナル場合ニ 於テハ之ニ對スル供養義務數量ヲ記載シタル書類
- 三 賣方タル養蠶實行組合又ハ産業組合ガ現ニ他ノ製絲業者、繭賣買 業者又ハ蠶絲共同施設組合ト特約取引ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ相 手方ノ氏名又ハ名稱及契約期間内各年ノ蠶期別繭取引豫定數量ヲ 記載シタル書類
- 第三條 特約取引ヲ認可シタルトキハ買方ニ對シ認可指令書ヲ交付シ賣 方ニ對シ其ノ旨ヲ通知ス
- 前項ノ認可指令書ノ交付ヲ受ケベキ場所ハ豫メ本縣内ニ於テ之ヲ定メ 特約取引ノ認可申請書ニ之ヲ記載スベシ
- 第四條 特約取引ノ賣方第二條第一號又ハ第二號ノ事項ニ變更アリタル トキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ知事ニ届出ヅベシ
- 第五條 産産處理統制法施行規則第四條第二項ノ規定ニ依ル特約取引ノ 認可申請書ハ契約期間満了前一月迄ニ知事ニ之ヲ提出スベシ
- 第六條 産産處理統制法施行規則第七條ノ規定ニ依ル認可申請書ハ變更 ノ事由ヲ記載スベシ
- 第七條 特約取引ノ買方ハ産産處理統制法施行規則第九條ノ規定ニ依ル 特約取引報告書ヲ毎年十一月三十日迄ニ様式第二號ニ依リ知事ニ提出 スベシ

第八條 産産處理統制法施行規則第十一條ノ規定ニ依ル乾繭ノ賣買取引 ノ認可ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ當業者連署ノ上 様式第一號ニ準ジ知事ニ之ヲ提出スベシ

- 一 契約期間
- 二 繭價格ノ決定方法
- 三 繭代金支拂ノ時期及方法
- 四 繭乾燥ノ場所及方法
- 五 買方ガ賣方ニ對シテ行フ蠶種其ノ他ノ物品ノ供給若ハ購入幹旋、 資金ノ融通、獎勵金ノ交付又ハ養蠶若ハ栽桑ニ關スル指導ノ要領

第九條 産産處理統制法施行規則第十一條ノ認可ヲ受ケタル者前條第二 號又ハ第三號ノ事項ヲ變更セントストキハ知事ノ認可ヲ受ケベシ

前項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ變更ノ事由ヲ記載スベシ

第十條 産産處理統制法施行規則第十一條ノ認可ヲ受ケタル者左ノ各號 ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ遅滞ナク其ノ旨ヲ知事ニ届出ヅベシ

- 一 第八條第四號又ハ第五號ノ事項ヲ變更シタルトキ
- 二 契約期間ヲ短縮シ又ハ契約ヲ解約シタルトキ

第十一條 産産處理統制法施行規則第十一條ノ乾繭ノ賣買取引ノ買方ハ 乾繭取引報告書ヲ毎年十二月三十一日迄ニ様式第二號ニ準ジ知事ニ提 出スベシ

第十二條 産産處理統制法施行規則第二條乃至第四條、第六條及第十條 並ニ本令第一條乃至第五條ノ規定ハ産産處理統制法施行規則第十一條 ノ乾繭ノ賣買取引ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 第九條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ

訂(秋田令二二五號)

科料ニ處ス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ參拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處 ス

- 一 第四條ノ規定ニ違反シタル者

様式第一號

特約取引認可申請書

今般下名當業者間ニ於テ特約取引致度候ニ付テハ産産處理統制法施行規則第一條ノ記載事項左記ノ通ニ有之候條御認可相成度關係書類相 添へ此段連署ヲ以テ及申請候也

年 月 日

第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者

第十二條ノ規定ニ依リ準用スル本令第四條ノ規定ニ違反シタル者

附則

本令ハ昭和十一年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

訂(秋田令二二五號)

賣方	住所	名	氏	名印
代表者	氏	氏	氏	氏
買方	住所	業種	氏	名(名稱)印
代表者	氏	氏	氏	氏
			氏	名(名稱)印

知事 宛

記

- 一 契約期間
- 二 繭價格ノ決定方法
- 三 繭代金支拂ノ時期及方法
- 四 繭受渡ノ場所及方法
- (五 産産處理統制法施行規則第一條第五號ニ關スル事項)

買種ノ供給又ハ購入幹旋	供給、指定又ハ購入幹旋ノ別 代金決済ノ時期及方法
物品ノ供給又ハ購入幹旋	供給物品ノ種類 購入幹旋物品ノ種類 代金決済ノ時期及方法
資金ノ融通	融通期間及利率 回収ノ時期及方法
養蠶又ハ栽桑	指導方法ノ概要 養蠶指導員派遣ノ場合ニ於ケル給料ノ負擔割合
ニ關スル指導	養蠶指導員設置補助ノ場合ニ於ケル補助率
奨励金ノ交付其ノ他	

(六) 産前處理統制法施行規則第三條但書ニ該當スル場合ニ在リテハ其ノ特別ノ事由)

第二號

特約取引報告書

昭和 年 月 日

昭和三十二年ニ於ケル特約取引ノ概況左記ノ通及報告候也

住所

訂(秋田令二二五號)

訂(秋田令二三二號)

知事宛
記

業種 氏
(代表者 氏
名(名稱)印
名印)

賣方 名稱 所在地	買方 名稱 所在地	取引品		取引品		期
		種類 名	数量 格	種類 名	数量 格	

(備考) 取引品ノ数量ハ上請生量、價格ハ生前一買取付ヲ記載スルコト

● 絲價安定施設法施行規則ニ依ル
申告並調査報告期限ノ件

秋田縣告示第三百二號(昭和十二年六月一日)
絲價安定施設法施行規則第六十五條、第六十八條、第七十一條及第七十

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

四條ニ依リ申告義務者ノ申告スベキ期限並同規則第七十七條ニ依リ設置
セラルル蠶絲調査員中請及生絲ノ現在高並生絲ノ生産高及消費高調査ノ
事務ニ從事スル調査員ノ報告期限左ノ通定ム

申告義務者ノ申
告スベキ期限
前及生絲ノ現在高並生絲ノ製
造
高及消費高調査ノ事務ニ從事ス
ル蠶絲調査員ノ報告期限

九十四ノ一

調査ノ現在高	三月五日、六月五日、十二月五日	同上
生絲ノ現在	六月五日	同上
高調査ノ現在	同上	同上
生絲ノ製造	毎月五日	同上
高調査ノ製造	同上	同上
生絲ノ消費	毎月五日	同上
高調査ノ消費	同上	同上

●繭絲調査員ノ報告期限

秋田縣告示第三百九十九號(昭和十二年七月二十七日)

繭價安定施設法施行規則第七十七條ニ依リ設置セラレタル繭絲調査員中繭生産費調査ノ事務ニ従事スル繭絲調査員ノ報告期限左ノ通定ム

- 第一、勞賃(附)畜力費
 - 第一期 四月二十日 (昭和十二年ニ限り)
 - 第二期 八月二十日 (昭和十二年ニ限り)
 - 第三期 十一月十日 (昭和十二年ニ限り)
- 第二、蠶種代
 - 春 蠶分 六月末日 (昭和十二年ニ限り)
 - 夏 蠶分 九月末日 (昭和十二年ニ限り)
 - 秋 蠶分 十一月末日 (昭和十二年ニ限り)
- 第三、消耗品代
 - 春 蠶分 七月末日 (昭和十二年ニ限り)
 - 夏 蠶分 十月末日 (昭和十二年ニ限り)
 - 秋 蠶分 十一月末日 (昭和十二年ニ限り)
- 第四、上繭收量
 - 春 蠶分 七月末日 (昭和十二年ニ限り)
 - 夏 蠶分 十一月五日 (昭和十二年ニ限り)
 - 秋 蠶分 十一月五日 (昭和十二年ニ限り)
- 第五、副收
 - 春 蠶分 七月末日 (昭和十二年ニ限り)
 - 夏 蠶分 十一月五日 (昭和十二年ニ限り)
 - 秋 蠶分 十一月五日 (昭和十二年ニ限り)
- 第六、桑園設置費算出基準
 - 九月末日

- 第七、桑園設置費 九月末日
- 第八、桑園土地資本利子 十月二十日
- 第九、小作料 十月二十日
- 第十、蠶室及農舍費 十月二十日
- 第十一、蠶具及農具費 十月二十日
- 第十二、諸稅附掛 十月二十日
- 第十三、肥料代 十一月五日
- 第十四、雜費(畜力費ヲ除ク) 十一月五日

●製絲業法施行細則

秋田縣令第六十五號(昭和七年十二月十三日)

- 第一條 製絲業ノ免許ヲ申請セントスル者ハ様式第一號ニ依リ免許申請書ニ添付シテ製絲業法施行規則第四條第一項各號ノ書類各二通ノ外左ニ掲グル書類各一通ヲ添付シ差出スヘシ
 - 一、免許申請者(法人ナルトキハ其ノ代表者)ノ履歴書
 - 二、免許申請者個人ナルトキハ其ノ資産調査書
 - 三、自家用生絲ノ製造ノミヲ行フ製絲工場ニ在リテハ前項ノ書類ノ外其ノ製造シタル生絲ノ加工ノ種類、加工設備ノ所在場所及一年間ノ加工能力ヲ記載シタル書類二通ヲ添付スヘシ
 - 四、第一項ノ添付書類中事業計畫書ハ様式第二號ニ、設備要領書ハ様式第三號ニ依ルヘシ
 - 五、第二條 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ製絲工場ニシテ百五十釜未満百釜以上ノ繰絲機ヲ備フルモノニ付製絲業ノ免許ヲ申請セントスルモノハ免許申請書ニ前條ノ書類ノ外百五十釜以上ノ繰絲機ヲ備フルモノトシテ困難トスル特別ノ事由ヲ詳記シタル書類二通ヲ添付シ差出スヘシ
 - 六、第三條 製絲業者製絲業法施行規則第七條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ申請セントスルトキハ様式第四號ニ依リ認可申請書二通ヲ作り様式第三號ニ依ルヘシ

訂(秋田令二三二號)

- 第一、設備要領書、様式第五號ニ依リ起業費ノ收支概算書及様式第六號ニ依リ事業ノ收支概算書各二通ヲ添付シ差出スヘシ
- 第二、繰絲業法施行規則第八條第二項又ハ第十條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲サントスルトキハ様式第七號ニ依リ届書二通ヲ作り添付書類アルトキハ其ノ書類各二通ヲ添付シ差出スヘシ
- 第三、製絲業者タラントスル産業組合又ハ産業組合聯合會ノ設立者ハ設立許可申請書二通ヲ作り定款二通ノ外左ニ掲グル書類各二通ヲ添付シ差出スヘシ
 - 一、様式第二號ニ依リ事業計畫書
 - 二、様式第三號ニ依リ設備要領書
 - 三、産業組合ニ在リテハ職業別組合員數、出資口數及組合員ノ一年間ノ上繭産額ヲ、産業組合聯合會ニ在リテハ所屬組合數、所屬組合ノ職業別組合員數、出資口數及所屬組合ノ組合員ノ一年間ノ上繭産額ヲ記載シタル書類
 - 四、製絲工場カ百五十釜未満百釜以上ノ繰絲機ヲ備フルモノナルトキハ百五十釜以上ノ繰絲機ヲ備フルモノトシテ困難トスル特別ノ事由ヲ詳記シタル書類
 - 五、代表者ノ履歴書
 - 六、区域内ニ産業組合製絲アルトキハ其ノ名稱及區域並ニ對スル事業上ノ關係ヲ記載シタル書類
 - 七、製絲業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ大要ヲ記載シタル書類
- 前項ノ規定ハ産業組合又ハ産業組合聯合會カ其ノ定款ヲ變更シテ製絲

訂(秋田令二三二號)

- 業者タラントスル産業組合又ハ産業組合聯合會ト爲ル場合ニ於ケル定款變更認可申請書ニ付之ヲ準用ス
- 前項ノ場合ニ於テハ最近事業年度ニ於ケル財産目錄貸借對照表及事業報告書ヲ添付スヘシ
- 第六條 製絲業法施行規則第九條ノ事業概況書ハ様式第八號ニ依リ二通ヲ作り毎年七月二十日迄ニ差出スヘシ
- 第七條 製絲業法施行規則第十八條ノ規定ニ依リ届書ハ様式第九號ニ依リ二通ヲ作り同條第二項ノ書類各二通ヲ添付シ差出スヘシ
- 前項ノ添付書類中事業計畫書ハ様式第二號ニ、設備要領書ハ様式第三號ニ、最近二年間ニ於ケル事業ノ概況書ハ様式第十號ニ依ルヘシ
- 様式第一號
 - 製絲業免許申請書
 - 左記製絲工場ニ付製絲業ノ免許相受度別紙添付書類ヲ具シ此段及申請書也
 - 年 月 日
 - (申請者個人ナルトキ)
 - 住所、
 - 氏 名 何
 - (申請者法人ナルトキ)
 - 事務所、
 - 名 稱 何々會社
 - 代表取締役 何 某
 - (申請者共同者ナルトキ)

請者法人ナルトキ)

- 一、事業ニ關スル各共同者ノ出資額及權利義務ノ關係ヲ記載シタル書類並履歷書(申請者共同者ナルトキ)
- 二、兼營事業ノ大要ヲ記載シタル書類
- 三、委任狀(申請者共同者ナルトキ)
- 四、製造シタル生絲ノ加工ノ種類、加工設備ノ所在場所及一年間ノ加工能力ヲ記載シタル書類(自家用生絲ノ製造ノミヲ行フ製絲工場ナルトキ)
- 五、減失ノ時期及原因並減失シタル製絲工場ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類(施行規則第十九條第一項第一號又ハ第三號ノ場合)
- 六、施行規則施行ノ際貸付中ナリシコトヲ證スル書類(施行規則第十九條第一項第二號ノ場合)

様式第二號

事業計畫書

- 一、製絲ノ工程ヲ行フ製絲工場ノ事業計畫書
- 二、製絲工場ノ所在場所
- 三、製絲工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ノ氏名及住所
- 四、繰返機ノ釜數
- 五、繰返機ノ電數
- 六、添附書類
- 七、本業計畫書
- 八、設備要領書
- 九、定款、登記簿ノ謄本、財産目錄、貸借對照表、代表者ノ履歷書(申請者共同者ナルトキ)

農林大臣宛

住 所 氏 名 何 某

事務所 氏 名 何 某

代表取締役 氏 名 何 某

右何名代表者

請者法人ナルトキ)

- 一、繰返機ノ工程ヲ行フ製絲工場ノ事業計畫書
- 二、製絲工場ノ所在場所
- 三、製絲工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ノ氏名及住所
- 四、繰返機ノ釜數
- 五、繰返機ノ電數
- 六、添附書類
- 七、本業計畫書
- 八、設備要領書
- 九、定款、登記簿ノ謄本、財産目錄、貸借對照表、代表者ノ履歷書(申請者共同者ナルトキ)

様式第二號

事業計畫書

- 一、製絲ノ工程ヲ行フ製絲工場ノ事業計畫書
- 二、製絲工場ノ所在場所
- 三、製絲工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ノ氏名及住所
- 四、繰返機ノ釜數
- 五、繰返機ノ電數
- 六、添附書類
- 七、本業計畫書
- 八、設備要領書
- 九、定款、登記簿ノ謄本、財産目錄、貸借對照表、代表者ノ履歷書(申請者共同者ナルトキ)

農林大臣宛

住 所 氏 名 何 某

事務所 氏 名 何 某

代表取締役 氏 名 何 某

右何名代表者

訂(秋田令二二二號)

春夏秋ノ別	見 込 數 量
春 蠶 繭	買
夏 秋 蠶 繭	買
計	

計	買	買	買
二十一中			
十四中	買	買	買
目的織度	春 蠶 繭 絲	夏 秋 蠶 繭 絲	計

注意 數量ハ乾繭重量ニテ記載スヘシ

四、一箇年ノ目的織度別生絲製造見込數量

五、従業員ノ種類及員數

種 類	男	女	計
作業監督員			
繰 絲 工			
煮 繭 工			

六、起業費ノ收支概算

計					
揚返工					
束装工					
検査工					
雑工					
計					

(一) 收入

計					
科 目	金	額	備	考	

(二) 支出

計					
科 目	金	額	備	考	

訂(秋田令一七八號)

七、事業ノ收支概算

計				
---	--	--	--	--

(一) 収入

科目	金額	備考
計		

(二) 支出

科目	金額	備考
計		

注意 一、收支概算ハ平年度分ヲ記載スヘシ
 二、備考欄ニハ金額算出ノ基礎ヲ詳細ニ記載スヘシ
 八、事業開始ノ豫定年月日
 年月日

第二、揚返又ハ束装以後ノ工程ノミヲ行フ製絲工場ノ事業計畫書
 本事業計畫書ニハ第一、第一號及第六號乃至第八號ニ掲グル事項ノ外
 左ニ掲グル事項ヲ記載スヘシ
 一、一年間ノ生絲取扱見込數量

計				
目的	蠶度	春蠶	繭絲	夏秋
	十四中		貫	貫
	二十一中		貫	貫
	、、、			
	、、、			

二、取扱生絲ノ繰絲ヲ爲ス工場ノ名稱、所在場所、繰絲機ノ釜數及一箇年ノ目的蠶度別生絲製造見込數量

工場名	所在場所	釜數	一箇年生絲製造見込數量
			十四中 二十一中 、、、 計
			貫 貫 貫 貫

訂(秋田令一七八號)

樣式第三號 設備要領書

計				
---	--	--	--	--

一、建物ノ種類及面積並構造ノ概要

種類	面積			積	構造ノ概要
	一階坪	二階坪	三階坪		
計					

注意 一、事務所、繰絲場、揚返場、乾燥場、繭取扱場等ニ區別シ一棟毎ニ記載スヘシ

二、構造ノ概要欄ニハ「木造瓦葺」等ト記載スヘシ
 繰絲機ノ名稱、釜數及緒數

名稱	釜數	一釜ノ緒數	總緒數	備考

訂(秋田令一七八號)

注意 多條繰絲機ニアリテハ備考欄ニ一臺ノ緒數ヲ記載スヘシ
 三、揚返機ノ臺數
 四、煮繭機ノ名稱、煮繭能力及臺數

名稱	煮繭能力	臺數

注意 煮繭能力ハ煮繭機ノ收容能力ヲ乾繭重量ニテ記載スヘシ
 五、生絲ノ整理及検査ニ關スル設備ノ種類、名稱及員數

種類	員數	備考

注意 名稱アルモノニ付テハ備考欄ニ之ヲ記載スヘシ
 六、繭ノ乾燥及貯蔵ニ關スル設備ノ名稱、能力及員數

(一) 乾繭設備

名稱	乾繭能力	員數
	貫	

注意 乾繭能力ハ一晝夜ノ本乾燥能力ヲ生繭重量ニテ記載スヘシ

(二) 貯蓄設備

保管能力	面積	積備	考

注意 一、保管能力欄ニハ乾繭ヲ保管スルモノニアリテハ乾繭重量ヲ、生繭若ハ殺繭繭ヲ冷蔵スルモノニアリテハ生繭重量ヲ記載スヘシ

- 二、面積欄ニハ延坪數ヲ記載スヘシ
- 三、備考欄ニ保管方法ノ概要ヲ記載スヘシ

様式第四號

製絲業認可申請書

製絲工場名、
製絲工場所在場所、

右製絲工場ニ付左記事項ノ認可相受度別紙添附書類ヲ具シ此段及申請候也

年月日

(申請者個人ナルトキ)

住所、

氏名 何

(申請者法人ナルトキ)

事務所、

某

名 稱 何々會社

代表取締役 何

(申請者共同者ナルトキ)

住所、

何某外何名代表者

氏名 何

某

農林大臣宛

記

- 一、揚返又ハ束裝以後ノ工程ヲ別紙設備要領書ノ通行ヲ
- 一、繰繰機何釜分ヲ別紙設備要領書ノ通増設又ハ廢棄ス
- 一、揚返機何釜分ヲ別紙設備要領書ノ通増設又ハ廢棄ス

- 一、設備要領書
- 二、起業費ノ收支概算書
- 三、事業ノ收支概算書

様式第五號

起業費ノ收支概算書

(一) 収入		(二) 支出	
科目	金額	科目	金額

訂(秋田令一七八號)

(二) 支出

科目	金額	備考

注意 備考欄ニハ金額算出ノ基礎ヲ詳細ニ記載スヘシ

様式第七號

製絲業届書

製絲工場名、
製絲工場所在場所、

右製絲工場ニ付左記事項(添附書類ヲ具シ)及届出候也

年月日 (届出者 様式第四號ニ準ス)

農林大臣宛

記

- 一、氏名又ハ名稱ノ變更
- (一) 新氏名又ハ名稱
- 舊氏名又ハ名稱

(二) 支出

科目	金額	備考

様式第六號

事業ノ收支概算書

(一) 収入

科目	金額	備考

(二)	變更ノ時期 年月日
又ハ	一、住所又ハ事務所ノ變更
(一)	新住所又ハ事務所 舊住所又ハ事務所 變更ノ時期 年月日
又ハ	一、定款ノ變更
(一)	新條文 第何條、 舊條文 第何條、
(二)	變更ノ事由、 變更ノ時期 年月日
又ハ	一、事業ノ開始年月日 事業開始
又ハ	一、代表者ノ變更
(一)	新代表者

訂(秋田令一七八號)

(二)	休止ノ事由、 休止シタル事業ノ開始豫定、
又ハ	一、休止シタル事業ノ開始
(一)	年 月 日 事業開始
(二)	休止シタル時期 年月日
又ハ	一、事業ノ廢止
(一)	廢止ノ時期 年月日
(二)	廢止ノ事由、
又ハ	一、製絲工場ノ滅失
(一)	滅失ノ時期 年月日
(二)	滅失ノ事由、
(三)	滅失ノ程度、
(四)	工場回復ノ見込、
又ハ	

(一)	住所、 氏名、
又ハ	一、製絲工場ノ名稱ノ設定
(一)	名 稱、
(二)	設定ノ時期 年月日
又ハ	一、製絲工場ノ名稱ノ變更
(一)	新 名 稱、 舊 名 稱、
(二)	變更ノ時期 年月日
又ハ	一、事業ノ休止
(一)	年 月 日 事業休止

訂(秋田令一七八號)

(一)	新 組 織、 舊 組 織、
(二)	變更ノ時期 年月日
(三)	變更ノ事由、
又ハ	一、工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ノ設置
(一)	住 所、 氏 名、
(二)	設置ノ時期 年月日
又ハ	一、工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ノ變更
(一)	新 管 理 人 住 所、 氏 名、 舊 管 理 人 住 所、 氏 名、
(二)	變更ノ時期 年月日

(三) 變更ノ事由、、、、

又ハ
一、製絲業以外ノ事業兼營

(一) 兼營シタル事業、、、、

(二) 兼營シタル事業ノ大要、、、、

(三) 兼營ノ時期年月日

又ハ
一、製絲業以外ノ事業兼營ノ廢止

(一) 廢止シタル事業、、、、

(二) 廢止ノ時期年月日

又ハ
一、製絲業ノ相續

(一) 相續者

住所、、、、
氏名、、、、

(二) 死亡シタル製絲業者

住所、、、、
氏名、、、、

(三) 死亡ノ時期年月日

又ハ
一、製絲業ノ合併

(一) 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人

事業所、、、、
名稱、、、、

(二) 合併シタル法人

事業所、、、、
名稱、、、、

(三) 合併ノ時期年月日

添附書類

一、組織變更アリタルコトヲ證スル書類、定款、財産目録、貸借對照表(組織ノ變更ノ屆書)

二、相續アリタルコトヲ證スル書類(製絲業ノ相續ノ屆書)

三、合併アリタルコトヲ證スル書類、合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ノ定款、財産目録、貸借對照表(製絲業ノ合併ノ屆書)

標式第八號

訂(秋田令一七八號)

事業概況書報告

製絲工場名、、、、
製絲工場所在場所、、、、

右製絲工場ニ付自昭和 年六月一日至昭和 年五月三十一日事業概況書及報告候也

年月日

(報告者 株式会社第四號ニ準ス)

事業概況書

第一、繰絲ノ工程ヲ行フ製絲工場ノ事業概況書
一、設備ニ關スル事項

注意 一日平均數ヲ記載スヘキ場合ヲ除クノ外總ヘテ五月三十一日現在ニ依リ記載スヘシ

(一) 建物ノ種類及面積並構造ノ概要

種類	面積			積	構造ノ概要
	一階	二階	三階		
坪					
坪					
坪					
坪					
坪					

注意 一、事務所、繰絲場、乾燥場、繭取扱場、揚返場等ヲ区分シ棟毎ニ記載スヘシ

二、構造ノ概要欄ニ「木造、瓦葺」ト記載スヘシ

第十三類 産業 第四章 蠶絲業、製絲業

訂(秋田令一七八號)

(二) 繰絲機ノ名稱、釜數及精數並一日平均使用釜數

名稱	釜數	精數	一日平均	
			使用釜數	備考

注意 一、一釜ノ精數異ル毎ニ各別ニ記載スヘシ

二、備考欄ニ繰絲法(煮繰分業又ハ兼業ノ別及浮繰又ハ沈繰ノ別)ヲ記載スヘシ

三、多條繰絲機ニ在リテハ備考欄ニ一釜ノ精數ヲ記載スヘシ

(三) 揚返機ノ窓數及一日平均使用窓數

窓數	一日平均使用窓數

(四) 煮繭機ノ名稱、煮繭能力及臺數

名稱	煮繭能力	臺數

注意 煮繭能力ハ煮繭機ノ收容能力ヲ乾繭重量ニテ記載スヘシ

(五) 生絲ノ整理及検査ニ關スル設備ノ種類、名稱及員數

九十四ノ四ノ九

(三) 生絲ノ販賣數量及價額

(1) 輸出生絲ノ販賣數量及價額

年度	春 蠶 絲		夏 秋 蠶 絲		合 計
	數量	價額	數量	價額	
十四中	白黃計	白黃計	白黃計	白黃計	白黃計
二十一中	白黃計	白黃計	白黃計	白黃計	白黃計
計					

(2) 地産生絲ノ販賣數量及價額

年度	春 蠶 絲		夏 秋 蠶 絲		合 計
	數量	價額	數量	價額	
十四中	白黃計	白黃計	白黃計	白黃計	白黃計
二十一中	白黃計	白黃計	白黃計	白黃計	白黃計
計					

四、加工費ニ關スル事項

科目	金額	備考
役員俸給		
手當賞與		
職工賃銀		
當賞與		
燃料費		
電力及電燈		
賄材料費		
保險料		
荷造費		
生絲販賣手		
敷料		
職工募集委		
託費		
倉敷料		
運搬費		
通信費		
旅費		
諸稅諸掛		
利子		

訂(秋田令一七八號)

訂(秋田令一七八號)

項目	金額
消耗品費	
借地料	
從業員ノ福利施設費	
雜費	
修繕費	
臨時費	
計	

注意 一、一年間ノ總經費ヲ記載スヘシ

二、備考欄ニハ算出ノ基礎ヲ詳細ニ記載スヘシ

五、資本ニ關スル事項

項目	金額
資本金額	
拂込資本金額	
計	

注意 一、製絲業者カ法人ナル場合ニ於テノ五月三十一日現在ニ

依リ記載スヘシ

二、産業組合組織ノモノニアリテハ出資額ヲ記載スヘシ

三、合名會社及合資會社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ

價額ヲ資本金額欄ニ記載スヘシ

六、所屬組合ニ關スル事項

注意 産業組合製絲ニ付テノ記載スヘシ

所屬組合名	總工場ノ釜數	所屬組合ノ生絲製造數

七、財産目錄及貸借對照表

注意 製絲業者カ法人ナル場合ニ於テハ最近決算期ニ於ケル財産目錄及貸借對照表ヲ添附スヘシ

様式第九號

製絲業法施行規則第十八條ノ屬書

左記製絲工場ニ付製絲業法施行規則第十七條第一號(又ハ第二號若ハ第三號)ノ製絲業者(又ハ其ノ包括承繼人)タルコトヲ添附書類ヲ具シ及届出候也

年月日

(届出者 様式第一號ニ準ス)

農林大臣宛

一、製絲工場名

二、製絲工場所在場所

三、製絲工場所有者

四、製絲工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ノ氏名住所

五、製絲機ノ釜數

六、揚返機ノ釜數

添附書類

一、最近二年間ニ於ケル事業概況書

二、製絲工場ノ建設工事ニ著手シタル年月日、工事進捗ノ程度及事業

開始ノ豫定年月日ヲ記載シタル書類（施行規則第十七條第三號ニ該當スル者ナルトキ）

- 三、事業計畫書
- 四、設備要領書
- 五、定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借対照表（届出者法人ナルトキ）
- 六、事業ニ關スル各共同者ノ出資額及權利義務ノ關係ヲ記載シタル書類（届出者共同者ナルトキ）
- 七、兼營事業ノ大要ヲ記載シタル書類
- 八、委任狀（届出者共同者ナルトキ）

様式第十號

最近二年間ニ於ケル事業概況書

- 第一、繰繰ノ工程ヲ行フ製絲工場ノ最近二年間ノ事業概況書
- 一、一日平均使用釜數

期	間	繰繰機ノ釜數	一日平均使用釜數
自昭和五年十月	期間		
自昭和六年九月	期間		
自昭和七年九月	期間		

注意 繰繰機ノ釜數ハ昭和六年九月三十日現在及昭和七年九月三十日現在ニ依リ記載スヘシ

二、一日平均使用職工數

種別	自昭和五年十月			自昭和六年九月		
	男	女	計	男	女	計
作業監督員						
繰繰工						
煮繭工						
揚返工						
束裝工						
検査工						
雑工						
計						

三、原料消費數量及生絲生産數量

期	間	原料消費數量		生絲生産數量	
		春繭	夏繭	春繭	夏繭
自昭和五年十月	期間				
自昭和六年九月	期間				
自昭和七年九月	期間				

注意 原料消費數量ハ乾繭重量ニテ記載スヘシ

訂（秋田令一七八號）

四、生絲販賣數量及價額

期	間	販賣數量		價額	
		春繭	夏繭	春繭	夏繭
自昭和五年十月	期間				
自昭和六年九月	期間				
自昭和七年九月	期間				

訂（秋田令一七八號）

第二、揚返又ハ束裝以後ノ工程ノミヲ行フ製絲工場ノ最近二年間ノ事業概況書

- 一、一日平均使用揚返窓數

期	間	揚返機ノ窓數	一日平均使用窓數
自昭和五年九月	期間		
自昭和六年九月	期間		
自昭和七年九月	期間		

注意 揚返機ノ窓數ハ昭和六年九月三十日現在及昭和七年九月三十日現在ニ依リ記載スヘシ

- 二、一日平均使用職工數

種別	自昭和五年九月		自昭和六年九月	
	男	女	男	女
作業監督員				
揚返工				
束裝工				
計				

檢査工	
雜工	
計	

三、生絲取扱数量販賣数量及價額

期 間	取 扱 数 量		販 賣 数 量		販 賣 價 額	
	春 蠶 絲	夏 秋 蠶 絲	春 蠶 絲	夏 秋 蠶 絲	春 蠶 絲	夏 秋 蠶 絲
自昭和五年十月 至昭和六年九月	買	買	賣	賣	買	買
自昭和六年九月 至昭和七年九月	買	買	賣	賣	買	買

訂(秋田令一七八號)

第五章 畜産及獸醫、蹄鐵工

●秋田縣種畜場規程

縣令第八十二號(大正九年八月二十四日)

勅令 大正一五年一月勅令第一三四號、昭和七年四月第二三號改正

秋田縣種畜場規程左ノ通定

秋田縣種畜場規程

- 第一條 種畜場ハ畜産ノ改良發達ヲ圖ル爲メ左ノ業務ヲ行フ
- 一、種牛馬ノ預托育成
- 二、種畜、種禽ノ蕃殖育成及種畜種付
- 三、種畜、種禽、種卵ノ配付
- 四、飼料ノ栽培
- 五、講習、講話、實地指導、傳習及質問應答
- 六、必要ナル試験又ハ調査
- 七、其他畜産ノ改良發達ニ必要ナル業務

第二條 種畜場ニ左ノ職員ヲ置ク

- 場 長
- 技 師
- 技 手
- 主 事 補

- 第三條 場長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ場務ヲ掌理ス
- 第四條 技師技手ハ場長ノ指揮ヲ承ケ場務ニ從事ス
- 第五條 主事補ハ上席職員ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第六條 場長事故アルトキハ上席ノ職員臨時其ノ事務ヲ代理ス

●秋田縣種畜場處務規程

第十三類 産業

第五章 畜産及獸醫、蹄鐵工

訂(秋田令一七〇號)

訓令甲第四十號(大正九年八月二十四日)

秋田縣種畜場處務規程左ノ通定

秋田縣種畜場處務規程

- 第一條 左ノ事項ハ知事ノ決裁ヲ經テ場長之ヲ處理スルモノトス
 - 一、場内諸規則ノ制定改廢ニ關スル件
 - 二、預托種牛馬ノ頭數及預托料ニ關スル件
 - 三、場員ノ管外出張歸省轉地療養ニ關スル件
 - 四、經費豫算流用及豫算外支出ニ關スル件
 - 五、地所建物ノ賃借及修繕ニ關スル件
 - 六、收穫物及不用品拂下ニ關スル件
 - 第二條 左ノ事項ハ場長之ヲ專決スルコトヲ得
 - 一、職員事務分掌ニ關スル件
 - 二、職員管內出張ニ關スル件
 - 三、職員ノ病氣缺勤忌引除服出仕ノ件
 - 四、諸雇員ノ雇傭及解雇ノ件
 - 五、豫算定額内事業施行ニ關スル件
 - 六、豫算定額内物品購入及修繕ニ關スル件
 - 七、器具器械類賃借ニ關スル件
 - 八、預托育成種牛馬ノ出入ニ關スル件
- 但シ毎月五日迄ニ前月分ヲ取纏メ知事ニ報告スヘシ
- 但シ毎月五日迄ニ前月分ヲ取纏メ知事ニ報告スヘシ

九十四ノ五

血統書下附願	
一、名 號	
種 類	
性 色	
特 徵	
生年月日	
血 統	母父
産 地	
右血統書御下附相成此段相願候也	
年 月 日	
縣 市 町 村 字 番 地	
秋田縣種畜場長宛	氏 名

書統血(馬)牛	
第 一 種 號	毛 名 號
特 徵	
生年月日	
産 地	
生 産 者	
母	父
色毛 稱名	色毛 稱名
地産 種類	地産 種類
母祖 父祖	母祖 父祖
稱名 稱名	稱名 稱名
種類 種類	種類 種類
右證明ス	
大正 年 月 日	
秋田縣種畜場印	

訂(秋田令八二號)再版

(裏)

年 號 月 日	讓 渡 人 住 所 氏 名 印	讓 受 人 住 所 氏 名 印

●秋田縣種畜場預托規程

縣令第三號(大正十一年二月二十一日)

沿革 大正一四年一〇月縣令第六四號、一五年六月第八〇號、一一月第一五五號、昭和八年五月條例第四號改正

秋田縣種畜場預托規程左ノ通定ム

第一條 種畜育成ノ目的ヲ以テ馬又ハ牛ヲ秋田縣種畜場ニ預托セムトスル者ハ本規程ニ依ルヘシ

第二條 預托ヲ許可スヘキ馬又ハ牛ノ豫定頭數及預托料ハ毎年三月之ヲ告示ス但シ預托料ハ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルヘシ

第三條 預托ヲ許可スヘキ馬又ハ牛ハ本縣畜産組合又ハ本縣在住者ノ所有スルモノニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニ限ル

一、馬ニ在リテハ年齡滿三歲以下牛ニ在リテハ年齡滿六箇月以上滿十八箇月以下ノモノ但シ頭數ヲ限リ種牡牛馬ノ預托ヲ許可スルコトア

ルヘシ

二、本縣道産ノ種類ニシテ血統明確ナルモノ

三、體格優良ニシテ惡疾又ハ惡癖ナキモノ

第四條 預托ヲ爲サムトスル者ハ第一號書式ノ願書ニ血統書寫ヲ添ヘ種畜場長ニ差出スヘシ

第五條 前條ノ出願アリタルトキハ種畜場長ニ於テ検査ノ上其ノ許否ヲ決定スヘシ

種畜場長預托ヲ許可シタルトキハ同時ニ奉付期日ヲ定メ出願者ニ通知スヘシ

第六條 預托料ハ毎年四期ニ分テ種畜場長之ヲ徴收ス其ノ期限左ノ如シ

第一期 (四月ヨリ六月マテ)七月二十日限

第二期 (七月ヨリ九月マテ)十月二十日限

第三期 (十月ヨリ十二月マテ)一月二十日限

第四期 (一月ヨリ三月マテ)四月二十日限

預托ヲ解除シタル場合ハ解除ノ際預托料ヲ徴收ス

第七條 (削除)

第八條 (削除)

第九條 (削除)

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ預托ヲ解除スルコトアルヘシ

一、疾病創痍又ハ發育不良ノ爲メ將來種畜タルノ見込ナシト認メタルトキ

二、預托料金ノ納入ヲ怠リタルトキ

三、種畜場ノ都合ニ依リ預托ヲ受ケ飽ハサルトキ

第十一條 種畜場長預托ヲ解除セムトスルトキハ豫メ引渡ノ期日及場所ヲ定メ所有者ニ通知スヘシ

所有者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク預托牛馬ヲ引取ルヘシ

第十二條 種畜場長預托牛馬ノ引渡ヲ了シタルトキ若ハ喪失斃死等ニヨリ預托ヲ解除シタルトキハ知事ニ報告スヘシ

第十三條 預托牛馬ノ奉付及引取ニ要スル費用ハ總テ所有者ノ負擔トス

第十四條 預托中ノ牛馬ニシテ喪失斃死創痍疾病其ノ他ノ事故ニ依リ損害ヲ被ルコトアルモ之カ賠償ノ責ニ任セス

第十五條 預托牛馬ノ所有者又ハ讓受人ハ第十條第一號第二號ニ依リ預托解除ヲ受ケタル場合ノ外左ノ各號ノ義務ヲ負フモノトス

一、賣買又ハ讓與ニ依リ所有者ニ異動ヲ生シタルトキハ前所有者ハ直ニ其ノ旨種畜場長ニ届出ツルコト

二、毎年ノ蕃殖成績ハ第三號書式ニ依リ十月末日迄ニ種畜場長ニ届出ツルコト

三、種畜ノ用ヲ廢シタルトキ若ハ斃死シタルトキハ直ニ其ノ旨種畜場長ニ届出ツルコト

第十六條 第三條ノ年齢ヲ經過シタル牛馬ニシテ尙育成ノ必要アリト認メタルトキハ引續キ預托ヲ許可スルコトアルヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令第二條ノ期日ハ本令施行ノ際ニ限り別ニ之ヲ定ム

訂(秋田令一八二號)

(第一號書式)

預托願

牝馬(牛)何々號

但シ別紙血統書ノ通り

右今般賣場ニ預托致度御許可ノ上ハ預托規程堅ク遵守可致保證人連署(個人ノ場合)此段相願候也

年 月 日

住所

所有者 氏 名

住所

保證人 氏 名

秋田縣種畜場長殿

(個人ノ場合ニ於テハ町村長ノ證明ヲ要ス)

訂(秋田令一八二號)

(第二號書式) (削除)

蕃殖成績報告書ノ一

種名 種別	種付 種別	本年頭数	前年頭数	本年度		計	摘要
				牝	牡		
種馬(牛)種別	種						種付料金不受胎数流産数受胎馬死亡数却数等ヲ記入スルコト
何々種	洋種						
何々種	ハクニ種						
何々種	フンケロノ種						
何々種	ハルシニコノ種						
何々種	雑種						
何々種	計						

右報告候也
年 月 日

秋田縣種畜場長殿

住所
氏 名

名

種名 種別	種付 種別	本年頭数	前年頭数	本年産駒(隻)	毛色	摘要
種馬(牛)種別	種					分挽及種付月日等ヲ記入スルコト
何々種	何々種					

畜産成績報告書ノ二

訂(秋田令八八號)再版

訂(秋田令一七九號)

右報告候也
年 月 日
住所
氏 名
秋田縣種畜場長殿

●秋田縣種畜場及秋田縣種鶏場種畜、種禽、種雛、種卵拂下規程

縣令第三十七號(昭和七年六月十四日)

沿革 昭和七年二月縣令第六八號改正

秋田縣種畜場及秋田縣種鶏場種畜、種禽、種雛、種卵拂下規程ヲ左ノ通定ム

- 第一條 秋田縣種畜場及秋田縣種鶏場ニ於テ生産シタル種畜、種禽、種雛及種卵ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ拂下クルコトヲ得
- 第二條 拂下クヘキ種畜、種禽、種雛及種卵ノ種類、性別、生年月日、拂下價格及數量等ハ當該場長其ノ都度之ヲ公示ス
- 第三條 拂下クヘキ種畜、種禽、種雛及種卵ノ數量ハ一人又ハ一團體一同ニ付種畜ハ二頭、種禽ハ六羽、種雛ハ十羽、種卵ハ二打以内トス但シ縣内ノ公共團體又ハ公益ノ爲ニスル目的ヲ以テ願出ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 種畜、種禽、種雛又ハ種卵ノ拂下ヲ受ケントスル者ハ第一號様

第十三類 産業 第五章 畜産及牧畜、蹄織工

九十四ノ十三

- 式ニ依リ當該場長ニ願出ツヘシ
- 第五條 當該場長ハ出願者ニ對シ左ノ事項ヲ通知スヘシ
 - 一、拂下クヘキ種畜、種禽、種雛ノ種類、性別、生年月日及頭数又ハ羽数、種卵ニ在リテハ其ノ種類及數量
 - 二、拂下價格並代金納付期限及場所
 - 三、引渡ノ日時及場所
- 第六條 出願者前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ指定ノ場所ニ於テ指定ノ期限内ニ拂下代金ヲ納付シ代金納付證ノ交付ヲ受ケ前條ノ通知書ヲ添ヘテ之ヲ提示シ指定ノ日時及場所ニ於テ種畜、種禽、種雛又ハ種卵ノ引渡ヲ受クヘシ
- 第七條 前條ノ出願者ニシテ種畜、種禽、種雛又ハ種卵ノ輸送ヲ委託セシトスルトキハ第二號様式ニ依リ豫メ之ヲ願出ツヘシ
- 前項ノ出願ニ依リ種畜、種禽、種雛又ハ種卵ヲ運送取扱人ニ引渡シタルトキハ其ノ日時ヲ以テ引渡ヲ完了シタルモノト看做ス
- 第八條 第六條ノ出願者ニシテ止ムテ得サル事由ニ依リ指定ノ日時ニ於テ引渡ヲ受ケルコト能ハサルトキハ直ニ其ノ事由ヲ具シ當該場長ニ其ノ變更ヲ願出ツヘシ但シ指定期日後五日以上ニ互ルトキハ其ノ飼育又

ハ保管ニ要スル經費ハ出願者ノ負擔トス
第九條 拂下ヲ受ケタル者其ノ引渡ヲ受ケタル後ハ如何ナル事由アルモ其ノ種畜、種禽、種雛又ハ種卵ノ瑕疵ニ付損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第十條 第五條ノ通知ヲ受ケタル出願者ニシテ第六條第七條又ハ第八條ノ規定ニ依ル手續ヲ爲ササルトキハ拂下ヲ取消シタルモノト看做ス前項ノ場合ニ於テ既納ノ拂下代金ハ之ヲ還付セス

第十一條 拂下クヘキ種畜、種禽、種雛又ハ種卵ニシテ其ノ引渡前ニ疾病、斃死其ノ他ノ事故ヲ生シタルトキハ拂下ヲ取消シ又ハ其ノ數量若ハ引渡日時ヲ變更スルコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依ル拂下ノ取消又ハ變更ニ對シテハ損害賠償ノ責ニ任セ

第十二條 種畜、種禽、種雛又ハ種卵ノ拂下ヲ受ケタル者ハ第十三條ノ規定ニ依ル期間中之ヲ處分スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テ拂下ヲ受ケタル者其ノ種畜、種禽、種雛又ハ種卵ヲ賣却若ハ讓渡セントスルトキハ讓受人連署ノ上第三號様式ニ依リ當該場長ニ願出テ其ノ許可ヲ受ケヘシ

前項ノ讓受人ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ拂下ヲ受ケタル者ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第十三條 種畜、種禽、種雛又ハ種卵ノ拂下ヲ受ケタル者ハ左記各號ニ依リ當該場長ニ報告スヘシ

(一) 成績報告

イ、牡畜ニ在リテハ拂下後滿二箇年間ノ種付成績ヲ第四號様式(其ノ一)ニ依リ供毎年末日迄ニ

ロ、牝畜ニ在リテハ拂下後滿二箇年間ノ蕃殖成績ヲ第四號様式(其ノ二)ニ依リ供毎年末日迄ニ

ハ、種禽ニ在リテハ拂下後滿一箇年間ノ飼養及産卵成績ヲ第四號様式(其ノ三)ニ依リ其ノ期間經過後十日目迄ニ

ニ、種雛ニ在リテハ拂下後三箇月間ノ育雛成績ヲ第四號様式(其ノ四)ニ依リ其ノ期間經過後十日目迄ニ

ホ、種卵ニ在リテハ其ノ孵化成績ヲ第四號様式(其ノ五)ニ依リ孵化後十日目迄

(二) 種畜、種禽、種雛又ハ種卵ノ喪失、斃死又ハ破損

(三) 蕃殖供用不能トナリタルトキハ其ノ事由

第十四條 拂下ヲ受ケタル者第十二條又ハ第十三條ノ規定ニ違反シタルトキハ拾圓以下ノ違約金ヲ徴收ス

附則 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

種畜(種禽)(種雛)(種卵)拂下願
一、何 種 牝 頭
一、何 種 牝 頭
一、何 種 牝 頭

訂(秋田令一七九號)

第三號様式

種畜(種禽)(種雛)(種卵)賣却(讓渡)許可願

一、何 種 牝 頭
一、何 種 雌 羽
一、何 種 雌 羽

一、何 種 中 雛 羽
一、何 種 種 卵 個

一、何 種 種 卵 個

一、何 種 種 卵 個

一、何 種 種 卵 個

一、何 種 種 卵 個

右種畜(種禽)(種雛)(種卵)賣却(讓渡)致度候條秋田縣種畜場及秋田縣種禽場種畜、種禽、種雛、種卵拂下打付ニ依リ御許可相成度此段及御願候也

年月日

住所

賣渡人(讓渡人) 氏

住所

買受人(讓受人) 氏

住所

秋田縣何々場長殿

九十四ノ十五

一、何 種 初生雛 羽
一、何 種 中雛 羽
一、何 種 種卵 個
右種畜(種禽)(種雛)(種卵)拂下相成度秋田縣種畜場及秋田縣種禽場種畜、種禽、種雛、種卵拂下規程ニ依リ此段相願候也

年月日

住所

秋田縣何々場長殿

氏

名(團體名)印

住所

秋田縣何々場長殿

氏

名(團體名)印

住所

秋田縣何々場長殿

氏

名(團體名)印

住所

秋田縣何々場長殿

氏

名(團體名)印

住所

秋田縣何々場長殿

氏

種畜別名號 又ハ番號		何年拂下種畜種付成績報告	繁殖場所	種付牝畜頭數	種付回數	受胎	胎流	産産	牝	計	産	摘	要
右報告候也													
年 月 日													
秋田縣何々場長殿													
住所 氏 名(團體名)印													

注意
一、報告ハ種畜別ニスヘシ

第四號様式 (其ノ二)

種畜種類 名號、番號		何年拂下種畜蕃殖成績報告	牝畜名號番號	分娩月日	牝	産	計	産	摘	要
右報告候也										
年 月 日										
住所 氏 名(團體名)印										

訂(秋田令一七九號)

秋田縣何々場長殿

訂(秋田令一七九號)

注意

- 一、羊豚ノ生産事項ハ牝、牡別頭數ヲ記載スルコト
- 二、流産不妊等ヲ摘要欄ニ記入ノコト
- 三、生産回數ヲ摘要欄ニ記入ノコト

第四號様式 (其ノ三)

種 類		性 別		羽 數		飼 養 成 績		産 卵 成 績		備 考	
種	類	性	別	羽	數	良	否	産卵雌數	産卵總數	種卵頭數	異動數及其他ノ事由
種鶏成績報告											
拂受年月日											
住所 氏 名(團體名)印											

第四號様式 (其ノ四)

種雞成績報告

秋田縣種鶏場處務規程左ノ通定ム

秋田縣種鶏場處務規程

第一條 左ノ事項ハ知事ノ決裁ヲ經ヘシ

一、諸規則ノ制定改廢ニ關スル件

二、職員ノ管外出張歸省及轉地療養ニ關スル件

三、豫算流用ニ關スル件

四、地所建物ノ貸借及修繕ニ關スル件

五、收穫物ノ用品拂下ニ關スル件

六、其ノ他重要ナル事項

第二條 左ノ事項ニ付テハ場長之ヲ專決處理スルコトヲ得

一、職員事務分掌ニ關スル件

二、職員管内出張ニ關スル件但シ毎月五日迄ニ前月分ヲ取纏メ知事ニ報告スヘシ

三、職員ノ病氣缺勤忌引除服出仕又ハ休暇歸省ニ關スル件

四、雇員及諸備員ノ採用及罷免ニ關スル件但シ毎月五日迄ニ前月分ヲ取纏メ知事ニ報告スヘシ

五、實習生採用ニ關スル件

六、飼料作物栽培成績及種鶏種種卵拂下成績ニ關スル件但シ飼料作物栽培成績ニ付テハ隨時ニ、種鶏種種卵拂下成績ニ付テハ前月分ヲ取纏メ毎月五日迄ニ知事ニ報告スヘシ

七、能力檢定ニ關スル件

八、育種試驗ニ關スル件

九、其ノ他輕易ナル事項

從事セシム

第四條 實習生ノ定員ハ五名以内トス

第五條 實習期間ハ六箇月トシ第一期ハ毎年四月一日ヨリ九月三十日迄第二期ハ毎年十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス但シ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルヘシ

第六條 實習終了リタル者ニハ修了證書ヲ交付ス

第七條 實習生志願者ハ別記様式第一號ノ願書ニ醫師ノ健康診斷書及履歴書相添ヘ第一期ハ毎年三月十日迄第二期ハ毎年九月十日迄ニ所轄市町村長ヲ經由シ種鶏場長ニ差出スヘシ

第八條 種鶏場長ヨリ採用許可ノ通知ヲ受ケタル者ハ指定期日迄ニ本場ニ出頭スヘシ

第九條 實習生トシテ採用セラレタル者ハ保證人連署ノ上別記様式第二號ノ誓約書ヲ差出スヘシ

第十條 前項ノ誓約書ニ署名シタル保證人ニシテ場長ノ不適當ト認メタルモノハ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 實習生ニハ手當ヲ支給セズ

第十二條 實習生ハ自己ノ都合ニ依リ中途ニテ其ノ實習ヲ廢止スルコトヲ得ス但シ疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ依リ退場セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ保證人連署ノ上願出テ許可ヲ受クヘシ

第十三條 實習生ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ退場ヲ命スルモノトス

一、成業ノ見込ナキ者

二、場長ノ指揮命令ニ従ハサル者

三、出缺常ナキ者

第十四條 實習生ハ總テ場内ニ寄宿セシムルモノトス但シ本場ノ都合又

第十五條 畜産

第十六條 畜産及獸醫、蹄鐵工

第十七條 畜産

第十八條 畜産

第十九條 畜産

第二十條 畜産

第二十一條 畜産

第二十二條 畜産

第二十三條 畜産

第二十四條 畜産

第二十五條 畜産

第二十六條 畜産

第二十七條 畜産

第二十八條 畜産

第二十九條 畜産

第三十條 畜産

第三十一條 畜産

第三十二條 畜産

第三十三條 畜産

第三條 職員管内出張ヲ命セラレタルトキハ歸場後五日以内ニ復命スヘシ但シ重要ナルモノニ限リ場長知事ニ進達スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告示第四百八十一號(昭和七年十月四日)

秋田縣種鶏場ノ位置左ノ通定ム

秋田縣北秋田郡大館町字東臺

秋田縣種鶏場ノ位置

告示第四百八十一號(昭和七年十月四日)

秋田縣種鶏場ノ位置左ノ通定ム

秋田縣北秋田郡大館町字東臺

秋田縣種鶏場養鶏技術實習生採用規程

告示第四百八十一號(昭和七年十月四日)

秋田縣種鶏場養鶏技術實習生採用規程左ノ通定ム

秋田縣種鶏場養鶏技術實習生採用規程

第一條 本場ハ養鶏技術ノ普及ヲ圖ル爲本規程ノ定ムルトヨリ依リ實習生ヲ採用ス

第二條 本場ニ入場セシムヘキ實習生ハ左ノ各號ニ該當スル者タルヲ要ス

一、本縣内ニ居住シ身體強健ナル者

二、高等小學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

三、現ニ養鶏業ニ從事スル者若ハ將來養鶏業ヲ營ムトスル者

四、年齢十八歳以上三十歳未満ノ品行方正ノ男子

第五條 實習生ニハ必要ナル學科ヲ授ク養鶏經營ニ關スル一切ノ實務ニ

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

訂(秋田令一八〇號)

ハ本人ノ願出ニ依リ通學セシムルコトアルヘシ

第十四條 本規程施行ニ關シ必要ナル細則ハ種鶏場長之ヲ定ム

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(様式第一號)

養鶏技術實習生採用願

私儀今般養鶏技術實習生採用規程ニ依リ養鶏ニ關スル實務ヲ實習致度候間御許可相成度別紙履歴書及健康診斷書相添ヘ此段相願候也

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

年月日

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

秋田縣種鶏場長 殿 氏 名

●種牡牛検査法施行規則取扱手續

縣令第二百二十四號(明治四十四年八月二十五日)

附章 大正五年二月縣令第五二號、一五年六月第七四號改正

明治四十年八月秋田縣令第五十五號種牡牛検査法施行規則取扱手續左ノ
通改正ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

種牡牛検査法施行規則取扱手續

- 第一條 種牡牛ノ検査ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ニ依リ二月末日限知事ニ願出ツヘシ但前同ノ検査ニ合格シ引續キ種用ニ供セムトスル者ハ直ニ検査所ニ奉付テ検査ヲ受ケルコトヲ得
- 第二條 種牡牛検査ノ期日及場所ハ之ヲ告示ス
- 第三條 前條ノ検査期日經過後管外ヨリ奉入レタル牡牛又ハ疾病其ノ他已ムテ得サル事故ニ因リ検査期日ニ検査ヲ受ケサル牡牛ノ所有者又ハ管理者ハ臨時検査ヲ出願スルコトヲ得
- 第四條 種牡牛合格ノ標準ヲ定ムルコト左ノ如シ
 - 一、年齡十八箇月以上ナルコト
 - 一、強健ニシテ體格及性質善良ナルコト
 - 一、惡質ノ疾病又ハ惡癖ナキコト
- 第五條 種牡牛検査法施行規則第四條ノ烙印ハ徑五分ノAヲ用フ
- 第六條 種牡牛検査法施行規則第八條ニ依リ證明書ノ書換又ハ再渡ヲ受ケムトスル者ハ第二號様式ニ依リ知事ニ願出ツヘシ

(第一號様式)

種牡牛検査願 (用紙半紙)

種類	名	號	生年月	高	サ	毛色及特徴	産地	血統	受檢地	地名
----	---	---	-----	---	---	-------	----	----	-----	----

訂(秋田令一七六號)

- 第七條 種牡牛検査法施行規則第九條ニ依リ所有者又ハ管理者ノ調製スヘキ帳簿ハ第三號様式ニ依ルヘシ
- 第八條 第一條但書ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケムトスル者ハ前同ノ検査ニ於テ下付セラレタル證明書及種牡牛検査法施行規則第九條ノ帳簿ヲ検査員ニ差出スヘシ
- 第九條 種牡牛検査法施行規則第十二條ニ依リ調査ノ期日及場所ハ之ヲ告示ス但種牡牛又ハ仔牛ノ所在地ニ付調査ヲ行フ場合ハ其ノ期日及場所ヲ指定シテ之ヲ通知スルモノトス
- 第十條 告示アリタルトキハ種牡牛所有者又ハ管理者ハ種牡牛検査法施行規則第九條ノ帳簿ヲ携帶シ最寄調査所ニ奉付種牡牛及帳簿ノ検査ヲ受ケ仔牛ノ所有者又ハ管理者ハ其ノ仔牛ヲ最寄調査所ニ奉付検査ヲ受ケルヘシ
- 第十一條 種牡牛又ハ仔牛疾病其ノ他已ムテ得サル事故ニ因リ奉付検査ヲ受ケルコト能ハサルトキハ其ノ旨調査吏員ニ届出ツヘシ
- 第十二條 種牡牛ノ所有者又ハ管理者ハ第四號様式ニ依リ每一ケ年分ノ種付頭數及仔牛頭數ヲ調査シ翌年一月三十一日マテ知事ニ報告スヘシ
- 第十三條 此ノ手續ニ依リ知事ニ差出スヘキ書類ハ所轄市町村長ヲ經由スヘシ但秋田縣畜産組合ヨリ差出スヘキモノハ此ノ限ニアラス
- 第十四條 第七條第八條第九條第二項第三項、第十條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

訂(秋田令一七六號)

右種牡牛ニ供用致度候間御検査相成度此段相願候也

明治 年 月 日

秋田縣知事宛

何郡何町村大字何番地
所有者又ハ管理者 何 某

(注意)

- 一 種類ハ父牛ノ種類ヲ冠スヘシ例ヘハ父カ「ホルスタイン」種ニシテ母種ナルトキハ「ホルスタイン」種トス
- 二 血統ハ父母ノ種類及名號ヲ記載スヘシ
- 三 受檢地名ハ告示ニ依リ最寄ノ場所ヲ選ミ記入スヘシ
- 四 出願人氏名ニハ必ス所有者又ハ管理者タル文字ヲ冠記スヘシ
- 五 二頭以上出願スルモノハ連記ヲ妨クス但管理者ヲ異ニスルトキハ受檢地名ノ下ニ管理者ノ欄ヲ設ケ其ノ住所氏名ヲ記入スヘシ
- 六 秋田縣畜産組合ヨリ差出スモノノ外所轄市町村長ノ奥印ヲ要ス

(第二號様式)

種牡牛證明書(書換)(再渡)願

(用紙半紙)

證明書	種	類	名	號	生年月	高	サ	毛	色	特	徴
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---

右證明書(滅失)(毀損)ニ付再渡相成度(右種牡牛)(買受)(讓受)(住所氏名變更)ニ付證明書書換相成度此段相願候也

明治 年 月 日

住所
所有者又ハ管理者 氏 名

札	期有	限效	自明治	年	月	日
			至明治	年	月	日
秋田縣	種畜之設		明治	年	月	日

(裏面ハ種牡牛馬取締規則ナルヲ以テ略ス)

牛馬放牧取締ニ關スル件

訓令甲第二十一號(明治四十一年三月二十四日)

牛馬ノ放牧取締ニ關シ去ル明治二十七年五月訓令甲第七十六號ヲ發布シ之カ方法トシテ町村ニ組合規約ヲ定メ放牧地ノ設定ヲ獎勵セシヨリ漸次其ノ施設ヲ見ルニ至リシト雖モ未ダ普及ノ實ニ至ラス其ノ實施セルモノモ組合規約等附シ單ニ形式ニ趨キ從テ放牧地ノ設備完カラスシテ自在ニ逸出シ其ノ效果極メテ少ナキモノ多シ又看視人ヲ附セスシテ始ント晝夜ノ區別モナク野外ニ放牧シ甚キハ耕地ノ畦畔若クハ路傍ニ放牧シ致テ顧ミサル者アリ故ニ原野ニ山林ニ將タ耕地ニ食物ヲ求メントシテ徘徊シ之カ爲ニ植林地又ハ田畑ノ如キハ害ヲ被ルコト甚シク于時或ハ牛馬ノ糞死其ノ他變死等ノ災禍ニ罹ルモノ尠ナシトモ是ヲ以テ此忌ムヘキ慣習ヲ矯正シ山林耕地ノ生産物ヲ保護シ併テ畜産ノ改良發達ヲ圖ラントシ曩ニ訓令ヲ發シテ放牧地ノ施設ヲ促進シ一面之カ制過ノ目的ヲ以テ本縣「違背罪」ニ追加シ專ラ此改善ヲ期待セルモ未ダ其ノ慣習ノ跡ヲ

訂(秋田令)再版

訂(秋田令二三一號)

ナル事業モ之カ爲ニ障害ヲ受ケ豫期ノ目的ヲ達成シ能ハサルノ虞アリ故ニ町村ハ各自ニ又ハ相聯合シテ組合ヲ設ケ適當ナル放牧取締規約ヲ協定シ改設ノ町村ハ益其ノ設備及取締ヲ完全ニスルト共ニ未設ノ町村ハ規約及放牧地ヲ設定シ該規約ノ下ニ嚴ニ互ニ相戒メテ本年春季ヨリ確實ニ之ヲ履行シ積年妄リニ放牧セル惡弊ヲ矯正ニ努ムルコトヲ要ス
今ナ漸ク消雪ノ候トナリ爾後數旬ニシテ例年牛馬放牧ノ時期ニ至ルヘシ局ニ當ル者ハ宜シク注意シ當業者ヲ戒飭シ之カ實效ヲ擧ケンコトヲ期スヘシ

秋田縣牧野改良補助規程

秋田縣告示第三百三十七號(昭和十二年六月二十五日)

昭和七年八月三十日秋田縣告示第四百十號秋田縣牧野改良獎勵規則ハ之ヲ秋田縣牧野改良補助規程ト改稱シ左ノ通改正ス

- 秋田縣牧野改良補助規程
- 第一條 牧野ノ改良ヲ圖ル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
 - 第二條 補助金ハ産業組合、農會、財團法人、牧野改良ヲ目的トスル任意組合其ノ他知事ノ指定スル團體ノ左ニ掲グル費用ニ對シ之ヲ交付ス但シ別ニ國又ハ縣ヨリ獎勵金又ハ補助金ノ交付ヲ受ケルコトヲ得ベキ場合及國又ハ縣トノ共同負擔ニ係ル事業ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 牧野ニ於ケル荆棘、土石其ノ他障害物ノ除去ニ要スル器具機械ノ購入又ハ借入費及勞賃

第十三類 産業 第五章 畜産及獸醫、陸軍工

絶ツニ至ラサルハ頗ル遺憾ニ堪ヘサル所ナリトス

然リ而シテ牛馬放牧ニ伴フ弊害ハ以上敘述ノ如クナルモ元來放牧ナルモノハ飼育上ノ要事ニシテ完全ナル運動ハ巧妙ナル愛撫の調教ト相待チテ健全ナル發育ヲ促シ天性ノ美質ヲ發揮スルモノナルヲ以テ育成上亦缺クヘカラサルモノニ屬ス由來本縣ハ産馬地トシテ其ノ名高ク近年販路擴大シ需用者次第ニ各方面ニ増加スルノ傾向アリ畜牛モ亦漸ク好望ニシテ本縣畜産業ノ前途益好況ナル現象ヲ見ルノ秋ニ際會セリ故ニ此機ヲ利用シ荷モ牛馬ヲ飼育スルノ地ハ放牧地ヲ特設シテ完全ナル設備ノ下ニ之カ育成ヲナスハ實ニ本縣現下畜産ノ趨勢ニ鑑ミ當然ノ急務ナリト信ス加之本縣ハ曩日曠後産業獎勵規程ナルモノヲ發布シ産業振興ノ一端トシテ知地ニ於ケル麥ノ二毛作ヲ獎勵シ又重業ノ普及發達ヲ企圖スルノ目的ヲ以テ桑樹栽培ノ急ナルヲ認メ去ル「明治三十七年桑苗植栽補助規則」ヲ制定シ爾來連年多額ノ補助金ヲ補助シテ其ノ植栽ヲ獎勵シ成績稍見ルニ足ルモノアリ殊ニ本年ハ更ニ其ノ改正規則ヲ發布シ本縣重業ノ一大發展ノ計畫ヲ立テ今ヤ各都市共此規則ノ下ニ春季消雪ヲ待チテ實施セントスルニ當リ依然舊態ノ牛馬放牧ヲナサンカ空シク其ノ齒蹄ニ傷害ヲ逞フシ前途有望

- 二 牧野ニ於ケル障害物、水飲場、牧舎、灌溉排水設備、牧道其ノ他知事ノ適當ト認ムル工作物ノ新設、改設又ハ移築ニ要スル費用
- 三 牧野ニ於ケル牧野樹林ノ新植又ハ補植ニ要スル苗木代、肥料費及勞賃

- 一 事業計畫書(第二號様式)
- 二 收支豫算書(第三號様式)
- 三 改良事業ヲ施行セントスル牧野ノ所有者ノ牧野タルコトヲ證スル書面及改良事業施行ニ付牧野所有權者ノ同意アリタルコトヲ證スル書面
- 四 現況説明書(第四號様式)
- 五 法人ニ在リテハ牧野改良ヲ施行スルコトヲ定メタル規定寫又ハ事業施行ニ關シ決議シタルコトヲ證スル書面、任意組合ニ在リテハ組合規約ノ寫、組合員名簿寫、組合役員名簿及事業施行ニ關シ組合ノ總會ニ於テ決議シタルコトヲ證スル書面
- 六 前項各號ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第七條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條ノ書類ニ記載シタル事項ニ變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ認可ヲ受ケベシ
- 第八條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セントスル

傳染性貧血症發生届

種	類名	號	性	毛	色	年齢	特	價	發生場所	氏	名

右馬匹傳染性貧血症ニ罹リタルヲ發見致候條傳染性貧血症預防規則第一條ニ依リ此段及御届候也
年 月 日

届出人住所 氏 名

第二號様式
秋田縣知事宛

傳染性貧血症馬斃死(殺)(快復)届

種	類名	號	性	毛	色	年齢	特	價	飼養場所	氏	名

右傳染性貧血症馬ノ處何月何日斃死(殺)(快復)致シ候條傳染性貧血症預防規則第四條ニ依リ此段及御届候也
年 月 日

届出人住所 氏 名

第三號様式
秋田縣知事宛

診斷書

種	類名	號	性	毛	色	年齢	特	價	町村名	氏	名

訂(秋田令一三五號)

訂(秋田令二八二號)

合	計										
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

二、第二條第一項第二號中牧野樹林ヲ除キタル事業名

(二)(一) 仕 株
經費内課

名	稱	品	種	寸	法	長	サ	數	量	單	價	金	額	摘	要
合	計														

三、第二條第一項第二號中牧野樹林ノ事業名

(二)(一) 仕 株
經費内課

名	稱	數	量	單	價	金	額	摘	要
合	計								

第四號様式

牧野改良事業成績書

一、牧野ノ所在地

第十三類 畜産 第五章 畜産及獸醫、蹄鐵工

- 二、牧野ノ所有者
- 三、牧野ノ使用者
- 四、事業施行者ノ住所及氏名
- 五、改良事業施行地積

(イ)	(ロ)	(ハ)
放牧地	採草地	混牧林地

六、牛馬別放牧及飼養頭數

(イ)	(ロ)
放牧頭數	飼養頭數

七、放牧又ハ採草期間

(イ)	(ロ)
放牧期間	採草期間

八、事業ノ種類名及數量

(イ)	(ロ)
仕 務	經費内課

名	稱	數	量	單	價	金	額	摘	要

訂(秋田令一八二號)

訂(秋田令一九五號)

名	稱	數	量	單	價	金	額	摘	要

九、改良事業施行就勞延人員

(人夫、職工、監督等ニ區分シ事業ノ種類毎ニ記載スルコト)

- 一〇、事業著手及竣工月日
- 一一、其ノ他参考トナルヘキ事項

馬ノ共同運動場設置獎勵規則ノ通定

馬ノ共同運動場設置獎勵規則

第一條 幼駒育成設備トシテ馬ノ共同運動場ヲ設置スル者ニ對シテハ本則ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ畜産組合、農會又ハ知事ノ適當ト認ムル法人若ハ組合ノ左記費用ニ對シテ交付ス

- 一、外周三〇〇米以上(土地ノ狀況ニ依リ二〇〇米)八〇〇米以下ニシテ内側二一〇米(外周三〇〇米以下ナル場合ハ六米迄低下スルコトヲ妨ケス)ヲ隔テテ内周ヲ設ケタル楕圓形ノ共同運動場築造ニ要スル費用
- 二、馬ノ共同運動場ニ必要ナル簡易給水所、飼料給與所及監視所等ノ附屬工作物ニ要スル費用

前項第一號ノ外周ハ土牆ヲ以テ内周ハ木柵ヲ以テ之ヲ築造スヘシ但シ知事ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限リニアラス

第三條 獎勵金ハ前條ノ事業費ノ二分ノ一以内トス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ別記様式ノ申請書ニ事業計

馬ノ共同運動場設置獎勵規則

秋田縣告示第四百二十六號(昭和七年九月七日)

昭和八年四月告示第一七二號、九年四月第一九六號改正

第十三類 畜業 第五章 畜産及牧畜、畜工

●有畜農業獎勵規程

秋田縣告示第百二十九號(昭和十年三月二十九日)
有畜農業獎勵規程左ノ通定ム

有畜農業獎勵規程

- 第一條 有畜農業ノ普及發達ヲ圖ル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ハ有畜農業ニ關スル共同ノ施設事業ヲ行フ組合ニシテ二十人以上ヲ以テ組織スルモノカ其ノ事業ニ關シ左ニ掲ケル施設ヲ爲ス場合其ノ費用ニ對シ之ヲ交付ス但シ其ノ費用ニ對シ別ニ國庫又ハ縣ヨリ獎勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 一 家畜又ハ家禽ノ購入
- 二 家畜又ハ家禽ノ飼養管理ニ必要ナル建物、工作物又ハ器具機械ノ設置
- 三 飼料作物又ハ芻草ノ改良増産ニ必要ナル種子、種苗ノ購入若ハ土地ノ整備又ハ之ニ必要ナル工作物又ハ器具機械ノ設置
- 四 飼料ノ調製又ハ貯藏ニ必要ナル建物、工作物又ハ器具機械ノ設置
- 五 畜産物ノ處理加工ニ必要ナル建物、工作物又ハ器具機械ノ設置
- 六 畜力又ハ既肥ノ利用ニ必要ナル建物、工作物又ハ器具機械ノ設置

第三條 獎勵金ノ額ハ前條各號ノ施設ニ要スル費用ノ二分ノ一以内トス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲ケル書類ヲ添附シ毎年三月末日迄ニ之ヲ知事ニ提出スヘシ

- 一 事業計畫書
- 二 收支豫算書
- 三 組合規約及役員並組合員名簿

土地ノ整備又ハ建物、工作物若ハ器具機械ノ設置ニ對スル獎勵金交付申請書ニハ前項ノ書類ノ外其ノ設備ノ説明書ヲ添付スヘシ

前項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者第四條ノ書類ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ設備又ハ事業ノ完了後請求書ニ精算書ヲ添付シ之ヲ知事ニ提出スヘシ

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三年間毎事業年度ノ事業成績書及收支決算書ヲ事業年度經過後一月以内ニ知事ニ提出スヘシ

第八條 獎勵金ノ交付ヲ受ケ設置シタル建物、工作物及器具機械ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三年間知事ノ認可ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ス獎勵金ノ交付ヲ受ケ整備シタル土地ニ付亦同シ

訂(秋田令二〇五號)

訂(秋田令二〇五號)

第九條 本規程ニ依リ提出スヘキ書類ハ市町村長ヲ經由スヘシ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 本規程ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 事業施行方法不適當ト認メタルトキ
- 四 支出額ヲ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

附則

本規程ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第四條中三月末日迄トアルハ昭和十年度ニ限リ五月末日迄トス

秋田縣馬産獎勵規程

秋田縣告示第五百六十五號(昭和十四年九月五日)
秋田縣馬産獎勵規程左ノ通定ム

秋田縣馬産獎勵規程

- 第一條 馬産ノ改良發達ヲ圖ル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル費用ニ對シ之ヲ交付ス但シ其ノ費用ニ對シ別ニ國又ハ縣ヨリ獎勵金補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 民有種牡馬ノ飼養ニ要スル費用
- 二 優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬ヲ共同購入スル場合ニ要スル費用
- 三 種馬ノ飼育設備改善ニ要スル費用
- 第三條 獎勵金ハ左ノ條件ヲ具備スルモノニ之ヲ交付ス
- 一 前條第一號ノ場合
- (一) 供用地ノ地域的、役種別産馬方針ニ適合スルモノナルコト
- (二) 内國産種牡馬(サラブレッド及和種ヲ除ク)又ハアラブ、アングロアラブ、アングロノルマン若ハハクニ一ノ外國産種牡馬ナルコト
- (三) 七月三十一日迄引續キ六ヶ月以上飼養シタルモノナルコト
- (四) 當該年ニ於テ種牝馬二十頭以上ニ種付ヲ爲シタルモノナルコト
- (五) 種牝馬一頭ニ對スル種付料十圓ヲ超ヘザルモノナルコト

(六) 飼養管理又ハ種付成績不良ナラザルモノナルコト

二 前條第二號ノ場合
馬ヲ繁殖スルモノニシテ縣外ヨリ五頭以上(一戸一頭ニ限リ)共同購入ノ場合ナルコト

(一) 純馬生産用又ハ小格純馬生産用ノ優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬ナルコト

(二) 飼養地ノ地域的役種別産馬方針ニ適合スルモノナルコト

(三) 飼養地ノ地域的役種別産馬方針ニ適合スルモノナルコト

(四) 年齡明二歳以上五歳以下ノモノナルコト

(五) 連年蕃殖ニ供用スルモノナルコト

三 前條第三號ノ場合

種牡馬、候補種牡馬、優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬ヲ飼養スル者ノ厩舎ノ採光通風等ノ設備又ハ厩舎附屬ノ追送運動場ノ牆壁若ハ給水飼與等ノ設備ノ設置又ハ修繕ニ限ルモノトス

第四條 獎勵金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス

一 第二條第一號ノ場合ニ在リテハ種牡馬一頭ニ付二百圓以内

二 第二條第二號ノ場合ニ在リテハ共同購入ヲナス優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬ノ購入價額ノ三分ノ一以内及輸送費ノ二分ノ一以内但シ購入價額ニ對シテハ一頭ニ付純馬生産用ノモノニ付テハ百二十圓小格純馬生産用ノモノニ付テハ八十圓輸送費ニ對シテハ二十圓ヲ限度トス

三 第二條第三號ノ場合ニ在リテハ改善費ノ三分ノ一以内但シ厩舎ノ

訂(秋田令二五六號)

訂(秋田令二五六號)

訂(秋田令二五六號)

三 精算書

第二條第二號ノ場合ニ在リテハ前項事業成績書ニ購入馬ノ名稱、指定證明書番號、生産用區分、生年月日、體高、胸圍、管圍、毛色、特徴、産地、血統、購入價額、輸送費、購入年月日、購入地及共同購入者別住所氏名ヲ記載シ且購入價額及輸送費ノ證據書類及馬牒本二通ヲ第二條第三號ノ場合ニ在リテハ設置費又ハ修繕費ノ證據書類ヲ添附スベシ

第八條 獎勵金ノ交付ヲ受ケテ購入シタル種馬ハ知事ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ獎勵金ノ交付ノ日ヨリ三年間之ヲ讓渡又ハ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ前項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由及其ノ事實ヲ證明スルニ足ル書類ヲ具シ申請スベシ

第九條 獎勵金ノ交付ヲ受ケテ種馬ヲ購入シタル者ハ獎勵金交付年度、名稱、指定證明書、生産用區分、生年月日、配合種牡馬名、最終種付年月日、受胎不受胎ノ別、流産、生産馬數(牝牡別)ヲ記載シタル蕃殖成績ヲ毎年一月十日迄ニ知事ニ提出スベシ

第十條 知事ハ隨時吏員ヲ派遣シ獎勵金交付馬ノ飼養管理及蕃殖成績ヲ調査セシメ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルベシ

第十一條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ獎勵金交付ノ指令ノ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 本規程ニ違反シタルトキ

二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

- 探光通風等ノ設備ノ設置又ハ修繕ノ場合ニ在リテハ一戸ニ付三十圓以内厩舎附屬ノ追送運動場ノ牆壁ノ設置又ハ修繕ノ場合ニ在リテハ一戸ニ付二十圓以内厩舎附屬ノ給水飼與等ノ設備ノ設置又ハ修繕ノ場合ニ在リテハ一戸ニ付十圓以内トス
- 第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ申請書ニ左ノ區別ニ依ル事業計畫書及收支豫算書(第二條第一號ノ場合ヲ除ク)ヲ添附シ第二條第二號第三號ノ場合ニ在リテハ毎年一月三十一日迄ニ第二條第一號ノ場合ニ在リテハ毎年九月三十日迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ但シ
- 一 第二條第一號ノ場合ニ在リテハ様式第一及第二ニ依ル書類及馬牒牒本各二通
- 二 第二條第二號ノ場合ニ在リテハ購入馬ノ生産用區分別馬數、購入價額(單價及總額)輸送費、購入時期、購入地、購買員ノ官職氏名、旅行日程及旅費概算、購入者住所氏名
- 三 第二條第三號ノ場合ニ在リテハ改善スベキ飼育設備ノ區分概要、工事費及住所氏名
- 第六條 獎勵金ノ交付ヲ申請シタル者又ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者申請書記載事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ認可ヲ受ケベシ
- 第七條 第二條第二號及同第三號ノ費用ニ對スル獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ其ノ事業終了後連滞ナク左ニ掲グル書類ヲ知事ニ提出スベシ
- 一 請求書
- 二 事業成績書

三 出願ノ事項ニ虚偽ノ事實アリタルトキ
 四 馬匹ノ飼養管理不良ナルトキ又ハ蕃殖ニ供用セザルトキ
 第十二條 本規程ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ第二條第一號ノ場合ニ在
 リテハ畜産組合長ヲ其ノ他ノ場合ニ在リテハ市町村長ヲ經由スベシ但
 シニ市町村以上ノ區域ヲ區域トスル團體ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

附則
 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條第二號ノ規定ハ昭和十五年
 度ヨリ之ヲ施行ス
 第五條中一月三十一日迄トアルハ昭和十四年度ニ限リ九月三十日迄トス

様式第一
 種牡馬名簿

飼養者氏名

指定證明書番號	名	生産用區分	種	毛色	生年月日	所有者氏名	飼養始期	本年種付牝馬數	種付料

備考 本名簿ハ二通提出ノコト

様式第二

前年種付成績表

種牡馬名	種馬稱	種付			牝馬		受胎百分率	産		生産百分率
		總數	受胎馬數	不受胎馬數	總數	社		牝		

訂(秋田令二五六號)

備考

- 一、受胎率及生産率ハ種付牝馬總數ヨリ斃死馬及不明馬數ヲ控除シタルモノヲ以テ受胎馬數ハ産駒數ヲ除シテ算出スルコト
- 二、双兒ヲ産出シタル場合ハ産駒數ニ計上スルコト
- 三、受胎馬數中ニハ流産シ又ハ死産シタル牝馬數ヲ産駒中ニハ早産シ又ハ出産直後ニ斃死シタル産駒數ヲ含メルコト

●種牡馬検査取扱手續

秋田縣令第五十二號(大正十三年五月九日)
 附則 大正一五年六月縣令第八三號改正

大正二年二月秋田縣令第七號秋田縣種牡馬検査取扱手續左ノ通改ム

- 種牡馬検査取扱手續
- 第一條 種牡馬検査法施行規則第一條ニ依リ種牡馬ノ検査ヲ受ケムトスルモノハ別記様式ノ願書ニ馬籍簿本ヲ添へ畜産組合ニ在リテハ直接其ノ他ニ在リテハ市町村長ヲ經由シ知事ニ願出ツヘシ但シ前回ノ検査ニ合格シタルモノハ馬籍簿本ノ添付ヲ省略スルコトヲ得
 - 前項ノ願書ハ定期検査ニ在リテハ毎年七月三十日限提出スヘシ
 - 第二條 検査ヲ受ケムトスル馬ニシテ検査當日事故ノ爲指定ノ箇所ニ奉付難キトキハ其ノ事由ヲ検査委員ニ届出テ指定ノ箇所ニ於テ検査ヲ受ケルコトヲ得
 - 第三條 種牡馬検査法施行規則第十二條第五號様式ノ帳簿ハ種牡馬検査ノ際之ヲ検査委員ノ閲覧ニ供スヘシ

附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式
 定期(臨時)種牡馬検査願

去勢編號	種名	種生年月	毛色	特徴産地	摘要

第十三類 産業 第五章 畜産及獸醫、附録工

血統									
母					父				
産地	生年月	毛色	名稱	種類	産地	生年月	毛色	名稱	種類

一、希望検査場所地名
 右御検査相成度馬籍簿本相添へ此段相願候也

住所
 所有者(管理者)氏名

秋田縣知事殿

馬匹去勢法施行細則

縣令第一號(大正六年一月九日)
沿革 大正六年四月縣令第三號、一一年一月第一號改正
馬匹去勢法施行細則左ノ通定ス

- 馬匹去勢法施行規則
- 第一條 本則ニ於テ規則ト稱スルハ馬匹去勢法施行規則(大正五年十月二十七日陸軍省令第一十一號)ヲ云フ
- 第二條 去勢ヲ猶豫スヘキ馬匹ノ検査又ハ去勢ノ施行ニ際シテハ當該市町村長又ハ吏員ハ馬輪簿及去勢馬匹現在屆書欄携帶ノ上ニ立會フヘシ
- 第三條 規則第十條ニ依ル去勢馬匹現在屆ニハ其ノ馬匹ノ父及母ノ種類名號ヲ記載スヘシ
- 同條第三項及規則第十五條ノ場合亦同シ
- 第四條 規則第十一條ノ去勢馬匹連名簿並検査馬匹連名簿ニハ摘要欄ニ其ノ馬匹ノ父及母ノ種類名號ヲ記載スヘシ
- 第五條 去勢ヲ猶豫スヘキ馬匹ノ検査及去勢施行ノ場所、區域及日時ハ縣報ヲ以テ之ヲ告示ス
- 第六條 規則第二十條ノ事由ニシテ馬匹疾病ノ場合ナルトキハ其ノ屆書ニ獸醫ノ診斷書ヲ添付スヘシ
- 第七條 規則第二十五條第三項ノ馬匹宿泊手當ハ一頭一夜毎ニ七拾錢トス
- 第八條 規則第二十六條第一項ノ屆書ニハ明カニ其ノ事由ヲ記載スヘシ若シ馬匹疾病ノ場合ナルトキハ獸醫ノ診斷書ヲ添付スヘシ

同條第三項願出ノ場合亦同シ

第九條 規則第二十七條ニ依リ去勢ヲ行ヒタルトキハ左ノ様式ニ依リ所有者(管理者)及施行者連署ノ上去勢施行届ヲ市町村長ヲ經テ知事ニ提出スヘシ

去勢施行届	
住所	所有者(管理者) 氏 名
何號	何號
何歲	何歲
何毛何々	何毛何々
何月何日	何月何日
起立又ハ横臥式	何那何村大字何々某方
術式	術中又ハ術後ノ事故
術場所	術中又ハ術後ノ事故
摘要	右ノ通去勢施行致候間此段及御届候也
年月日	
住所	住所
所有者(管理者) 氏 名	所有者(管理者) 氏 名
住所	住所
施行者 氏 名	施行者 氏 名

第十條 規則第三十一條ノ願書ハ左ノ様式ニ依ルヘシ
訂(秋田令一二四號)

去勢猶豫證交付願

住所	
所有者(管理者) 氏 名	住所
何號	何號
何歲	何歲
何毛何々	何毛何々
何毛何々	何毛何々
猶豫事由	(前回猶豫ヲ受ケシ事由)
毀損又ハ亡失猶豫證ノ紙色	(白色又ハ橙黃色)
右去勢猶豫證下付相成居候處何月何日毀損(又ハ亡失)致候ニ付	再下付相成度此段相願候也
年月日	
住所	住所
所有者(管理者) 氏 名	所有者(管理者) 氏 名

本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

馬ノ傳染性貧血豫防規則

縣令第二十七號(昭和三年三月二十三日)

馬ノ傳染性貧血豫防規則左ノ通定ス

馬ノ傳染性貧血豫防規則

第一條 傳染性貧血ニ罹リ又ハ其ノ疑アル馬ヲ發見シタル獸醫師又ハ其第一號様式

訂(秋田令一三五號)

- ノ所有者若ハ保管者ハ第一號様式ニ依リ直ニ知事ニ届出ツヘシ
- 第二條 傳染性貧血又ハ其ノ疑アル馬ノ所有者若ハ保管者ハ官吏又ハ市町村長ノ指揮ニ從ヒ豫防ノ爲必要ナル處置ヲ爲スヘシ
- 第三條 馬ノ傳染性貧血豫防ノ爲必要アリト認めタルトキハ知事ハ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲシテ馬ノ檢驗ヲ行ハシメ又ハ地域ヲ限リ共同放牧ヲ禁止スルコトアルヘシ
- 第四條 傳染性貧血ニ罹リ又ハ其ノ疑アル馬ニ就キ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項發生シタルトキハ其ノ所有者若ハ保管者ハ第二號様式ニ依リ直ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ
- 一 殺シ又ハ斃死シタルトキ
 - 二 快復シタルトキ
 - 三 飼養場ヲ變更シタルトキ
- 前項第二號ノ届出ニハ第三號様式ニ依リ獸醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ
- 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス
- 一 第一條ノ規定ニ依リ届出ヲ怠リタル者
 - 二 第三條ノ規定ニ依リ檢驗ヲ拒ミ又ハ知事ノ禁止ニ違反シタル者
- 第六條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ住所地ノ市町村長ヲ經由スヘシ
- 附則
本則ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

傳染性貧血發生届

種	類名	號	性	毛	色	年齢	特	徵	町	村	氏	名

右馬匹傳染性貧血ニ罹リタルヲ發見致候條傳染性貧血豫防規則第一條ニ依リ此段及御届候也

年 月 日

届出人 住所 氏 名

第二號様式

傳染性貧血馬斃死(殺)(快復)届

種	類名	號	性	毛	色	年齢	特	徵	町	村	氏	名

右傳染性貧血馬ノ處何月何日斃死(殺)(快復)致シ候條傳染性貧血豫防規則第四條ニ依リ此段及御届候也

年 月 日

届出人 住所 氏 名

第三號様式

診斷書

種	類名	號	性	毛	色	年齢	特	徵	町	村	氏	名

訂(秋田令一三五號)

訂(秋田令二二三號)

一、病 名
 一、經 過
 一、轉 歸
 右ノ通診斷候也
 年 月 日

住 所
 獸醫 氏 名

●牝馬賞與規則

秋田縣告示第四百九十九號(明治三十四年六月二十五日)

牝馬賞與規則左ノ通相定ム

牝馬賞與規則

第一條 本縣馬匹ノ改良ヲ獎勵スルカ爲メ牝馬ノ良好ナルモノニ對シ左ノ三等ニ分チ賞品ヲ授與ス
 一等 銀盃 三ツ組一組
 二等 銀盃 一個
 三等 木盃 一個
 第二條 賞品ヲ授與スヘキ牝馬ハ優等ナルニ對シ附隨シ左ノ各號ニ該當スルモノニ限ル
 一 毛色 青毛、鹿毛、栗毛ノ内
 二 年齢 四歳以上
 三 身幹 四尺六寸以上
 四 血統 正確ナルモノ

第十三類 産業 第五章 畜産及獸醫、陸軍工

五 惡癖ノ遺傳病ナキモノ
 第三條 賞與スヘキ馬匹ノ検査ハ豫選再選ノ二回ニ分チ之ヲ行フ
 第四條 豫選ハ毎年各競場ニ於テ施行スヘキニ依リ本則ノ検査ヲ受ケントスル者ハ時期ヲ失セス該馬匹ヲ牽付クヘシ
 前項ノ検査ニ合格シタルモノニハ別記書式ノ豫選合格證書ヲ交付ス
 第五條 再選ハ豫選合格證書ノ交付ヲ受ケタルモノニ對シ比較検査ヲ行フモノニシテ其ノ期日場所並ニ牽付區域ハ隨時之ヲ告示ス
 第六條 第五條ノ検査ニ馬匹ヲ牽付ケサル者ハ豫選合格證書ノ效力ヲ失フモノトス
 第七條 本則ニ依リ馬匹ヲ牽付ル一切ノ費用ハ畜主ノ負擔トス
 (別記)
 豫選検査合格證書

秋田縣何郡市町村番地
 畜主 何 基
 右牝馬賞與規則第四條豫選検査ニ合格シタルコトヲ證明ス

百六ノ三

明治 年 月 日 (検査官印)

秋 田 縣

●民間預託軍馬診斷書其他手續

秋田縣告示第六十號(明治二十五年五月二十一日)

三本木軍馬育成所所屬ノ軍馬ニシテ預託中疾病ニ罹リ「明治三十三年陸軍省告示第九號」軍馬預託規則第八條第四項第五項ニ據リ要スル獸醫診斷書並診察料藥價請求書ハ別記雛形ニ準シ記載スヘシ

民間預託軍馬診斷書式

- 一 診斷書ヲ別テ三類トナス曰病馬診斷書曰撲殺診斷書曰斃馬診斷書
- 一 病馬診斷書ハ發病又ハ不治ノ病症ヲ證明ス
- 一 撲殺診斷書ハ發病又ハ不治ノ病症ヲ證明ス
- 一 斃馬診斷書ハ發病又ハ不治ノ病症ヲ證明ス

病馬診斷書

三本木軍馬育成所

第何號

馬

名何 毛何 何歳

病故胃瓦斯不消化

一原因 何々々

一徵候 何々々

一豫後 何々々

右診斷候也

年 月 日

何縣何那市(町村)何番地

獸醫 何

某印

一斃馬診斷書ハ病死又ハ變死ヲ證明ス

斃馬診斷書 (用紙半紙十行罫紙)

三本木軍馬育成所

第何號

馬

名何 毛何 何歳

病故強直

一原因 何々々

右今(昨)何日午前何時斃死候也

年 月 日

何縣何那市(町村)何番地

獸醫 何

某印

藥價請求書雛形 (用紙半紙十行罫紙) 正副二通

調書

一金何圓何拾錢

但何縣何那(町)村番地何ノ誰預リ三本木軍馬育成所所屬馬匹何毛

第何號明治何年何月發病何月何日全癒迄日數何日間投藥代一日金

何錢宛ヲ以テ如本文

右金額御拂渡有之度候也

何縣何那(町村)字番地

開業獸醫 何

誰印

前書之通リ相違無之候也

年 月 日

何縣何那市(町村)何番地

獸醫 何

某印

乙書式 (用紙半紙十行罫紙)

病馬診斷書

三本木軍馬育成所

第何號

馬

名何 毛何 何歳

病故息勞

一原因 何々々

一徵候 何々々

右診斷不治候也

何縣何那市(町村)何番地

獸醫 何

某印

一撲殺診斷書ハ不治又ハ傳染症ニ依リ其撲殺ヲ要スルヲ證明ス

撲殺診斷書 (用紙半紙十行罫紙)

三本木軍馬育成所

第何號

馬

名何 毛何 何歳

病故鼻疽

一原因 何々々

右可要撲殺診斷候也

訂(秋田令二二三號)

年 月 日

何縣何那(村)町長 某

印

診斷料請求書雛形 (用紙半紙十行罫紙) 正副二通

調書

一金何圓何拾錢

但何縣何那(町)村番地何ノ誰預リ三本木軍馬育成所所屬馬匹何毛

第何號明治何年何月發病何日全癒迄何回診斷料一回何錢宛ヲ以テ

如本文

右金額御拂渡有之度候也

年 月 日

何縣何那(町)村字番地

開業獸醫 何

誰印

前書ノ通リ相違無之候也

何縣何那(村)町長 某

印

軍馬剔毛ノ風習打破方ノ件

秋田縣訓令甲第十八號(明治三十八年四月十四日)

從來軍用馬匹ニシテ購買後腹疫、鼻加答兒喉頭炎其他ノ感冒症ニ罹ルモノ頗ル多ク其主因ハ購買後遠隔ノ地ニ輸送セラレ飼養管理及氣候風土等急變ノ結果タルヘシト雖モ亦各購買地ニ於テ近來馬匹ノ前半身(肩界前部)ニ剔毛ヲ行フコト流行シタルトキハ一層是等疾病ノ誘發ヲ補助セルヲ認ム前シテ此ノ剔毛ノ風習タルヤ當ニ一時馬匹ノ外貌ヲ優美ナラシムル手段ニ過キスシテ何等ノ效驗ナキノミナラス馬匹ノ健康ニ及ホスノ害渺ナカラス故ニ軍隊ニ於テハ臨時購買若クハ發賣等ニ依リ買上ケタル新馬ニ對シテハ特ニ剔毛ヲ禁止シ上記疾病豫防ニ勉メツ、アルノ狀態ナルヲ以テ將來斯ル習慣ヲ打破シ一層產馬ノ聲價ヲ昂進セシムル様一般營業者ヲ啓發誘導スルニ最メラレヘシ

...

訂(秋田令二二三號)

駒積耀場開設前ニ歲駒積ニ關シ 通報方

秋田縣訓令甲第三十九號(明治四十一年四月二十四日)

市町村長ハ明治四十一年度ヨリ其ノ市町村所屬ノ駒積耀場開設十日以前ニ所轄内ニ歲駒積ニ關シ牛馬別ニ左記事項ヲ調査シ秋田縣產牛馬組合事務所ニ通報スヘシ

牛(馬)、名號、性、種類、毛色、生年月、產地、特徴、車統
所有者 住所 氏 名

馬政第二次計畫綱領

秋田縣告示第五百八十四號(昭和十年十二月十三日)

馬政第二次計畫ハ第一次計畫ヲ承繼シ國防上必要ナル有能馬特ニ有能乘馬ノ充實ヲ目標トシ産業上ノ基礎ニ立脚シ經濟ノ實情ニ即シテ適切ナル保護獎勵ヲ行ヒ馬産經營ノ安定ヲ圖リ馬ノ資源ヲ涵養充實セントス本計畫ノ要綱概ネ左ノ如シ

第二、保有馬數

内地ニ於テ保有スベキ馬數ハ少クトモ百五十萬頭トシ其ノ役種別區分ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三、馬ノ改良方針

馬ノ改良ハ役種別區分ニ基キ地域的ニ役種別生産方針ヲ確立シ馬ノ登錄ニ關スル制度ヲ設ケ種別別體型標準ニ準據シテ配合ノ統制ヲ圖リ體型ヲ整理シ種類ノ固定ニ努メ各役種ニ適應スル性能ヲ具フル馬ノ造成ヲ期セントス

第四、種牡馬ノ要數

種牡馬ノ所要總數ハ六千頭トシ内政府ニ於テ繁養スル種牡馬ノ數ハ少クトモ三千頭トシ民間ニ於ケル種牡馬ニ對シテハ相當ノ保護ヲ加ヘ之ガ充實ヲ圖ラントス

第五、種牝馬ノ充實

種牝馬ノ充實ニ付テハ特ニ乘馬生産用優良種牝馬ノ維持涵養ニ重キヲ置キ有能馬生産資源ノ確保ヲ期セントス

第六、馬ノ育成調教

馬ノ育成調教ノ改善向上ヲ圖リ其ノ性能ノ發揮ヲ全カラシメ有能馬ノ造成ヲ期セントス

第七、馬ノ利用

馬ノ利用範圍ノ擴張及利用方法ノ改善並ニ乘馬ノ普及ヲ圖リ之ガ需要ノ増進ヲ期セントス

第八、牧野及飼料

牧野ノ改良整備及飼料ノ増産ヲ圖リ馬産經濟ノ改善ニ資スルト共ニ馬

訂(秋田令二二三號)

ノ資質ノ向上ヲ期セントス
第九、馬ノ衛生
馬ノ疾病ヲ防遏シ健康ノ増進ヲ圖ルト共ニ蕃殖能率ノ向上ニ努メ馬産ノ安定ニ資セントス

第十、競馬
競馬ノ改善刷新ヲ圖リ其ノ施行ノ適正ヲ期シ馬ノ改良増殖ノ目的達成ニ努メントス

第十一、朝鮮、臺灣及樺太ノ馬産トノ連絡
内地馬政ノ遂行ニ付テハ朝鮮、臺灣及樺太ノ馬産トノ連絡ヲ圖リ之ガ助長ニ努メントス

附記

本計畫ノ實施ニ付テハ内地馬産ノ關係ヲ考慮シ滿洲國馬産トノ連絡協調ニ努メントス

第一期實施要領

馬政第二次計畫ハ昭和十一年度ヨリ昭和二十年度ニ至ル十箇年ヲ第一期トシ大要左記要領ニ依リ實施セントス

第一、役種別区分

役種別頭數ノ標準ハ乘馬格二十萬頭、鞍馬格四十萬頭、餘餘ハ小格鞍馬トス

第二、種牡馬供用方針

政府ニ於テ養養スル種牡馬ハ輕種約一割五分、中間種約八割五分外ニ重種若干ヲ供用スル方針トシ地域的ノ産馬方針ニ基キ其ノ配置ヲ適正ナラシメントス

第二、保有馬數

内地保有馬數ヲ百五十萬頭トシタルハ國防上及産業上ノ實情ニ鑑ミ第一次計畫ニ於ケル馬ノ要數ヲ承繼シタルモノニシテ適切ナル方策ヲ講シ右要數ノ維持ヲ圖ラントス尙役種別区分ヲ別ニ定ムルコトトシタルハ事情ノ推移ニ應ジ得ルコトトスルヲ適當ト認メタルニ由ル

第三、馬ノ改良方針

馬ノ改良ニ付テハ役種別区分ニ基キ地方ノ實情ニ即シテ地域的ニ産馬ノ方針ヲ確立スルト共ニ國ニ於テ馬ノ登錄ニ關スル制度ヲ設ケ血統、體型及能力ノ登錄ヲ實施シ種別體型標準ニ準據シテ配合ノ統制ヲ圖リ同種蕃殖又ハ系統的蕃殖ヲ獎勵シテ血液ノ混淆ヲ避ケ體型整理及種類固定ノ促進ニ努メ各役種ニ適應スル性能ヲ具フル有能馬ノ造成ヲ期セントス

第四、種牡馬ノ要數

種牡馬ノ所要總數ヲ六千頭トシタルハ保有馬數トノ關係上第一次計畫ニ於ケル要數ヲ承繼シタルモノナリ而シテ種類固定ノ促進上種牡馬統制ノ要緊切ナルモノアルト共ニ民間ニ於ケル種牡馬ノ養養困難ニシテ資質ノ向上ヲ求メ難キハ固ヨリ其ノ數ノ減少亦免レザル所ナルヲ以テ六千頭ヲ國有トスルハ適當ナルモノ本計畫ニ於テハ政府ノ養養スル種牡馬ノ數ヲ少クトモ三千頭ニ増加セントス而シテ之ガ増養ニ付テハ年次増加ノ計畫ヲ昭和二十年度ニ於テハ二千頭、昭和三十年度ニ於テハ

第三、施設事項
施設セントスル事項左ノ如シ

一、國有種牡馬ノ増養及民間種牡馬ノ保護

二、優良種牡馬ノ養養獎勵

三、馬ノ登錄ノ實施

四、馬ノ育成調教ノ指導獎勵

五、馬利用ノ獎勵

六、牧野ノ改良整備及飼料増産ノ獎勵

七、馬ノ衛生施設ノ擴充

八、競馬ノ統制改善

九、乘馬ノ指導獎勵

十、軍用適格馬ノ薦獎

十一、馬ノ保險事業ノ助成

十二、馬ニ關スル團體ノ指導及助成

十三、馬ニ關スル試驗ノ實施

十四、其ノ他馬ノ改良増殖等ニ必要ナル事項

馬政第二次計畫綱領説明

第一、計畫ノ期間

本計畫ノ期間ヲ昭和十一年度ヨリ昭和四十年度ニ至ル三十箇年トシタルハ第一次計畫ノ實績ニ徴スルニ馬ノ血液進化ノ功程ハ相當ノ成績ヲ收メ體型ノ整理亦其ノ緒ニ就キタルヲ以テ之ニ基キ諸般ノ方策ヲ講シ馬五代三十年ニ互リ體型ノ整理及種類ノ固定ニ努メ資質ノ向上ヲ圖ルヲ適當ト認メタルニ由ル

訂(秋田令二二三號)

訂(秋田令二二三號)

二千五百頭、昭和四十年度ニ於テハ三千頭ニ達セシメントス
民間ニ於ケル種牡馬ニ對シテハ之ガ維持ヲ圖ル爲必要ナル保護施設ヲ講セントス

第五、種牡馬ノ充實

種牡馬ハ種牡馬ト共ニ馬改良ノ根幹ナルヲ以テ有能馬ノ増殖ヲ圖ラントスルニハ優良種牡馬ノ充實ニ俟タザルベカラズ就中乘鞍馬ニ於テハ其ノ必要特ニ緊切ナルモノアルヲ以テ種牡馬ノ保護獎勵ニ付テハ乘鞍馬生産用優良種牡馬ニ重キヲ置キ有能馬生産資源ノ涵養ニ努メントス

第六、馬ノ育成調教

馬ノ性能ノ發揮ハ育成調教ニ俟ツ所極メテ大ナルヲ以テ育成調教ノ改善向上ヲ圖リ其ノ指導ヲ徹底セシメ體型ノ發育及能力ノ増進ヲ助長スル爲馬ノ育成調教ニ關スル施設ヲ講シ有能馬ノ造成ニ力ヲ致サントス

第七、馬ノ利用

馬ノ利用範圍ノ擴張及利用方法ノ改善普及ヲ圖ルハ其ノ經濟價值ヲ高メ馬産ノ堅實ナル發達ヲ期スル所以ニシテ馬資源涵養上最モ緊要トスル所ナルヲ以テ馬ノ利用ニ關スル適切ナル方策ヲ講シ之ガ需要ノ増進ヲ圖リ有能馬ノ充實ニ努メントス尙乘馬ノ養養ニ付テハ努メテ之ガ普及ヲ圖ラントス

第八、牧野及飼料

牧野ノ改良整備及飼料ノ増産ヲ圖ルハ馬ノ資質ノ向上及馬産經濟ノ改善上極メテ必要ナルヲ以テ牧野ノ改良整備ノ施設ヲ擴充スルト共ニ飼料作物ノ普及獎勵ニ努メ強健有能ナル馬ノ飼育ニ資セントス

第九、馬ノ衛生

馬ノ疾病ヲ防遏シ健康ノ増進ヲ圖ルト共ニ蕃殖障碍ヲ除去シ生産能率ノ向上ニ努ムルハ馬産ノ安定ニ資スル所以ナルヲ以テ衛生ニ關スル施設ヲ擴充シ馬資源涵養上遺憾ナキヲ期セントス

第十、競馬

競馬ハ馬産ノ發達上必要缺クヘカラザル制度ナルヲ以テ之ガ統制改善ヲ圖リ其ノ施行ヲ適正ナラシメ馬ノ改良増殖ノ目的達成ニ努メ併テ馬事思想ノ普及ニ資セントス

第十一、朝鮮、臺灣及樺太ノ馬産トノ連絡

本邦馬政ノ完備ヲ期スルガ爲ニハ内地外地ヲ通シ連絡アル方針ニ基キ馬政ノ遂行ヲ圖ルコト肝要ナルヲ以テ本計畫ノ實施ニ付テハ内地馬産ヲ根幹トシテ朝鮮、臺灣及樺太ノ馬産トノ連絡ヲ密ニシ其ノ發達ヲ助長セントス

訂(秋田令二二三號)

●秋田縣畜産技術員設置獎勵規程

秋田縣令第十一號(昭和五年三月二十五日)

沿革 昭和九年四月縣令第三四號、一四年五月第一五號改正

秋田縣畜産技術員設置獎勵規程左ノ通定ス

畜産技術員設置獎勵規程

第一條 畜産技術員ノ設置ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ市町村又ハ市町村農會ノ聯合ニ依リ専任技術員ヲ設置シタル場合及知事ニ於テ適當ト認メタル組合又ハ市町村若ハ市町村農會ニ於テ之ヲ設置シタル場合ニ於テ其ノ支給スル俸給又ハ手當ニ對シ之ヲ交付ス

第三條 本規程ニ於ケル畜産技術員トハ獸醫師免許證ヲ所有シ一年以上主トシテ牛馬ノ診療ニ從事シタルコトアル者又ハ種馬所、種畜場若ハ牧場ニ於テ一年以上畜産ノ技術ニ從事シタル者ニシテ其ノ俸給又ハ手當ハ年額五百圓以上受クル者タルコトヲ要ス

第四條 畜産技術員ハ獸醫業ヲ開業スルコトヲ得ス但シ特殊ノ事情アル場合ニ於テハ知事ノ承認ヲ得テ實費診療ヲ爲スコトヲ得

第五條 畜産技術員ヲ設置セントスルトキハ第一號様式ニ依ル申請書ニ履歷書ヲ添付シ前年度三月末日限り知事ノ承認ヲ受クヘシ但シ本規程ニ依リ承認シタル技術員ニシテ引續キ同一團體ニ設置スル場合ニ於テハ此ノ限リニ在ラス

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ第二號様式ノ申請書ニ技術

第十三類 産業 第五章 畜産及獸醫、蹄鐵工

訂(秋田令二五二號)

員設置ニ要スル經費豫算書ヲ添付シ毎年五月末日限り知事ニ提出ス

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ第三號様式ニ依リ其ノ年度經費決算書及事業成績ヲ翌年六月末日限り知事ニ提出スヘシ

第八條 技術員ニシテ事業施行上不適當ナリト認ムルトキハ知事ハ其ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ

第九條 知事ハ官吏、吏員ヲ派シ事業施行狀況ヲ調査シ又ハ隨時命令ヲ發スルコトアルヘシ

第十條 本規程又ハ隨時發スル命令ニ違反シタルトキハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

附則

本規程ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五條中三月末日トアルハ昭和五年度ニ限り四月末日迄トス

大正十二年三月秋田縣告示第百三十二號秋田縣畜産技術員設置補助規程及昭和三年三月秋田縣告示第百六號馬ノ傳染性貧血豫防施設補助規程ハ昭和五年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

第一號様式

畜産技術員設置申請書

一、技術員	住所
氏名	
一、區域	何圓
一、俸給若ハ手當ノ豫算額	何圓
甲(町)村	何圓

乙(町)村 何 何

右ノ通畜産改良指導ノ爲技術員設置致慶候條御承諾相成度畜産技術員設置獎勵規程ニ依リ本人ノ履歷書相添此段申請候也
年 月 日

秋田縣知事 名 殿

甲(町)村 長 團
乙(町)村 長 團
丙(町)村 長 團

備考

市町村農會其他團體ニ於テ設置シタル場合ニ於テモ本様式ニ準スルモノトス

第二様式

畜産技術員設置ニ付キ獎勵金交付申請書

昭和五年三月二十五日秋田縣令第十一號秋田縣畜産技術員設置獎勵規程ニ依リ畜産技術員設置致慶候獎勵金交付相成度別紙並算書相添此段申請候也
年 月 日

秋田縣知事 名 殿

甲(町)村 長 團
乙(町)村 長 團
丙(町)村 長 團

記

支出豫算額		技術員氏名
町村名	金額	
何村		
何村		
何村		
計		

備考

市町村農會其他團體ニ於テ設置シタル場合ニ於テモ本様式ニ準スルモノトス

第三様式 (用紙半紙)

事業施行成績報告

昭和 年度ニ於テ獎勵金交付相成候畜産技術員ノ事業施行成績左ノ通ニ有之候條此段及報告候也
年 月 日

秋田縣知事 名 殿

甲(町)村 長 團

一、技術員氏名

訂(秋田令一五一號)

訂(秋田令一九一號)

- 二、俸給若ハ手當ノ支給額
- 三、事業ノ種類及其ノ成績
- (一) 傳染性貧血豫防ニ關スル事項
- (二) 骨軟症豫防ニ關スル事項
- (三) 放牧採草地ニ關スル事項
- (四) 生産ニ關スル事項
- (五) 牛馬ノ異動ニ關スル事項
- (六) 一般家畜衛生ニ關スル事項
- (七) 其他ノ事項

●種牡牛馬貸付規程

秋田縣告示第二百八十一號(昭和七年六月十四日)

沿革 昭和九年一月告示第二四號改正

種牡牛馬貸付規程左ノ通定ム

種牡牛馬貸付規程

- 第一條 縣有種牡牛馬ハ期間ヲ定メ左ノ各號ノ一ニ該當スル畜産組合又ハ種牛馬區若ハ市町村ニ無償ニテ之ヲ貸付ケルコトヲ得
- 一、畜舎、運動場其ノ他必要ナル設備ヲナシ牛馬ノ改良蕃殖ヲ行フモ
- 二、前號ノ設備ヲ有シ管理者ヲ置キ牛馬ノ改良蕃殖ヲ行フモノ
- 前項ノ貸付ヲ爲スヘキ種牡牛馬ハ其ノ都度之ヲ告示ス
- 第二條 種牡牛馬ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ニ依リ願書ヲ知事ニ差出スヘシ
- 第三條 種牡牛馬貸付ノ許可アリタルトキ又ハ貸付期間ノ滿了若ハ其ノ

第十三類 産業 第五章 畜産及獸醫、陸軍工

他ノ事由ニ依リ種牡牛馬ヲ返納セントスルトキハ借受者ハ指定ノ期日及場所ニ於テ之ヲ受領シ又ハ返納スヘシ

第四條 種牡牛馬貸付期間ハ二箇年以内トス但シ期間滿了ノ後繼續貸付ヲ受ケントスルモノハ期間滿了ノ日ヨリ二箇月前ニ其ノ旨知事ニ願出ツヘシ

第五條 種牡牛馬ノ借受、管理、飼養、返納其ノ他借受中ニ要スル一切ノ費用ハ借受者ノ負擔トス

第六條 種牡牛馬借受者ハ常ニ種牡牛馬ノ飼養管理及衛生ニ注意シ之ヲ使役ニ供シ又ハ轉貸スルコトヲ得ス又放牧ヲ行ハムトスルトキハ監視人ヲ付シ其ノ他充分ナル設備ヲナスヘシ

第七條 種牡牛馬ノ貸付ヲ受ケタル者ハ左ノ各號ニ依リ手續ヲ履行スヘシ

一、第二號様式ニ依リ借受證ヲ差出スコト
二、種牡牛馬ノ種付成績ハ毎年十一月末日迄ニ第三號様式ニ依リ知事ニ報告スルコト

第八條 種牡牛馬検査、家畜傳染病豫防法、畜牛結核病豫防法其ノ他検査ニ依リ諸届ハ借受者之ヲ爲スヘシ

第九條 第一條第一項第二號ノ管理者ヲ變更セントスルトキハ第一號様式ノ明細書ヲ添付シタル願書ヲ知事ニ差出シ之カ認可ヲ受ケヘシ

第十條 貸付種牡牛馬ノ失踪、盜難、疾病其ノ他重大ナル事故ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ事由ヲ具シ知事ニ報告スヘシ
第十一條 貸付種牡牛馬斃死シタルトキハ借受者ハ獸醫師ノ診斷書又ハ検査書ヲ添ヘ直ニ知事ニ報告スヘシ

第十三類 畜業 第五章 畜産及獸醫、蹄鐵工

第十二條 貸付種牡牛馬ニ依リ種付シタル牝牛馬ノ所有者ヨリ産駒積ノ血統書ヲ請求スルトキハ借受者ハ之ヲ交付シ拒ムコトヲ得ス

第十三條 左ノ各號ノ場合ニ於テハ貸付種牡牛馬ヲ返納セシムルコトアルヘシ

一、本規程ヲ遵守セサルトキ

二、牛馬ノ改良上知事ニ於テ必要ト認メタルトキ但シ此ノ場合ハ二箇月以前ニ通知スルモノトス

前項ニ依リ借受者ニ於テ損害ヲ生スルコトアルモ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第十四條 知事ハ時宜ニ依リ官吏、吏員ヲ派遣シテ牛馬ノ狀況及帳簿ノ檢閲ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十五條 借受者ニ於テ管理飼養ヲ怠リタルトキ疾病、創傷又ハ斃死セシメタルトキハ相當賠償セシムルコトアルヘシ

第十六條 本規程ニ依リ願書並報告ハ種畜場長ヲ經由スヘシ

第十七條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式ノ一

貸付願

一、種牡牛(馬) 何 號

右ハ牛馬改良蕃殖ノメテ借用致度候間御貸付相成度別紙明細書相添ヘ此段相願候也

年 月 日

申請者職氏 名印

知事宛

第一號様式ノ二

明細書

一、借受種牡牛馬養養場所

二、借受期間

三、飼養管理ノ方法

四、區域内ニ於ケル蕃殖用牝牛馬ノ頭數

五、區域内ニ於ケル種牡牛馬ノ現在頭數

右之通相違無之候也

年 月 日

知事宛

借受者 氏 名

管理者アルトキハ 郡 村町

管理者 氏 名印

第二號様式

印紙 種牡牛馬借受證

一、種牡牛(馬) 何 號

右借受候ニ付テハ種牡牛馬貸付規程其他御命令ヲ遵守可致候

年 月 日

知事宛

借受者 氏 名印

訂(秋田令一九一號)

第三號様式

何々號種付成績報告		何 年	
種 付 牝 牛	(馬)	産 犢 駒	所有者又ハ管理者
番 號	種 類	年 齡	毛 色
種 付 回 數	最 後 種 付 日 月 日	分 娩 日 月 日	流 産 年 不 妊
性	毛 色	特 徵	住 所
名	氏 名	氏 名	氏 名

訂(秋田令一七二號)

●秋田縣牛籍規則
縣令第三號(大正十三年一月二十五日)

- 秋田縣牛籍規則左ノ通定ム
- 秋田縣牛籍規則
- 第一條 市町村長ハ本則ニ依リ牛籍ヲ調整シ必要ナル事項ヲ記載スヘシ
- 牛籍ハ第一號様式ニ依リ一頭毎ニ區別スルモノトス
- 第二條 牛ヲ得喪シタルトキ若ハ其ノ飼養地ヲ變更シタルトキハ第二號様式ニ依リ十日以内ニ市町村長ニ届出ツヘシ
- 市町村長飼養地變更ノ届出ヲ受理シタルトキハ直ニ關係市町村長ニ當該牛籍ヲ送付スヘシ
- 第三條 市町村長ハ毎年十一月中總牛検査ヲ行ヒ牛籍ト照合シ其ノ異動ヲ記載スヘシ
- 牛ノ所有者ハ前項検査ヲ受クヘキモノトス但シ正當ノ事由ニ因リ検査ヲ受クルコト能ハサルトキハ其ノ旨市町村長ニ届出ツヘシ
- 第四條 第二條ノ届出ヲ怠リタルトキ若ハ正當ノ事由ナクシテ第三條ノ検査ヲ受ケサルトキハ科料ニ處ス
- 第五條 本則ニ於テ牛ノ所有者カ飼養地以外ニ在ルトキハ管理者ヲ以テ所有者ト看做ス
- 第六條 本則ハ國有又ハ縣有牛ニハ之ヲ適用セス
- 附則
- 第七條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第八條 本則施行以前ヨリ牛ヲ所有スルモノハ之ヲ取得シタルモノトシテ本則施行ノ日ヨリ二十日以内ニ市町村長ニ届出ツヘシ
- 第四條ノ規定ハ前項ノ届出ヲ怠リタル場合ニ之ヲ準用ス
- 訂(秋田令一七二號)

第一號様式

牛籍	第 一 號		第 二 號		第 三 號		第 四 號		第 五 號	
	異動	動	異動	動	異動	動	異動	動	異動	動
市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡
村町	村町	村町	村町	村町	村町	村町	村町	村町	村町	村町
所有者 氏名 (名稱)	所有者 氏名 (名稱)	所有者 氏名 (名稱)	所有者 氏名 (名稱)	所有者 氏名 (名稱)	所有者 氏名 (名稱)	所有者 氏名 (名稱)	所有者 氏名 (名稱)	所有者 氏名 (名稱)	所有者 氏名 (名稱)	所有者 氏名 (名稱)
番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地
管理 者 氏 名 (名稱)	管理 者 氏 名 (名稱)	管理 者 氏 名 (名稱)	管理 者 氏 名 (名稱)	管理 者 氏 名 (名稱)	管理 者 氏 名 (名稱)	管理 者 氏 名 (名稱)	管理 者 氏 名 (名稱)	管理 者 氏 名 (名稱)	管理 者 氏 名 (名稱)	管理 者 氏 名 (名稱)
血統	血統	血統	血統	血統	血統	血統	血統	血統	血統	血統
種 號	種 號	種 號	種 號	種 號	種 號	種 號	種 號	種 號	種 號	種 號
種 號	種 號	種 號	種 號	種 號	種 號	種 號	種 號	種 號	種 號	種 號
生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
體 高 特 徵	體 高 特 徵	體 高 特 徵	體 高 特 徵	體 高 特 徵	體 高 特 徵	體 高 特 徵	體 高 特 徵	體 高 特 徵	體 高 特 徵	體 高 特 徵
由 年 月 日	由 年 月 日	由 年 月 日	由 年 月 日	由 年 月 日	由 年 月 日	由 年 月 日	由 年 月 日	由 年 月 日	由 年 月 日	由 年 月 日
事 由	事 由	事 由	事 由	事 由	事 由	事 由	事 由	事 由	事 由	事 由
要 年 月 日	要 年 月 日	要 年 月 日	要 年 月 日	要 年 月 日	要 年 月 日	要 年 月 日	要 年 月 日	要 年 月 日	要 年 月 日	要 年 月 日
摘 要	摘 要	摘 要	摘 要	摘 要	摘 要	摘 要	摘 要	摘 要	摘 要	摘 要

訂(秋田令一〇四號)
(用紙美濃版紙)

第二號様式

秋田縣牛籍規則ニ依ル届書

名	號	性	別	種	類	毛	色	生年月日	體	高	特	徵	産	地	血	父	母	種	種

右牛 年 月 日 購入(出産、斃死等)(飼養地) 郡 村(變更)候ニ付此段届出候也

市町	村	長	殿
市郡	市郡	村町	村町
所有者	番地	氏	香地
管理者	氏	香地	氏
			名(名稱)

訂(秋田令一〇四號)

●牛馬商取締規則施行細則

縣令第九十一號(明治四十四年六月九日)

消章 明治四十四年八月縣令第一二〇號改正

牛馬商取締規則施行細則左ノ通り定ム

牛馬商取締規則施行細則

- 第一條 牛馬商取締規則第一條ニ依リ牛馬商ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ本籍、住所、族稱、職業、氏名、生年月日ヲ記シ履歷書ヲ添付シ所轄警察官署ニ願出ツヘシ
- 第二條 牛馬商取締規則第七條ノ事由發生シタルトキハ十日以内ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ但シ免許證札ノ再渡ヲ出願スル場合ノ外證札ヲ添付スヘシ
- 第三條 牛馬商ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアルヲ認知シタルトキハ直ニ警察官署ニ届出ツヘシ
- 一 牛馬ノ所有者分明ナラス又ハ不正ニ獲得セラレタルモノナル疑アルトキ
- 二 獸疫ノ疑アルトキ
- 第四條 牛馬商ハ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ス
- 一 置リニ他人ノ牛馬ノ賣買交換又ハ周旋行爲ニ干與スルコト

(第一號様式)

牛馬賣買交換簿 (用紙美濃紙)

買	受	賣	渡
---	---	---	---

第十三類 產業 第五章 畜産及獸醫、蹄鐵工

訂(秋田令)再版

- 二 牛馬ノ賣買交換若クハ周旋ニ關シ不當ノ周旋料ヲ請求シ又ハ酒食ヲ強請スルコト
- 第五條 牛馬商ハ他ノ府縣ニ於テ若ハ他ノ府縣ノ者ヨリ牛馬ヲ買受又ハ讓受若ハ交換シタルトキハ其ノ牛馬ノ到着後三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ若シ三日以内ニ賣渡、讓渡又ハ交換セムトスルトキハ其ノ受渡前ニ届出ツヘシ
- 第六條 牛馬商ハ警察官署ヨリ免許證札又ハ營業ニ關スル帳簿書類ノ檢閱ヲ需メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第七條 牛馬商取締規則第六條ニ依リ備付クル帳簿ハ左ノ二種ニ別テ第一號及第二號様式ニ依ルヘシ
- 一 牛馬賣買交換簿
- 二 牛馬周旋簿
- 前項ノ帳簿ノ初葉ニハ枚數ヲ記載シ使用前所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケヘシ
- 帳簿ヲ廢棄セムトスルトキハ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第八條 第三條乃至第六條、第七條第二項第三項ニ違背シ又ハ停止中營業ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス
- 附則
- 第九條 本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

香	種	名	別及牝牡	毛色	高サ	生年月	用途	血統及	產地	飼養地	飼養地及價格	買受年月場所	前所有者住所氏名	賣渡及死亡年月日	賣渡及交換價格	賣渡人住所氏名	備考

牛面二頭ヲ、記載ノコト
(第二號様式) 牛馬周旋簿 (用紙同上)

香	種	名	別及牝牡	毛色	高サ	生年月	用途	血統及	產地	飼養地	飼養地	買受年月場所	前所有者住所氏名	賣渡及死亡年月日	賣渡及交換價格	賣渡人住所氏名	備考

訂(秋田令)再版

牛面二頭ヲ、記載ノコト

訂(秋田令四一號)再版

●牛馬商取締規則施行細則取扱規程

訓令甲第三十五號(明治四十四年六月九日)

沿革 明治四十四年七月訓令甲第三十八號改正

警察部 郡役所 警察署 警察分署

市役所

牛馬商取締規則施行細則取扱規程左ノ通り定ム

牛馬商取締規則施行細則取扱規程

- 第一條 牛馬商營業願ヲ受理シタルトキハ牛馬商取締規則第二條各號ニ牒觸ノ有無ヲ調査シ不都合ナキ者ニ限り許可シ鑑札ヲ下附スヘシ
- 調査ノ結果許可スヘカラサルモノト認ムルトキハ關係書類ニ意見ヲ附シテ指揮ヲ受ケヘシ
- 前項ノ許可ヲ與ヘタルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日、鑑札番號及免許年月日ヲ所轄郡市長ニ通報スヘシ營業ノ停止及免許ノ取消ニ關シテモ亦同シ
- 第二條 牛馬商取締規則第八條ノ處分ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ處分ノ資料トナルヘキ詳細ナル事實ヲ具申スヘシ
- 第三條 牛馬商取締規則施行細則第三條、第五條ノ届出ヲ受ケタルトキハ臨檢ノ上相當處理スヘシ

第十三類 畜産 第五章 畜産及獸醫、蹄鐵工

- 第四條 警察官署ハ牛馬商取締規則第九條ニ依リ免許鑑札ノ返納アリタルトキハ之ヲ廢棄スヘシ
- 第五條 警察官署ハ隨時牛馬商ノ帳簿ノ檢査ヲ行ヒ認印スヘシ
- 第六條 警察官署ニハ別記第一號様式ノ臺帳ヲ備フヘシ
- 前項臺帳ニハ別記第二號様式ニ依リ目錄ヲ附スヘシ
- 臺帳記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ訂正スヘシ

(第一號様式) (用紙半紙)

香	種	名	別及牝牡	毛色	高サ	生年月日	用途	血統及	產地	飼養地	飼養地	買受年月場所	前所有者住所氏名	賣渡及死亡年月日	賣渡及交換價格	賣渡人住所氏名	備考

(第二號様式) (用紙半紙)

番	氏	名	番	氏	名

訂(秋田令四一號)再版

●家畜市場法施行細則

縣令第八十一號(明治四十四年六月二日)

沿革 大正五年二月縣令第五一號、一五年七月第九五號改正

家畜市場法施行細則左ノ通定ム

家畜市場法施行細則

- 第一條 家畜市場ヲ開設セントスル者ハ第一號様式ニ依リ知事ニ願出ツヘシ
- 第二條 家畜市場ヲ移轉セントスルトキハ用地ノ位置面積附屬建築物ノ名稱位置坪數ヲ記入シタル圖面及市場附近ノ見取圖ヲ添付シ知事ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 家畜市場附屬建築物ノ改築ヲ爲サントスルトキハ其ノ建築物ノ名稱位置及構造設備坪數ヲ記入シタル圖面竝起工及竣功ノ期日ヲ記載シタル書面ヲ添付シ知事ニ届出ツヘシ
- 第三條 市場業務規程變更認可申請書ニハ變更ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ
- 第四條 家畜市場開設者市場管理者ヲ定メタルトキハ五日以内ニ其ノ住所氏名ヲ知事ニ届出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第十三類 産業 第五章 畜産及獸醫、蹄鐵工

訂(秋田令一一九號)

- 第五條 家畜市場法施行規則第七條ノ圖樣ハ第二號様式ニ依ルヘシ
- 第六條 家畜市場法第七條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ所轄警察署ニ願出ツヘシ
- 第七條 一ケ年二十日以上開催スル定期家畜市場並其ノ附屬建築物ノ構造設備ハ家畜市場法施行規則第十二條第二項ニ準據スヘシ但畜舎ハ兼場ト兼用スルヲ妨ケス
- 一ケ年開催日數二十日ニ達セサル定期家畜市場及臨時家畜市場ニ在リテハ家畜ノ健康検査及之ヲ繋留隔離スルニ適當ノ設備ヲ爲スノ外家畜市場法施行規則第十二條ノ標準ニ據ラザルコトヲ得
- 第八條 家畜市場ニ於テハ事務所及其ノ他ノ建築物ニ各其ノ名稱ヲ記シタル標札ヲ掲ケヘシ
- 第九條 家畜市場ニ於テハ家畜市場法第六條ノ場内又ハ其ノ附屬ノ場所ヲ標示スヘシ
- 第十條 家畜市場ノ設備竣功シタルトキハ知事ニ届出テ検査ヲ受クヘシ其ノ構造設備家畜市場法施行規則第十二條並本細則第七條ノ規定ニ適合セス又ハ不適當ト認ムルトキハ其ノ改築又ハ變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十一條 家畜市場ノ仲立業者ヲラントスル者ハ履歷書ヲ添付シ知事ニ願出ツヘシ
- 第十二條 家畜市場ノ仲立業者ハ第三號様式ノ印章ヲ左腕部ニ縫着スヘシ
- 第十三條 家畜市場開設者又ハ家畜市場ノ仲立業者ノ住所氏名族籍ニ異動アリタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十四條 法人ノ開設シタル家畜市場ニシテ代表者ニ變更アリタルトキハ十日以内ニ其ノ代表者タルコトヲ證明スヘキ書面並履歴書ヲ添付シ知事ニ届出ツヘシ

市町村ノ開設スル家畜市場ニシテ其ノ市町村長ニ變更アリタルトキ亦同シ

第十五條 家畜市場開設者ハ市場閉鎖後五日以内ニ第四號様式ニ依リ其ノ成績ヲ知事ニ報告スヘシ

常設家畜市場ニ在リテハ每一ヶ月分ヲ取り纏メ翌月五日迄ニ前項ノ手(第一號様式)(用紙美濃界紙)

常設(定期)家畜市場開設願

家畜ノ種類	市場ノ名稱	位置	入場見込	市場名	開設者ノ住所
右常設(定期)家畜市場開設致度候御許可相成度附屬書類添付此段相願候也	年月日		氏名	又開設者ノ住所	
知事宛			右開設者 氏名		

備考

一、法人ノ開設スル家畜市場ニ在リテハ其代表者ノ名義ヲ以テ願出ツヘシ

二、市町村ノ開設スル家畜市場ニ在リテハ其ノ市町村長ヨリ出願スヘシ

附屬書類

訂(秋田令一一九號)

- 一 開設者ノ履歴書
- 一 用地ノ面積建物ノ名稱構造設備坪數ヲ記入シタル圖面
- 一 市場附近ノ見取圖
- 一 資本金額及收支計算書(臨時家畜市場又ハ産牛馬組合ノ家畜市場ニハ添付ヲ要セス)
- 一 開設期間(市町村又ハ産牛馬組合ノ家畜市場ニハ添付ヲ要セス)
- 一 市場業務規程(二通ヲ要ス)
- 一 市場開設者カ法人ナルトキハ其ノ定款及最近ノ事業報告書(各二通ヲ要ス)

(第二號様式) (用紙美濃界紙)

種別	姓名	生年月	毛色及特徴	體高又ハ體重	用途	第 號		賣買交換ノ區別及其年月日
						飼養地	血統	
						父何々種 何々號	母何々種 何々號	
賣買交換	換價格	徵收	料金	賣主住所	氏名	買主交換		

何々家畜市場臺帳	備考
	受主住所 氏名

備考
一、此帳簿ハ家畜ノ種類毎ニ調製シ一ケ年毎ニ改訂スルヲ要ス
二、此帳簿ノ表紙ニハ市場開催期間家畜ノ種類及市場ノ名稱ヲ記スヘシ

(第三號雛形)

養育及成育ノ進捗
ニハ文字ヲ記ス

何々家畜市場

養育及成育ノ進捗

4 冊

(第四號雛式) (用紙美濃界紙)

自大正 年 月 何々家畜市場成績報告 其一 (畜牛)

外	種類	用途	區別	入場頭數	賣買頭數	價格	價格			頭數換
							最高	最低	平均	
乳用	成牛	牝	牝	頭	頭	圓	頭
肉用	成牛	牝	牝	頭	頭	圓	頭

訂(秋田令四八號)再販

訂(秋田令四八號)再販

國內			計	雜種			計	國外		
肉用	役用	乳用		肉用	役用	乳用		肉用	役用	乳用
成牛	成牛	成牛	成牛	成牛	成牛	成牛	成牛	成牛	成牛	成牛
牝	牝	牝	牝	牝	牝	牝	牝	牝	牝	牝
牝	牝	牝	牝	牝	牝	牝	牝	牝	牝	牝
...
...
...
...

右及報告候也

年 月 日

知事宛

至大正 年 月 何々家畜市場成績報告

其二 (馬匹)

何々家畜市場開設者 氏 名

(備考)
一、一般市場ノ状況(振不振並其ノ原因等)ノ概略ヲ記シ併テ販賣先チ縣内ト縣外トニ區別シ重ナル販賣先チ記載スヘシ

種類	區別	合計	
		計	計
入場頭數			
賣買頭數			
價			
最高		・	・
最低		・	・
平均		・	・
交換			

右及報告候也

年 月 日

知事宛

至大正 年 月 何々家畜市場成績報告

其二 (馬匹)

何々家畜市場開設者 氏 名

(備考)
一、一般市場ノ状況(振不振並其ノ原因等)ノ概略ヲ記シ併テ販賣先チ縣内ト縣外トニ區別シ重ナル販賣先チ記載スヘシ

種類	區別	合計	
		計	計
入場頭數			
賣買頭數			
價			
最高		・	・
最低		・	・
平均		・	・
交換			

訂(秋田令四八號)再版

訂(秋田令四八號)再版

右及報告候也

年 月 日

知事宛

至大正 年 月 何々家畜市場成績報告

其三 (羊豚)

何々家畜市場開設者 氏 名

(備考)
一、一般市場ノ状況(振不振並其ノ原因等)ノ概略ヲ記シ併テ販賣先チ縣内ト縣外トニ區別シ重ナル販賣先チ記載スヘシ

種類	和種	合計	
		計	計
入場頭數			
賣買頭數			
價			
最高		・	・
最低		・	・
平均		・	・
交換			

計	豚			羊		
	計	肉種		計	肉種	
		他	用		他	用
		牡	牝		牡	牝
						頭
						頭
						四十錢
						四十錢
						四十錢
						頭

(備考)
一、一般市場ノ狀況(振不振其ノ原因等)ノ概略ヲ記シ併テ販賣先ヲ縣内ト縣外トニ區別シ重ナル販賣先ヲ記載スヘシ

右及報告候也

年 月 日

知 事 宛

何々家畜市場開設者

氏

名

訂(秋田令四八號)再版

●家畜市場法施行細則取扱規程

秋田縣訓令第三十二號(明治四十四年六月二日)
沿革 大正一五年七月訓令第一三〇號改正

警察署 市役所 町村役場

家畜市場法施行細則取扱規程左ノ通定ム

- 第一條 市町村長家畜市場法施行細則第一條及第二條第一項ノ願書ヲ受理シタルトキハ家畜市場法施行細則第十二條家畜市場法施行細則第七條ノ規定ニ適合セルヤ否ヲ調査シ許可ヲ與フルノ當否ニ付意見ヲ付シ進達スヘシ
- 第二條 市町村長ハ前條ノ場合ニ於テ之ヲ所轄警察官署長ニ合議シ其ノ意見ヲ求ムヘシ
- 第三條 警察署長家畜市場法第七條但書ニ依リ許可ヲ與ヘタルトキハ出願者ノ住所氏名及其ノ事由或許可ノ年月日ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第四條 市町村長家畜市場法施行細則第十一條ノ願書ヲ受理シタルトキハ家畜市場法施行細則第十三條第二項各號ノ一ニ該當セサルヤ否ヲ調査シ意見ヲ付シ進達スヘシ
- 第五條 市町村長家畜市場ノ仲立業者ニシテ家畜市場法施行細則第十三條第二項各號ノ一ニ該當スル者アルヲ發見シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第六條 削除

●家畜市場法ニ依ル家畜ノ賣買交換禁止期間及區域ノ件

第十三類 産業 第五章 畜産及獸醫、蹄鐵工

秋田縣告示第二百九十八號(大正五年十月十八日)
沿革 大正一四年五月告示第一五二號改正
家畜市場法第七條ニ依リ平鹿郡横手町定期家畜市場開催日及其ノ開催日前二日後一日平鹿郡内ニ於テ牛馬ノ賣買交換ヲ禁止ス

昭和四年八月二十三日
秋田縣告示第三百四十號

家畜市場法第七條ニ依リ平鹿郡十文字町十文字新田字榮町ニ於テ十文字町ノ開設スヘキ定期家畜市場附近ニテ其ノ市場ノ取扱フヘキ牛馬ノ賣買交換ヲ禁止スル期間及區域ヲ左ノ通指定ス

- 一、期間 毎年自三月三十一日 七日間
至四月 六日 七日間
自六月三十日 九日間
至七月 八日 九日間
自十月三十一日 九日間
至十一月 八日 九日間
- 二、區域 平鹿郡増田町、十文字町、醍醐村、三重村、植田村、陸合村、淺舞町
雄勝郡西成瀬村、駒形村、岩崎町、辨天村

昭和六年四月二十一日
秋田縣告示第二百十七號

沿革 昭和七年六月告示第二九六號、七月第三四一號、八年五月第二一〇號、九年三月第二一〇號、一〇年四月第一七五號、七月第三二八號、一一年六月第三三〇號、一二年四月第二三〇號、一三年四月第一四三號、一四年七月第四八一號改正
秋田縣畜産組合ノ左記場所ニ於テ開設スヘキ定期家畜市場附近ニテ其市場ノ取扱フヘキ牛馬ノ賣買交換ヲ禁止スル期間及區域ヲ家畜市場法第七條ニ依リ左ノ通指定ス
昭和五年六月二十八日秋田縣告示第二百六十九號ハ之ヲ廢止ス

百二十八ノ五

開設場所	期	間 (毎年)	區	域
由利郡金浦町	七月二日	ヨリ四日間	由利郡金浦町、小出村、象潟町、平澤町、院内村	
由利郡矢嶋町	七月十日	ヨリ六日間	由利郡矢嶋町、西濃澤村、東濃澤村	
由利郡本莊町	七月七日	ヨリ五日間	由利郡本莊町、西目村、子吉村、小友村、南内越村	
由利郡龜田町	七月四日	ヨリ五日間	由利郡龜田町、松ヶ崎村、道川村	
由利郡平澤町	十月十九日	ヨリ三日間	由利郡平澤町、金浦町、院内村、西目村	
南秋田郡寺内町	五月十九日	ヨリ五日間	南秋田郡寺内町、旭川村、廣山田村	
南秋田郡五城目町	七月二十六日	ヨリ四日間	南秋田郡五城目町、仁井田村	
山本郡能代港町	七月二十八日	ヨリ四日間	南秋田郡五城目町、馬川村、富津内村、一日市町、面湯村	
山本郡二ツ井町	七月十五日	ヨリ九日間	山本郡能代港町、澁内村、榊村、東雲村	
山本郡澤目村	七月二十二日	ヨリ四日間	山本郡二ツ井町、荷上場村、響村、藤琴村、種梅村	
平鹿郡横手町	十一月九日	ヨリ五日間	山本郡澤目村、八森村、鳩川村	
雄勝郡湯澤町	八月十六日	ヨリ三日間	平鹿郡横手町、朝倉村、築村、山内村	
雄勝郡東成瀬村	八月二十五日	ヨリ三日間	雄勝郡湯澤町、三關村、辨天村、幡野村、山田村	
仙北郡角館町	十月二十四日	ヨリ三日間	雄勝郡東成瀬村、西成瀬村	
仙北郡大曲町	十月二十二日	ヨリ三日間	仙北郡角館町、神代村、西明寺村、長野町、中川村	
仙北郡刈和野町	八月二十日	ヨリ九日間	仙北郡大曲町、高梨村、花館村	
仙北郡六郷町	八月十七日	ヨリ五日間	仙北郡刈和野町、北楡岡村、土川村、峰吉川村、大澤郷村	
	八月二十七日	ヨリ六日間	仙北郡六郷町、飯詰村、金澤町、畑屋村、千屋村	
	十月二十日	ヨリ三日間		
	十月二十六日	ヨリ三日間		

訂(秋田令二五四號)

仙北郡生保内村	十月二十七日	ヨリ三日間	仙北郡生保内村、田澤村
鹿角郡花輪町	十月七日	ヨリ六日間	鹿角郡一圓
北秋田郡大館町	十月十九日	ヨリ七日間	北秋田郡大館町、上川沿村、下川沿村、長木村、釋迦内村
北秋田郡鷹巣町	十月十一日	ヨリ七日間	北秋田郡鷹巣町、鏡子村、澤口村、坊澤村
北秋田郡米内澤町	十月二十三日	ヨリ六日間	北秋田郡米内澤町、上大野村、七日市村
北秋田郡阿仁合町	十月二十日	ヨリ五日間	北秋田郡阿仁合町、荒瀬村、前田村
	十月十七日	ヨリ五日間	
	十月二十七日	ヨリ三日間	

訂(秋田令二五四號)

昭和七年十一月十一日
秋田縣告示第五百六十號

推定 昭和七年十一月十一日告示第一二四號改正

仙北郡六郷町六郷字角館街道西ニ於テ六郷家畜市場合資會社ノ開設スヘキ定期家畜市場附近ニテ其ノ市場ノ取扱フヘキ牛馬ノ賣買交換ヲ禁止スル期間及區域ヲ家畜市場法第七條ニ依リ左ノ通指定ス

一、期間
自三月二十六日 七日間
自四月一日 七日間
自七月十四日 七日間
自七月二十日 七日間
自十一月十三日 七日間
自十一月十七日 七日間

但シ昭和七年十一月ヨリ昭和十六年六月マテ許可期間中毎年トス

二、區域
仙北郡六郷町、金澤町、千屋村、畑屋村、飯詰村

●獸醫師法施行細則

秋田縣令第十九號(昭和三年三月二日)

獸醫師法施行細則左ノ通定ム

獸醫師法施行細則

- 第一條 本則ニ於テ法ト稱スルハ獸醫師法ヲ規則ト稱スルハ獸醫師法施行規則ヲ謂フ
- 第二條 規則第一條ニ依リ獸醫師ノ免許及登錄ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ニ依ル申請書ヲ提出スヘシ
前項ノ申請書ニハ法第二條及第三條ノ各號ニ該當セサル旨ノ市町村長ノ證明書ヲ添付スヘシ但シ法第二條及第三條ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニアラス
- 第三條 市町村長ハ法第二條及第三條ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ獸醫師ノ免許及登錄ノ申請ヲ爲ス者アルトキハ其ノ事實ヲ知事ニ進達スヘシ但シ法第三條ニ該當スル者ニ付テハ前項ノ外更ニ免許ニ關スル意見ヲ附スヘシ
- 第四條 規則第三條ニ依ル獸醫師名簿登錄變更ノ申請ハ第二號様式ニ依リ之ヲ爲スヘシ
- 第五條 規則第四條ニ依ル獸醫師免許證再下付申請ハ第三號様式ニ依リ之ヲ爲スヘシ
- 第六條 規則第六條ニ依ル獸醫師登錄抹消ノ申請ハ第四號様式ニ依リ之ヲ爲スヘシ
- 第七條 規則第七條ニ依ル獸醫師住所變更ノ届出ハ第五號様式ニ依リ之ヲ爲スヘシ

- 第八條 規則第八條ニ依ル獸醫師開業、休業、廢業者ハ診療治療場所變更ノ届出ハ第六號様式ニ依リ之ヲ爲スヘシ
 - 第九條 獸醫師ニシテ法第二條及第三條ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ速ニ其ノ事情ヲ知事ニ報告スヘシ
 - 第十條 獸醫師業務上ニ關シ官廳ニ差出スヘキ書面ニハ氏名ノ上ニ獸醫師ノ三字ヲ記載スヘシ
 - 第十一條 獸醫師ハ獸醫師ノ免許無キ者ヲシテ診療治療又ハ調劑等ヲ代施セシムルコトヲ得ス
 - 第十二條 獸醫師ハ劇業又ハ毒藥ヲ調合シタルモノニシテ取扱上注意ヲ要スルモノハ之ヲ本人ニ知得セシムヘシ
 - 第十三條 獸醫師ハ自己ノ診療ニ保ル病者ヲ每一箇年分取極メ翌年一月三十一日限り第七號様式ニ依リ知事ニ報告スヘシ
 - 第十四條 法第七條ニ依ル診療簿ハ別表様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ
 - 第十五條 本則ニ依リ農林大臣又ハ知事ニ提出スヘキ書類ハ住所地ノ市町村長ヲ經由スヘシ
 - 第十六條 第十一條ノ規定ニ違反シ代施セシメタル者ハ科料ニ處ス
- 附則
本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治二十九年十二月十七日秋田縣令第七十六號開業獸醫取締規則ハ之ヲ廢止ス

訂(秋田令二〇九號)

訂(秋田令一三四號)

獸醫師名簿登錄並同免許證再下付申請書

本籍地	何
現住所	何
農林大臣宛	右
昭和年月日	何
資格	何
何年何月何日何々學校何科卒業(試驗合格)	年月日生
獸醫師名簿ニ登錄ノ上同免許證御下付相成度戸籍謄本(抄本)並登錄稅相添ヘ此段申請候也	某印

○注意 一、獸醫師名簿登錄稅 金拾貳圓(收入印紙貼付)添付ノコト
二、正副二通提出スルコト

獸醫師名簿登錄變更申請書

本籍地	何
現住所	何
農林大臣宛	右
昭和年月日	何
變更事項	何
一、變更事項(年月日何々何々ト改名又ハ改姓若ハ東京帝國大學農學部獸醫實科卒業又ハ何々)	某
右ノ通獸醫師名簿登錄事項ニ異動生シ候條免許證書換ヘノ上御下付相成度免許證戸籍謄本(抄本)及手数料相添ヘ此段申請候也	某印

第十三類 産業 第五章 畜産及獸醫、屠畜工

獸醫師免許證再下付申請書

本籍地	何
現住所	何
農林大臣宛	右
昭和年月日	何
資格	何
何年何月何日何々學校何科卒業(試驗合格)	年月日生
獸醫師免許證何々、々々、ニ依リ毀損(亡失)致候條再下付相成度免許證及手数料相添ヘ此段申請候也	某印

○注意 一、亡失ノ場合ハ本文中ヨリ免許證及チ除クコト
二、免許證ノ登錄年月日及番號ヲ記註スルコト
三、正副二通ヲ三十日以内ニ提出スルコト
四、手数料金五拾錢ニ相當スル收入印紙ヲ貼付スルコト

百三十一

務ヲ行フモノトス

第七條 獸醫師會令第二十五條ノ規定ニ依リ報告スヘキ毎年度ノ豫算ハ年度開始前之ヲ議決シ直ニ知事ニ報告スヘシ

第八條 獸醫師會ハ基本財産ノ造成又ハ營造物ノ設置ヲ爲サムトスルトキハ其ノ規則ヲ定メ知事ニ届出ツヘシ但シ營造物ノ使用料ヲ徵收スルトキハ知事ノ認可ヲ受ケヘシ

第九條 獸醫師會財産又ハ營造物ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ會議録原本ヲ添ヘ知事ノ認可ヲ受ケヘシ

第十條 獸醫師會總會又ハ役員會ノ決議事項及其ノ概況ヲ閉會後十日以内ニ知事ニ報告スヘシ

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訂(秋田令一三四號)

獸醫假開業免許出願細則

縣令第五十一號(明治二十三年九月二十日)

沿革 明治三十一年一月縣令第七號、大正一五年六月第六九號改正

明治二十三年八月法律第七十六號第十四條ニ依リ假開業獸醫ノ免許ヲ出願スル者ハ左ノ細則ニ據ルヘシ

但シ明治二十年三月本縣令第十八號ハ廢止ス

獸醫假開業免許出願細則

第一條 獸醫假開業免許ヲ出願セントスルモノハ書式ノ願書ニ履歷書ヲ添ヘ所管市町村長ヲ經テ知事ヘ差出スヘシ

第二條 獸醫假開業免許ヲ出願シ得ルモノハ獸醫ニ乏シキ地方ニシテ開業獸醫居住所ヲ距ル五里以外ノ土地ニ住居スルモノニ限ル

第三條 假開業獸醫營業免許ノ期限ハ滿二ヶ年以内トス

第四條 假開業獸醫ハ指定セラレタル區域外ニ出テ病畜ノ治療ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 左ノ場合ニ於テハ假免狀ハ市町村長ヲ經テ知事ニ返納スヘシ

一 本免狀ヲ得タルトキ

二 有效期限ヲ經過シタルトキ

書式 (用紙美濃紙二通)

獸醫假開業免狀下附願

何縣何國何市何町何番地住(寄留ナレハ本籍)

族籍

氏名

年月生

第十三類 產業 第五章 畜産及獸醫、踏鐵工

訂(秋田令一六八號)

私權何郡市何町何番地ニ於テ獸醫開業仕度候間獸醫假免狀御下附被成下度別紙履歷書相添此段奉願候也

年月日

右 氏名印
村長 氏名印

蹄鐵工取締規則

縣令第三號(昭和七年一月十五日)

蹄鐵工取締規則左ノ通改正ス

蹄鐵工取締規則

第一條 蹄鐵工開業シタルトキハ開業ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ免狀寫ヲ添ヘ左記事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

一、本籍地、現住所、氏名、生年月日

二、開業年月日

三、開業ノ場所

第二條 蹄鐵工出張所ヲ設ケタルトキハ設置ノ日ヨリ十日以内ニ左記事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

一、出張所設置年月日

二、出張所ノ場所

三、出張所ノ場

第三條 前二條ノ届出事項ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ廢業若ハ休業シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ但シ死亡又ハ所在不明トナリ

ルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ速ニ届出ツヘシ

第四條 踏鐵工ハ免狀ヲ有スル者ヲシテ其ノ業務ヲ代理セシムルコトヲ得

第五條 踏鐵工ハ代理者又ハ助手ヲ置キタルトキハ其ノ本籍地、現住所、氏名、生年月日ヲ設置ノ日ヨリ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ但シ代理者ニ在リテハ其ノ免狀寫ヲ添付スルヲ要ス

前項届出事項ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第六條 踏鐵工ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ免狀ヲ有セサル者ヲシテ其ノ業務ヲ代行セシムルコトヲ得ス

第七條 踏鐵工ハ裝蹄簿ヲ備ヘ牛、馬ノ別及名號、裝蹄ノ年月日、畜主又ハ管理者ノ住所氏名ヲ記載スヘシ

前項ノ裝蹄簿ハ最終記載ノ日ヨリ三箇年間之ヲ保存スヘシ

第八條 踏鐵工ハ裝蹄、削蹄等ニ關スル料金表ヲ營業所内見易キ場所ニ揭示シ置クヘシ

第九條 踏鐵工場ノ火工場ノ周圍ハ不燃質物ヲ以テ耐火ノ構造ト爲シ且場内ハ常ニ清潔ニ保持スヘシ

第十條 知事ハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ火工場ノ設備又ハ備付帳簿ノ檢査ヲ爲サシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條 踏鐵工ハ一郡市以上ノ區域ヲ定メ其ノ区域内ノ開業踏鐵工三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ規約ヲ定メ知事ノ認可ヲ受ケ踏鐵工組合ヲ組織シ又ハ其ノ聯合會ヲ設置スルコトヲ得

踏鐵工組合ノ認可申請者ハ其ノ区域内ノ開業踏鐵工三名以上タルコトヲ要ス

第十二條 前條ニ依リ踏鐵工組合又ハ聯合會ヲ設置セントスル者ハ其ノ区域内ノ組合員トナルヘキ者ノ名簿及其ノ設立ニ同意ヲ證スル書面並組合規約ヲ添ヘ知事ニ認可ヲ申請スヘシ

第十三條 本則ニ依リ組織シタル踏鐵工組合区域内ノ踏鐵工業務者ハ其ノ踏鐵工組合ニ加入スヘシ非開業ノ踏鐵工ハ住所ノ屬スル踏鐵工組合ノ同意ヲ得テ之ニ加入スルコトヲ得

第十四條 踏鐵工組合又ハ其ノ聯合會ノ規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一、名稱及區域
- 二、事務所ノ所在地
- 三、目的及事業ノ概目
- 四、役員ノ名稱、定數、職務權限、選任解任及任期ニ關スル事項
- 五、會議ニ關スル事項
- 六、料金定額ニ關スル事項
- 七、加入脱退ニ關スル事項
- 八、經費徵收ニ關スル事項
- 九、違約者處分ニ關スル事項
- 十、庶務會計ニ關スル事項
- 十一、其他必要ナル事項

第十五條 踏鐵工組合又ハ其ノ聯合會ニハ左ノ役員ヲ置クヘシ

- 一、組合長又ハ會長 一名
- 二、副組合長又ハ副會長 一名若ハ二名
- 三、評議員 若干名

第十六條 踏鐵工組合又ハ其ノ聯合會ハ左ニ掲クル事項ハ開會前又ハ開會後

訂(秋田令一六八號)

會後遲滞ナク之ヲ知事ニ届出ツヘシ

- 一、會議ヲ開カントスルトキハ其ノ目的、日時及場所
- 二、會議ニ於テ決議シタル事項
- 三、役員ヲ選任、解任シタルトキハ其ノ住所、氏名、解任ノ場合ニアルコトヲハ其ノ事由
- 四、其他重要ナリト認メタル事項

第十七條 知事ハ踏鐵工組合又ハ其ノ聯合會ノ決議若ハ役員ノ行爲ニシテ法規ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消、規約ノ變更若ハ役員ノ改選ヲ命ジ又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十八條 踏鐵工組合又ハ其ノ聯合會ヲ解散セントスルトキハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

- 一、第一條乃至第三條及第五條ノ規定ニ違反シ届出ヲ怠リタル者
- 二、第六條ノ規定ニ違反シ免狀ヲ有セサル者ヲシテ業務ヲ代行セシメタル者
- 三、第七條ノ規定ニ違反シ裝蹄簿ノ整備ヲ怠リ又ハ保存セサル者
- 四、第十條ノ檢査ヲ拒ミタル者

第二十條 踏鐵工其ノ業務上ニ關シ官廳ニ差出スヘキ書面ニハ氏名ノ上ニ踏鐵工ノ三字ヲ記載スヘシ

第二十一條 本則ニ依リ知事ニ差出スヘキ書類ハ住所ノ市、町、村長ヲ經由スヘシ

訂(秋田令一六八號)

附則

- 一、本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三類 產業 第五章 畜産及獸醫、踏鐵工

●踏鐵工假免許出願細則

縣令第五十三號(明治二十三年九月二十日)

沿革 明治三十一年一月縣令第七八號、大正一五年六月第七〇號改正

明治二十三年四月法律第三十一號踏鐵工免許規則第十二條ニ據リ踏鐵工假免狀ノ下附テ出願スル者ハ左ノ細則ニ依ルヘシ

踏鐵工假免許出願細則

第一條 踏鐵工假免許ヲ出願セントスルモノハ書式ノ願書ニ履歷書ヲ添ヘ所管市町村長ヲ經テ知事ニ差出スヘシ